

添 1 表 2 - 1 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 42  p. 89	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)  ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	第1廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-3}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-1 本施設のアンプは、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))であり、第1加工棟に設置する。 第5次申請では、本施設に対して、第1加工棟、第2加工棟、事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)に設置するマイク <sup>(※)</sup> から試験放送を行うことにより、事業所内建物間における相互の放送の性能を確認する。 (※){8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクとする。
			所内通信連絡設備	{8007-14}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—	—	—	—	○	—	
p. 42  p. 89	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)  ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	第3廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-4}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-1 本施設のアンプは、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))であり、第1加工棟に設置する。 第5次申請では、本施設に対して、第1加工棟、第2加工棟、事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)に設置するマイク <sup>(※)</sup> から試験放送を行うことにより、事業所内建物間における相互の放送の性能を確認する。 (※){8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクとする。
			所内通信連絡設備												
p. 42  p. 89	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)  ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	第5廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-5}	リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	—	—	○	○	—	[第4次申請]表リー2-1 [第5次申請]追第4次表リー2-1 本施設は、第5廃棄物貯蔵棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))であり、第4次申請で適合性確認を行う。 本施設のアンプは、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))であり、第1加工棟に設置する。 第5次申請では、本施設に対して、第1加工棟、第2加工棟、事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)に設置するマイク <sup>(※)</sup> から試験放送を行うことにより、事業所内建物間における相互の放送の性能を確認する。 (※){8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクとする。
			所内通信連絡設備	{8007-6}	リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—	—	—	○	—	—	

添 1 表 2 - 1 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称						設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)	第1加工棟	所内通信連絡設備	{8007-7}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	—	○	—	○	—	[第3次申請]表リ-4-1 [第5次申請]追第3次表リ-4-1 本施設は、第1加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))であり、第3次申請で適合性確認を行う。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	第1加工棟	所内通信連絡設備	{8007-8}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表リ-4-1 本施設は、第1加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))であり、第3次申請で適合性確認を行う。 付属する所内携帯電話機(PHS)は、事故時の活動の拠点として機能する緊急対策本部に設置する。 本施設を接続する{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は、第5次申請で適合性確認を行う。
				{8007-10}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))	—	—	○	—	○	—	[第3次申請]表リ-4-1 [第5次申請]追第3次表リ-4-1 本施設は、{8007-3}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-4}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-7}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))のアンプである。 第1加工棟に設置するマイクは、本施設に接続する。 第5次申請では、第1加工棟、第2加工棟、事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)に設置するマイク <sup>(※)</sup> から試験放送を行うことにより、事業所内建物間における相互の放送の性能を確認する。 (※){8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクとする。
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)	屋内、屋外	所外通信連絡設備	{8008}	リ. その他の加工施設	事務棟、保安棟、屋外	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-6
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	屋外 <sup>(※)</sup>	所外通信連絡設備												(※)加工事業変更許可申請書<p. 89>の設置場所のうち、所外通信連絡設備の設置場所には屋外が該当する。

添 1 表 2 - 1 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第2加工棟	自動火災報知設備	{8009}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1 本施設は、第2加工棟に設置する火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)であり、第4次申請で適合性確認を行う。本施設には、第2次申請で仮移設する{8009-9}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を含む。 本施設の受信機は、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)であり、第2加工棟に設置する。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	第2加工棟	自動火災報知設備	{8009-9}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	—	◇	—	(○)	—	—	[第2次申請]表リ-3-1 第2次申請では、第2加工棟に設置する火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の一部を仮移設する。第4次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)としてその適合性確認を行う。
				{8009-11}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備(受信機)	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1 本施設は、{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の受信機である。
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第1廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-2}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1 本施設の受信機は、{8009-12}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)であり、第1廃棄物貯蔵棟に設置する。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	第1廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-12}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備(受信機)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1 本施設は、{8009-2}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の受信機である。
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第3廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-3}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1 本施設の受信機は、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)であり、第3廃棄物貯蔵棟に設置する。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	第3廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-13}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備(受信機)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1 本施設は、{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の受信機である。
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第5廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-4}	リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1 本施設の受信機は、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)であり、第3廃棄物貯蔵棟に設置する。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	第5廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第1加工棟	自動火災報知設備	{8009-5}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	—	—	○	—	○	—	[第3次申請]表リ-4-1 [第5次申請]追第3次表リ-4-1 本施設の受信機は、{8009-6}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)であり、第1加工棟に設置する。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	第1加工棟	自動火災報知設備	{8009-6}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備(受信機)	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表リ-4-1 本施設は、{8009-5}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の受信機である。
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	発電機・ポンプ棟	自動火災報知設備	{8009-8}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1 本施設の受信機は、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)であり、第2加工棟に設置する。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	発電機・ポンプ棟	自動火災報知設備												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第2加工棟	消火器	{8010}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	消火器	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1 二酸化炭素消火器、金属消火器、乾燥砂(消火用)をその他の構成機器として含む。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	第2加工棟	消火器												

添 1 表 2 - 1 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第1廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-2}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	消火設備	消火器	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-1
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	第1廃棄物貯蔵棟	消火器												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第3廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-3}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	消火設備	消火器	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-1
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	第3廃棄物貯蔵棟	消火器												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第5廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-4}	リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	消火設備	消火器	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リー-2-1
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	第5廃棄物貯蔵棟	消火器												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第1加工棟	消火器	{8010-5}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	消火設備	消火器	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表リー-4-1
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	第1加工棟	消火器												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	発電機・ポンプ棟	消火器	{8010-7}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	消火設備	消火器	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-1
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	発電機・ポンプ棟	消火器												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、第1加工棟、第1-3貯蔵棟、発電機・ポンプ棟	自動式又は遠隔操作式の消火設備	{8011}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	自動式の消火設備	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-1 本施設は、詳細設計の結果、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤がある第2加工棟にのみ設置する。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	第2加工棟	自動式又は遠隔操作式の消火設備												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第2加工棟	消火栓	{8012}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	屋内消火栓	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-2 本施設は、第2加工棟に設置する消火設備 屋内消火栓であり、第5次申請で適合性確認を行う。第5次申請では、屋内消火栓による消火活動に必要な機器(消火栓配管、消火栓ポンプ <sup>(※)</sup> 、消火栓水槽 <sup>(※)</sup> )の適合性確認を行うことにより、本加工施設における消火栓全体の性能を確認する。 (※)消火栓ポンプ、消火栓水槽は、発電機・ポンプ棟に設置する。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	第2加工棟	消火栓												

添 1 表 2 - 1 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【改造及び新規規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	屋外	消火栓	{8012-2}	リ. その他の加工施設	屋外	消火設備	屋外消火栓	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-2 本施設は、屋外に設置する消火設備 屋外消火栓であり、第5次申請で適合性確認を行う。 本施設には、第2次申請で仮移設する{8012-4}消火設備 屋外消火栓、第3次申請で仮移設する{8012-3}消火設備 屋外消火栓を含む。 管理対象とする消火設備 屋外消火栓は、6台(消火栓No.6、消火栓No.7、消火栓No.10、消火栓No.11、消火栓No.12、消火栓No.13)である。 第5次申請では、屋外消火栓による消火活動に必要な機器(消火栓配管 <sup>(※)</sup> 、消火栓ポンプ <sup>(※※)</sup> 、消火栓水槽 <sup>(※※)</sup> )の適合性確認を行うことにより、本加工施設における消火栓全体の性能を確認する。 (※)消火栓配管には、第3次申請で仮移設する{8012-5}消火設備 屋外消火栓配管、第4次申請で仮移設する{8012-6}消火設備 屋外消火栓配管を含む。 (※※)消火栓ポンプ、消火栓水槽は、発電機・ポンプ棟に設置する。 [第3次申請]表リ-4-1 第3次申請では、屋外に設置する消火設備 屋外消火栓の一部を仮移設する。 管理対象とする消火設備 屋外消火栓は、1台(消火栓No.6)である。 第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規規制基準対応工事を行い、{8012-2}消火設備 屋外消火栓としてその適合性確認を行う。 [第2次申請]表リ-3-1 第2次申請では、屋外に設置する消火設備 屋外消火栓の一部を仮移設する。 管理対象とする消火設備 屋外消火栓は、1台(消火栓No.12)である。 第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規規制基準対応工事を行い、{8012-2}消火設備 屋外消火栓としてその適合性確認を行う。 [第3次申請]表リ-4-1 第3次申請では、消火栓配管の一部を仮移設する。第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規規制基準対応工事を行い、{8012-2}消火設備 屋外消火栓としてその適合性確認を行う。 [第4次申請]表リ-2-1 第4次申請では、消火栓配管の一部を仮移設する。第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規規制基準対応工事を行い、{8012-2}消火設備 屋外消火栓としてその適合性確認を行う。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	屋外	消火栓	{8012-3}	リ. その他の加工施設	屋外	消火設備	屋外消火栓	—	—	◇	—	(○)	—	
				{8012-4}	リ. その他の加工施設	屋外(第2加工棟西側)	消火設備	屋外消火栓	—	◇	—	—	(○)	—	
				{8012-5}	リ. その他の加工施設	屋外	消火設備	屋外消火栓配管	—	—	◇	—	(○)	—	
				{8012-6}	リ. その他の加工施設	屋外	消火設備	屋外消火栓配管	—	—	—	◇	(○)	—	
p. 44	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2分析室	分析設備 粉末取扱フード設備	{8013}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	粉末取扱フードNo.1	—	—	—	—	○	—	
p. 91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟	分析設備	{8014}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	粉末取扱フードNo.2	—	—	—	—	○	—	
p. 52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱分析設備	{8015}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	粉末取扱フードNo.3	—	—	—	—	○	—	

添 1 表 2 - 1 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【改造及び新規基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 44	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバ	{8016}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	ドラフトチャンバNo.1	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー設-3-4 加工事業変更許可申請書<p.44, p.91>で第2加工棟第2分析室に設けるとしている分析設備 ドラフトチャンバは、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書<p.52>で第2加工棟第2分析室に設けるとしている分析設備 粉末取扱分析設備と同一物とする。
p. 91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟	分析設備	{8017}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	ドラフトチャンバNo.2	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー設-3-5 加工事業変更許可申請書<p.44, p.91>で第2加工棟第2分析室に設けるとしている分析設備 ドラフトチャンバは、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書<p.52>で第2加工棟第2分析室に設けるとしている分析設備 粉末取扱分析設備と同一物とする。
p. 52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱分析設備	{8018}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	ドラフトチャンバNo.3	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー設-3-6 加工事業変更許可申請書<p.44, p.91>で第2加工棟第2分析室に設けるとしている分析設備 ドラフトチャンバは、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書<p.52>で第2加工棟第2分析室に設けるとしている分析設備 粉末取扱分析設備と同一物とする。
p. 44	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	{8019}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	スクラップ処理装置	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー設-4-1 加工事業変更許可申請書<p.44, p.91>で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 粉末取扱フード設備は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書<p.52>で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 粉末取扱試験設備と同一物とする。
p. 91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ)主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	{8020}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フード	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー設-4-2 加工事業変更許可申請書<p.44, p.91>で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 粉末取扱フード設備は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書<p.52>で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 粉末取扱試験設備と同一物とする。
p. 52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱試験設備	{8021}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フードNo.1	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー設-4-3 加工事業変更許可申請書<p.44, p.91>で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 粉末取扱フード設備は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書<p.52>で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 粉末取扱試験設備と同一物とする。
				{8022}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フードNo.2	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー設-4-4 加工事業変更許可申請書<p.44, p.91>で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 粉末取扱フード設備は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書<p.52>で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 粉末取扱試験設備と同一物とする。
				{8023}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	粉末取扱フード	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー設-4-5 加工事業変更許可申請書<p.44, p.91>で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 粉末取扱フード設備は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書<p.52>で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 粉末取扱試験設備と同一物とする。
p. 44	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	燃料開発設備 プレス	{8024}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	プレス	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー設-4-6 加工事業変更許可申請書<p.44, p.91>で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 プレスは、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書<p.52>で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 粉末取扱試験設備と同一物とする。
p. 91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ)主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備												
p. 52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱試験設備												

添 1 表 2 - 1 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【改造及び新規規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 44	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	燃料開発設備 加熱炉	{8025}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	加熱炉	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー設-4-7 {8025-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)、{8025-3}空気混入防止機構、{8025-5}過加熱防止機構、{8025-6}圧力逃がし機構、{8025-7}可燃性ガス配管は、本施設の付属設備とする。
p. 91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ)主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備												加工事業変更許可申請書<p. 44, p. 91>で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 加熱炉は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書<p. 52>で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 試験開発炉と同一物とする。
p. 52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 試験開発炉												
p. 44	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	自動窒素ガス切替機構(窒素配管含む)	{8025-2}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)	—	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー設-4-7 本施設は、{8025}燃料開発設備 加熱炉の付属設備とする。
—	— (施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p. 44	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	空気混入防止機構	{8025-3}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構	—	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー設-4-7 本施設は、{8025}燃料開発設備 加熱炉の付属設備とする。
—	— (施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p. 44	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	失火検知機構	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	詳細設計の結果、燃料開発設備 加熱炉で使用するアンモニア分解ガス及び水素ガスを燃焼させて排出させるための方法として、プロパンガスを使用するパイロットバーナではなく、電気式のイグナイターを設置することとする。これにより、第2加工棟3階の第2開発室及び同階の第2分析室においてプロパンガスを使用する設備・機器がなくなることから、プロパンガスの爆発防止に係る設備・機器である可燃性ガス漏えい検知器(プロパンガス)、失火検知機構、緊急遮断弁の設置は行わない設計とする。(添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点)
—	— (施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p. 44	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	過加熱防止機構	{8025-5}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構	—	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー設-4-7 本施設は、{8025}燃料開発設備 加熱炉の付属設備とする。
—	— (施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p. 44	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	圧力逃がし機構	{8025-6}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	—	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー設-4-7 本施設は、{8025}燃料開発設備 加熱炉の付属設備とする。
—	— (施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p. 44	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	可燃性ガス配管	{8025-7}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室、屋外 <sup>(※)</sup>	可燃性ガス配管	—	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー設-4-7 本施設は、{8025}燃料開発設備 加熱炉の付属設備とする。
—	— (施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(※) {8025-7}可燃性ガス配管の一部は第2加工棟の屋外に設置する。

添 1 表 2 - 1 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで行っている。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【改造及び新規規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 45	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	燃料開発設備 小型零囲気可変炉	{8026}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	小型零囲気可変炉	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-設-4-8 {8026-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)、{8026-3}空気混入防止機構、{8026-4}過加熱防止機構、{8026-5}圧力逃がし機構、{8026-6}可燃性ガス配管は、本施設の付属設備とする。加工事業変更許可申請書<p. 45, p. 91>で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 小型零囲気可変炉は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書<p. 52>で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 試験開発炉と同一物とする。
p. 91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ) 主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備												
p. 52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 試験開発炉												
p. 45	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)	{8026-2}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)	—	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-設-4-8 本施設は、{8026}燃料開発設備 小型零囲気可変炉の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p. 45	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	空気混入防止機構	{8026-3}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構	—	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-設-4-8 本施設は、{8026}燃料開発設備 小型零囲気可変炉の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p. 45	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	過加熱防止機構	{8026-4}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構	—	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-設-4-8 本施設は、{8026}燃料開発設備 小型零囲気可変炉の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p. 45	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	圧力逃がし機構	{8026-5}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	—	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-設-4-8 本施設は、{8026}燃料開発設備 小型零囲気可変炉の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p. 45	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	可燃性ガス配管	{8026-6}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管	—	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-設-4-8 本施設は、{8026}燃料開発設備 小型零囲気可変炉の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p. 46	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	避難通路	{8027}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	避難通路	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第2加工棟	避難通路												

添 1 表 2 - 1 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 46	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	非常用照明、誘導灯	{8029}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	非常用照明	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1 本施設は、第2加工棟に設置する緊急設備 非常用照明であり、第4次申請で適合性確認を行う。本施設には、第2次申請で仮移設する{8029-2}緊急設備 非常用照明を含む。 [第2次申請]表リ-3-1 第2次申請では、第2加工棟に設置する緊急設備 非常用照明の一部を仮移設する。第4次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、{8029}緊急設備 非常用照明としてその適合性確認を行う。 [第4次申請]表リ-2-1 本施設は、第2加工棟に設置する緊急設備 誘導灯であり、第4次申請で適合性確認を行う。本施設には、第2次申請で仮移設する{8029-3}緊急設備 誘導灯を含む。 [第2次申請]表リ-3-1 第2次申請では、第2加工棟に設置する緊急設備 誘導灯の一部を仮移設する。第4次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、{8029-4}緊急設備 誘導灯としてその適合性確認を行う。
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	非常用照明、誘導灯	{8029-2}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室	緊急設備	非常用照明	—	◇	—	(○)	—	—	
				{8029-4}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	誘導灯	—	—	—	○	—	—	
				{8029-3}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室	緊急設備	誘導灯	—	◇	—	(○)	—	—	
p. 46	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8031}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	避難通路	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	避難通路												
p. 46	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8032}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8032-2}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1
p. 46	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第3廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8033}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	避難通路	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第3廃棄物貯蔵棟	避難通路												
p. 46	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第5廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8034}	リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備	避難通路	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第5廃棄物貯蔵棟	避難通路												
p. 46	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1加工棟	避難通路	{8035}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	避難通路	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表リ-4-1
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1加工棟	避難通路												
p. 46	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第3廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8036}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第3廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8036-2}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1
p. 46	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第5廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8037}	リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第5廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8037-2}	リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1

添 1 表 2 - 1 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1加工棟	非常用照明、誘導灯	{8038}	リ.その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	非常用照明	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表リ-4-1
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1加工棟	非常用照明、誘導灯	{8038-2}	リ.その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	誘導灯	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表リ-4-1
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	屋外	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	{8039}	リ.その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1 本施設は、{8042-2}緊急設備 感震計が地震加速度を検知した場合に自動的に作動する設計とする。
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	屋外	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	{8039-2}	リ.その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1 本施設は、{8042-2}緊急設備 感震計が地震加速度を検知した場合に自動的に作動する設計とする。
				{8039-3}	リ.その他の加工施設	屋外	緊急設備	手動閉止弁(アンモニア分解ガス)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	屋外	緊急遮断弁(水素ガス)	{8040}	リ.その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁(水素ガス)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1 本施設は、{8042-2}緊急設備 感震計が地震加速度を検知した場合に自動的に作動する設計とする。
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	屋外	緊急遮断弁(水素ガス)												
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	屋外	緊急遮断弁(プロパンガス)	{8041}	リ.その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁(プロパンガス)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1 本施設は、{8042-2}緊急設備 感震計が地震加速度を検知した場合に自動的に作動する設計とする。
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	屋外	緊急遮断弁(プロパンガス)	{8041-2}	リ.その他の加工施設	屋外	緊急設備	手動閉止弁(プロパンガス)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	屋外	緊急遮断弁(都市ガス)	{8042}	リ.その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁(都市ガス)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1 本施設は、{8042-2}緊急設備 感震計が地震加速度を検知した場合に自動的に作動する設計とする。
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	屋外	緊急遮断弁(都市ガス)												
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1加工棟	防護壁	{1012}	リ.その他の加工施設	第1加工棟 北側屋外	防護壁	防護壁 No.1	—	—	○	—	○	—	[第3次申請]表リ-3-1 [第5次申請]追第3次表リ-3-1 加工事業変更許可申請書<p.46, p.90>で第1加工棟に設けるとしている緊急設備である防護壁は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書<p.24>で第1加工棟北側屋外に設けるとしている防護壁 No.1 と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{1012}で取り扱うこととする。
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1加工棟	防護壁												
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1加工棟	防護閉止板又はコンクリート	{8044}	リ.その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	コンクリート閉止部	—	—	○	—	○	—	[第3次申請]表へ-2-1 [第5次申請]追第3次表リ-4-1 本施設は、詳細設計の結果、{1001}第1加工棟の建物本体の付属設備とする。
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1加工棟	防護閉止板又はコンクリート												
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防火ダンパー	{8045}	リ.その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防火ダンパー	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	防火ダンパー												
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	{8046}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 ベレット室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	可燃性ガス漏えい検知機構(水素ガス)	{8046-2}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室、屋外 <sup>(※)</sup>	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1  (※){8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)の一部は第2加工棟の屋外に設置する。
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	可燃性ガス漏えい検知器(プロパンガス)	{8047}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 ベレット室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(プロパンガス)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	可燃性ガス漏えい検知機構(プロパンガス)												

添 1 表 2 - 1 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 46	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防護壁又は防護柵	{8048}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護壁及び防護柵	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リー-2-2 本施設は、詳細設計の結果、{1002}第2加工棟の建物本体の付属設備とする。
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	防護壁又は防護柵												
p. 46	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防護壁	{8049}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護壁	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リー-2-2 本施設は、詳細設計の結果、{1002}第2加工棟の建物本体の付属設備とする。
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	防護壁												
p. 46	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防護閉止板又はコンクリート	{8050}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	コンクリート閉止部	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リー-2-2 本施設は、詳細設計の結果、{1002}第2加工棟の建物本体の付属設備とする。
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	防護閉止板又はコンクリート												
p. 46	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	堰、密閉構造扉(溢水防護区域境界の扉の開口部)	{8051}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	堰、密閉構造扉	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リー-2-2 本施設は、詳細設計の結果、{1002}第2加工棟の建物本体の付属設備とする。
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	堰、密閉構造扉												
p. 46	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	漏水検知器	{8052}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	漏水検知器	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー-他-1
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	漏水検知器												
p. 47	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	防火ダンパー	{6072}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	第1廃棄物貯蔵棟について、第2加工棟と同様に第1種管理区域を含む火災区域をさらに細分化するが、火災区画の貫通部に、給排気設備の運転停止と連動して自動的に閉止する閉じ込めダンパー(建物と同じ耐震重要度分類第2類)により、火災区画間の火災の伝播を防止する設計とする。(添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点)
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	防火ダンパー	{6073}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	
				{6074}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	
				{6075}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	
				{6076}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	
				{6076-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	
				{6076-3}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	
				{6076-4}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	
p. 47	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)	{8054}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー-他-1
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	可燃性ガス漏えい検知機構(都市ガス)												
p. 47	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵	{8055}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防護壁又は防護柵(W1防護壁)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー-他-1 本施設は、詳細設計の結果、{1004}第1廃棄物貯蔵棟の建物本体の付属設備とする。
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵												

添 1 表 2 - 1 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 47	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	漏水検知器	{8056}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	漏水検知器	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-1
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	漏水検知器												
p. 47	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第3廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵	{8057}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防護壁又は防護柵(W3防護壁)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-1 本施設は、詳細設計の結果、{1005}第3廃棄物貯蔵棟の建物本体の付属設備とする。
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第3廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵												
p. 47	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防水カバー	{8058}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防水カバー	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-1
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	防水カバー												
p. 47	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	防水カバー	{8058-2}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防水カバー	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-1
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	防水カバー												
p. 47	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	緊急遮断弁(冷却水)	{8059}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 屋外	緊急設備	緊急遮断弁(冷却水)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-1
—	— (施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p. 47	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	緊急遮断弁(冷却水)	{8059-2}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟 屋外	緊急設備	緊急遮断弁(冷却水)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-1
—	— (施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p. 47	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	屋外、第1廃棄物貯蔵棟	上水送水用緊急遮断弁	{8060}	リ. その他の加工施設	屋外(第1廃棄物貯蔵棟 西外壁面)	緊急設備	上水送水用緊急遮断弁	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-1 2 本施設は、{8042-2}緊急設備 感震計が地震加速度を検知した場合に自動的に作動する設計とする。
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟、屋外	緊急遮断弁(第1廃棄物貯蔵棟用上水送水)	{8060-2}	リ. その他の加工施設	屋外(第1廃棄物貯蔵棟 西外壁面)	緊急設備	溢水時手動閉止弁	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-1 2
p. 47	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	発電機・ポンプ棟	送水ポンプ自動停止装置	{8061}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	緊急設備	送水ポンプ自動停止装置	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-1 3 本施設は、{8042-2}緊急設備 感震計が地震加速度を検知した場合に自動的に作動する設計とする。
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	発電機・ポンプ棟、屋外	送水ポンプ自動停止装置	{8061-2}	リ. その他の加工施設	屋外	緊急設備	溢水時手動閉止弁	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-1 3
p. 47	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防護板	{8062}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護板	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-1
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	防護板												
p. 47	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	防護板	{8062-2}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防護板	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-1
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	防護板												

添 1 表 2 - 1 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 87	(安全機能を有する施設として記載なし) へ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	流し	{7014}	チ.放射線管理施設	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	流し	—	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表チ-設-9-1
p. 87	(安全機能を有する施設として記載なし) へ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ	{7016}	チ.放射線管理施設	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ	—	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表チ-設-9-1 加工事業変更許可申請書<p.87>で第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟に設けるとしている低バックグラウンドカウンタは、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書<p.88>で第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟に設けるとしている低バックグラウンドカウンタと同一物とする。
p. 88	へ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ												
p. 88	(安全機能を有する施設として記載なし) へ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	屋外	気象観測装置	{7033}	チ.放射線管理施設	屋外	気象観測装置	—	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表チ-設-9-1
p. 88	(安全機能を有する施設として記載なし) へ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 屋外	警報集中表示盤	{7037}	チ.放射線管理施設	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、事務棟、保安棟	警報集中表示盤	—	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表チ-設-9-1
p. 89	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	屋外 <sup>(※)</sup>	所内通信連絡設備	{8007-15}	リ.その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1 本施設のアンプは、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))であり、第2加工棟に設置する。 第5次申請では、本施設に対して、第1加工棟、第2加工棟、事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)に設置するマイク <sup>(※※)</sup> から試験放送を行うことにより、事業所内建物間における相互の放送の性能を確認する。 (※※){8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクとする。  (※)加工事業変更許可申請書<p.89>の設置場所のうち、所内通信連絡設備の設置場所には屋外が該当する。
				{8007-16}	リ.その他の加工施設	事務棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(電話交換機)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-7 本施設に接続する施設は、{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-8}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-14}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-19}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)、{8007-20}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)であり、試験放送を行うことにより性能を確認する。  (※)加工事業変更許可申請書<p.89>の設置場所のうち、所内通信連絡設備の設置場所には屋外が該当する。
				{8007-17}	リ.その他の加工施設	事務棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(無線機)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-8  (※)加工事業変更許可申請書<p.89>の設置場所のうち、所内通信連絡設備の設置場所には屋外が該当する。

添 1 表 2 - 1 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 89	(続き) — (安全機能を有する施設として記載なし)	(続き) — 屋外 <sup>(※)</sup>	(続き) — 所内通信連絡設備	{8007-19}	リ、その他の加工施設	事務棟、保安棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(固定電話機)	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-9 本施設は、事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)であり、第5次申請で適合性確認を行う。 本施設を接続する{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は、第5次申請で適合性確認を行う。  (※)加工事業変更許可申請書<p. 89>の設置場所のうち、所内通信連絡設備の設置場所には屋外が該当する。
				{8007-20}	リ、その他の加工施設	事務棟、保安棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-10 本施設は、事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))であり、第5次申請で適合性確認を行う。 付属する所内携帯電話機(PHS)は、事故時の活動の拠点として機能する緊急対策本部に設置する。 本施設を接続する{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は、第5次申請で適合性確認を行う。  (※)加工事業変更許可申請書<p. 89>の設置場所のうち、所内通信連絡設備の設置場所には屋外が該当する。
				{8007-21}	リ、その他の加工施設	屋外		通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))	—	—	—	—	○	—
p. 89	(安全機能を有する施設として記載なし)	屋外 <sup>(※)</sup>	消火栓	{8012-8}	リ、その他の加工施設	屋外	消火設備	可搬消防ポンプ	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-3 屋外には、建物及びその周辺の火災を消火するために、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を設ける。  (※)加工事業変更許可申請書<p. 89>の設置場所のうち、消火栓の設置場所には屋外が該当する。
p. 90	(安全機能を有する施設として記載なし)	発電機・ポンプ棟 <sup>(※)</sup>	避難通路	{8035-2}	リ、その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	緊急設備	避難通路	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-1  (※)加工事業変更許可申請書<p. 90>の設置場所のうち、避難通路の設置場所には発電機・ポンプ棟が該当する。
p. 90	(安全機能を有する施設として記載なし)	屋外 <sup>(※)</sup>	非常用照明、誘導灯	{8038-4}	リ、その他の加工施設	屋外	緊急設備	可搬型照明	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他-5 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、可搬型の照明及び専用の電源を設置する。  (※)加工事業変更許可申請書<p. 90>の設置場所のうち、非常用照明、誘導灯の設置場所には屋外が該当する。

添 1 表 2 - 1 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 90	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	— 発電機・ポンプ棟 <sup>(※)</sup>	— 非常用照明、誘導灯	{8038-5}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	緊急設備	非常用照明	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1  (※)加工事業変更許可申請書<p.90>の設置場所のうち、非常用照明、誘導灯の設置場所には発電機・ポンプ棟が該当する。
				{8038-6}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	緊急設備	誘導灯	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1  (※)加工事業変更許可申請書<p.90>の設置場所のうち、非常用照明、誘導灯の設置場所には発電機・ポンプ棟が該当する。
p. 90	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	— 屋外 <sup>(※)</sup>	— 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) 緊急遮断弁(水素ガス) 緊急遮断弁(プロパンガス) 緊急遮断弁(都市ガス)	{8042-2}	リ. その他の加工施設	屋外	緊急設備	感震計	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-4 本施設により、地震加速度を検知し、{8039}緊急設備緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)、{8040}緊急設備緊急遮断弁(水素ガス)、{8041}緊急設備緊急遮断弁(プロパンガス)、{8042}緊急設備緊急遮断弁(都市ガス)を自動的に作動させる。また、地震加速度を検知し、{8060}緊急設備上水送水用緊急遮断弁、{8061}緊急設備送水ポンプ自動停止装置を作動させる設計についても本施設を用いることとする。  (※)加工事業変更許可申請書<p.90>の設置場所のうち、緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)、緊急遮断弁(水素ガス)、緊急遮断弁(プロパンガス)、緊急遮断弁(都市ガス)の設置場所には屋外が該当する。
p. 90	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	— 第1加工棟 <sup>(※)</sup>	— 大型外扉	{8063}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	大型外扉	—	—	○	—	○	—	[第3次申請]表へ-2-1 [第5次申請]追第3次表リ-4-1 本施設は、詳細設計の結果、{1001}第1加工棟の建物本体の付属設備とする。  (※)加工事業変更許可申請書<p.90>の設置場所のうち、大型外扉の設置場所には第1加工棟が該当する。
p. 90	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	— 第1加工棟 <sup>(※)</sup>	— 外扉	{8064}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	外扉	—	—	○	—	○	—	[第3次申請]表へ-2-1 [第5次申請]追第3次表リ-4-1 本施設は、詳細設計の結果、{1001}第1加工棟の建物本体の付属設備とする。  (※)加工事業変更許可申請書<p.90>の設置場所のうち、外扉の設置場所には第1加工棟が該当する。
p. 90	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	— 第1廃棄物貯蔵棟 <sup>(※)</sup>	— 堰、密閉構造扉	{8064-2}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	堰、密閉構造扉	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1 本施設は、詳細設計の結果、{1004}第1廃棄物貯蔵棟の建物本体の付属設備とする。  (※)加工事業変更許可申請書<p.90>の設置場所のうち、堰、密閉構造扉の設置場所には第1廃棄物貯蔵棟が該当する。
p. 90	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	— 第2加工棟 <sup>(※)</sup>	— 遮水板	{8065}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	遮水板	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1  (※)加工事業変更許可申請書<p.90>の設置場所のうち、遮水板の設置場所には第2加工棟が該当する。
p. 90	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	— 第1廃棄物貯蔵棟 <sup>(※)</sup>	— 遮水板	{8065-2}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	遮水板	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1  (※)加工事業変更許可申請書<p.90>の設置場所のうち、遮水板の設置場所には第1廃棄物貯蔵棟が該当する。
p. 91	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	— 第2加工棟	— 計量設備	{8068}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	計量設備	上皿電子天秤	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-他-1 加工事業変更許可申請書<p.91>で第2加工棟に設けるとしている計量設備は、質量制限を担保するための質量測定を行う秤量器とする。

添 1 表 2 - 1 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考	
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】																
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。																
p. 91	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第1加工棟	計量設備	{8068-2}	リ. 其他の加工施設	第1加工棟	放射線測定装置	—	—	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リー他ー1 加工事業変更許可申請書<p. 91>で第1加工棟に設けるとしている計量設備は、主に固体廃棄物中のウラン量を測定するための装置であり、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書<p. 87>で第1加工棟に設けるとしている放射線測定装置と同一物とする。
p. 87	ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第1加工棟	放射線測定装置													

添 1 表 2 - 2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)  
 (2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考		
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請			
【撤去する加工施設 <sup>(3)</sup> 】																	
(3) 撤去する加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規発第1803284号にて許可)に基づく記載がないため、加工事業変更許可(平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。																	
p. 3	(安全機能を有する施設として記載なし) ロ. 建物の構造	第2廃棄物貯蔵棟	第2廃棄物貯蔵棟	{1014}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2廃棄物貯蔵棟	第2廃棄物貯蔵棟	—	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表ト-2-1		
p. 21	(安全機能を有する施設として記載なし) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備	[撤去される施設]	燃料集集体一時保管設備 燃料集集体保管ラックE型	{5063}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	[撤去される施設]	燃料集集体保管ラックE型 No.1	—	○	—	—	—	—	—	[第1次申請]表ヘ-16-1		
p. 20	(安全機能を有する施設として記載なし) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			{5064}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		第1-1貯蔵容器保管設備	第1-1貯蔵容器保管区域	—	—	○	—	—	—	—	[第3次申請]表ヘ-3-1	
p. 20	(安全機能を有する施設として記載なし) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			{5065}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		第1-1燃料集集体保管設備	第1-1燃料集集体保管区域	—	—	○	—	—	—	—	[第3次申請]表ヘ-4-1	
p. 20	(安全機能を有する施設として記載なし) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			{5066}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		第1-1貯蔵容器保管設備 粉末・ペレット貯蔵容器1型	粉末・ペレット貯蔵容器I型	—	—	—	○	—	—	—	—	[第3次申請]表ヘ-3-2
p. 21	(安全機能を有する施設として記載なし) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			{5067}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚 No.2	試験開発燃料貯蔵設備	試料保管棚 No.2	—	○	—	—	—	—	—	[第2次申請]表ヘ-2-1
							{5067-2}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	試験開発燃料貯蔵設備	試料保管容器	—	○	—	—	—	—	—
p. 29 (p. 3-5)	(安全機能を有する施設として記載なし) ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (ハ. 環境安全設計 (イ) 放射性廃棄物の放出に対する考慮における記載を含む)	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 (第2加工棟) フィルタボックス	{6019-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 作業支援室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統)	フィルタユニット (設備排気用)	—	○	—	—	○	—	[第2次申請]表ト-2-1 [第5次申請]追第2次表ト-2-1 本施設は、添1表2-1に示す{6019}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用) の一部であり、第2次申請で部分撤去する。なお、第2次申請で部分撤去しない部分は、第5次申請で設備本体の適合性確認を行うとともに、気体廃棄設備 No.1 全体の適合性確認を行う。		
p. 29 (p. 3-5)	(安全機能を有する施設として記載なし) ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (ハ. 環境安全設計 (イ) 放射性廃棄物の放出に対する考慮における記載を含む)	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 (第2加工棟) ダクト	{6027-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 作業支援室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統)	ダクト	—	○	—	—	○	—	[第2次申請]表ト-2-2 [第5次申請]追第2次表ト-2-2 本施設は、添1表2-1に示す{6027}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクトの一部であり、第2次申請で部分撤去する。なお、第2次申請で部分撤去しない部分は、第5次申請で設備本体の適合性確認を行うとともに、気体廃棄設備 No.1 全体の適合性確認を行う。		
p. 30	(安全機能を有する施設として記載なし) ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ロ) 液体廃棄物の廃棄設備	[撤去される施設]	[撤去される施設]	{6137-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	[撤去される施設]	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表ト-3-1		
p. 33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類	— (加工施設に非常用設備を設ける)	非常用通報設備 火災警報設備	{8009-10}	リ. その他の加工施設	第2廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備 (感知器)	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1		
p. 33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類	— (加工施設に非常用設備を設ける)	消火設備 消火器	{8010-8}	リ. その他の加工施設	第2廃棄物貯蔵棟	消火設備	消火器	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1		

添 1 表 2 - 2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【撤去する加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 撤去する加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく記載がないため、加工事業変更許可(平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 33 (p. 3-51)	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類 (チ. その他の安全設計(ハ)事故時に対する考慮における記載を含む)	— (加工施設に非常用設備を設ける)	非常用設備 非常灯	{8038-3}	リ. その他の加工施設	第2廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1
p. 33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟	分析設備 一式	{8066-4}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	計量設備架台 No. 12	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-設-5-1
p. 33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ)主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備 一式	{8070-3}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	計量設備架台 No. 13	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-設-5-2
				{8070-4}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	計量設備架台 No. 14	—	—	—	—	○	—	[第5次申請]表リ-設-5-3
p. 33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ)主要な実験設備の種類	第2加工棟 第3開発室	試験開発設備 一式	{8080}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 作業支援室 第2-1	試験開発設備	粉末混合試験装置	—	○	—	—	—	—	[第2次申請]表リ-2-1
				{8081}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 作業支援室 第2-1	試験開発設備	粉末粉碎篩分装置	—	○	—	—	—	—	[第2次申請]表リ-2-2
				{8082}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 作業支援室 第2-1	試験開発設備	小型粉末混合試験装置	—	○	—	—	—	—	[第2次申請]表リ-2-3
				{8083}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 作業支援室 第2-1	試験開発設備	小型粉末粉碎篩分装置	—	○	—	—	—	—	[第2次申請]表リ-2-4
				{8083-2}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 作業支援室 第2-1	試験開発設備	試験設備フード	—	○	—	—	—	—	[第2次申請]表リ-2-5
				{8083-3}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 作業支援室 第2-1	試験開発設備	試験設備ベース	—	○	—	—	○	—	[第2次申請]表リ-2-6 [第5次申請]追第2次表リ-2-6

添 1 表 2 - 3 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【保安規定に定めて管理する加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 保安規定に定めて管理する加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 37	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)		粉末輸送容器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p. 65	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		輸送物保管区域 輸送容器												
p. 37	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)		ペレット輸送容器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p. 65	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		輸送物保管区域 輸送容器												
p. 67	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		ペレット貯蔵設備 輸送容器 ペレット貯蔵設備 ペレット輸送容器開棚区域												

添 1 表 2 - 3 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考	
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請		
【保安規定に定めて管理する加工施設 <sup>(3)</sup> 】																
(3) 保安規定に定めて管理する加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。																
p. 37	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)		集合体輸送容器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は、原子炉等規制法第五十九条第3項の規定に基づき承認を受けた輸送容器、又は「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」の技術基準に適合する輸送容器であることにより、臨界防止及び閉じ込めの安全機能を担保し、また、輸送容器は可搬式であること、さらに、核燃料物質を輸送容器に収納した状態で長期にわたって貯蔵しないことから、「核燃料物質の貯蔵について(指示)(平成18年1月13日付け平成18・01・10原院第3号)」に基づき、本施設は設工認対象外とする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とし、事業所内で管理するに当たってはその承認の期限を確認することとする。本施設は、設工認申請対象としないことから、管理番号を付与しないこととする。本施設を{5009}第1-1輸送物保管区域に貯蔵するときには耐震重要度分類第3類相当の固定措置を講じ、本施設を{5056}第2-2燃料集合体保管区域、{5057}第2-3燃料集合体保管区域、{5058}第2-1燃料集合体保管区域、{5059}第2-4燃料集合体保管区域に貯蔵するときには耐震重要度分類第1類相当の固定措置を講じる。本施設は、第3次申請で、{5009}第1-1輸送物保管区域のその他の構成機器として取り扱う。本施設は、第5次申請で、{5056}第2-2燃料集合体保管区域、{5057}第2-3燃料集合体保管区域、{5058}第2-1燃料集合体保管区域、{5059}第2-4燃料集合体保管区域のその他の構成機器として取り扱う。	
p. 65	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		輸送物保管区域 輸送容器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
p. 67	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		燃料集合体保管区域 輸送容器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
p. 87	(安全機能を有する施設として記載なし) ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ) 屋内管理用の主要な設備の種類	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	物品搬出モニタ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は可搬式又は特定の場所に固定する必要がないものであり、また、加工施設技術基準の要求事項に該当する安全機能を有しないことから、本施設を設工認申請対象とはせず、すなわち管理番号を付与しないこととする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とする。	
p. 87	(安全機能を有する施設として記載なし) ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ) 屋内管理用の主要な設備の種類	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	サーベイメータ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は可搬式又は特定の場所に固定する必要がないものであり、また、加工施設技術基準の要求事項に該当する安全機能を有しないことから、本施設を設工認申請対象とはせず、すなわち管理番号を付与しないこととする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とする。	
p. 88	ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、屋外	サーベイメータ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は可搬式又は特定の場所に固定する必要がないものであり、また、加工施設技術基準の要求事項に該当する安全機能を有しないことから、本施設を設工認申請対象とはせず、すなわち管理番号を付与しないこととする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とする。	
p. 87	(安全機能を有する施設として記載なし) ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ) 屋内管理用の主要な設備の種類	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	熱蛍光線量計(TLD)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は可搬式又は特定の場所に固定する必要がないものであり、また、加工施設技術基準の要求事項に該当する安全機能を有しないことから、本施設を設工認申請対象とはせず、すなわち管理番号を付与しないこととする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とする。	
p. 88	ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類	屋外	熱蛍光線量計(TLD)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は可搬式又は特定の場所に固定する必要がないものであり、また、加工施設技術基準の要求事項に該当する安全機能を有しないことから、本施設を設工認申請対象とはせず、すなわち管理番号を付与しないこととする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とする。	
p. 87	(安全機能を有する施設として記載なし) ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ) 屋内管理用の主要な設備の種類	第2加工棟	放射線測定装置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は可搬式又は特定の場所に固定する必要がないものであり、また、加工施設技術基準の要求事項に該当する安全機能を有しないことから、本施設を設工認申請対象とはせず、すなわち管理番号を付与しないこととする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とする。	
p. 87	(安全機能を有する施設として記載なし) ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ) 屋内管理用の主要な設備の種類	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	個人線量計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は可搬式又は特定の場所に固定する必要がないものであり、また、加工施設技術基準の要求事項に該当する安全機能を有しないことから、本施設を設工認申請対象とはせず、すなわち管理番号を付与しないこととする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とする。	

添 1 表 2 - 3 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称						設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考	
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請		
【保安規定に定めて管理する加工施設 <sup>(3)</sup> 】																
(3) 保安規定に定めて管理する加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。																
p. 87	(安全機能を有する施設として記載なし) へ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	呼吸保護具	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は可搬式又は特定の場所に固定する必要がないものであり、また、加工施設技術基準の要求事項に該当する安全機能を有しないことから、本施設を設工認申請対象とはせず、すなわち管理番号を付与しないこととする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とする。
p. 88	(安全機能を有する施設として記載なし) へ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	屋外	可搬式ダストサンプラ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は可搬式又は特定の場所に固定する必要がないものであり、また、加工施設技術基準の要求事項に該当する安全機能を有しないことから、本施設を設工認申請対象とはせず、すなわち管理番号を付与しないこととする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とする。
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟	分析設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は少量の分析で用いられる市販の機器であり、また、加工施設技術基準の要求事項に該当する安全機能を有しないことから、本施設を設工認申請対象とはせず、すなわち管理番号を付与しないこととする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とする。
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ)主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は少量の燃料開発で用いられる市販の機器であり、また、加工施設技術基準の要求事項に該当する安全機能を有しないことから、本施設を設工認申請対象とはせず、すなわち管理番号を付与しないこととする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とする。
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ)主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は少量の試験検査で用いられる市販の機器であり、また、加工施設技術基準の要求事項に該当する安全機能を有しないことから、本施設を設工認申請対象とはせず、すなわち管理番号を付与しないこととする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とする。
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	—	運搬設備(フォークリフト、ドラムポータ、パレットトラック)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は一般設備であり、また、加工施設技術基準の要求事項に該当する安全機能を有しないことから、本施設を設工認申請対象とはせず、すなわち管理番号を付与しないこととする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とする。
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	—	高圧ガス貯蔵施設(アンモニア、プロパンガス等)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は一般設備であり、また、加工施設技術基準の要求事項に該当する安全機能を有しないことから、本施設を設工認申請対象とはせず、すなわち管理番号を付与しないこととする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とする。
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	—	ガス供給施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は一般設備であり、また、加工施設技術基準の要求事項に該当する安全機能を有しないことから、本施設を設工認申請対象とはせず、すなわち管理番号を付与しないこととする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とする。
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	—	危険物貯蔵施設(油、薬品等)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は一般設備であり、また、加工施設技術基準の要求事項に該当する安全機能を有しないことから、本施設を設工認申請対象とはせず、すなわち管理番号を付与しないこととする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とする。
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	—	受電施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は一般設備であり、また、加工施設技術基準の要求事項に該当する安全機能を有しないことから、本施設を設工認申請対象とはせず、すなわち管理番号を付与しないこととする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とする。
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	—	空調施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は一般設備であり、また、加工施設技術基準の要求事項に該当する安全機能を有しないことから、本施設を設工認申請対象とはせず、すなわち管理番号を付与しないこととする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とする。

添 1 表 2 - 3 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考	
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請		
【保安規定に定めて管理する加工施設 <sup>(3)</sup> 】																
(3) 保安規定に定めて管理する加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。																
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	—	給水及び循環水設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は一般設備であり、また、加工施設技術基準の要求事項に該当する安全機能を有しないことから、本施設を設工認申請対象とはせず、すなわち管理番号を付与しないこととする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とする。
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	—	緊急設備(放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測機等、消火用資機材、その他資機材)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は重大事故等対処のために使用する資機材であり、このうち、可搬式又は特定の場所に固定する必要がないものについては、加工施設技術基準の要求事項に該当する安全機能を有しないことから設工認申請対象とはせず、また、特定の場所に固定する必要があるものについては、{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備、{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8007-7}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{7024}ダストモニタ(排気用モニタ)、{7025}ダストモニタ(排気用モニタ)、{8010}消火設備 消火器、{8010-2}消火設備 消火器、{8010-3}消火設備 消火器、{8010-4}消火設備 消火器、{8010-5}消火設備 消火器、{8010-7}消火設備 消火器、{8012-2}消火設備 屋外消火栓、{8012}消火設備 屋内消火栓、{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプ、{8038-4}緊急設備 可搬型照明として設工認申請対象としていることから、本施設には管理番号を付与しないこととする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とする。
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	—	緊急対策本部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	本施設は重大事故等対処のための事業所防災組織であり、また、加工施設技術基準の要求事項に該当する安全機能を有しないことから、本施設を設工認申請対象とはせず、すなわち管理番号を付与しないこととする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とする。

添 1 表 2 - 4 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【後半申請する加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 後半申請する加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 24	ロ. 加工施設の一般構造(ト)その他の主要な構造(12)建物・構築物 — (施設の構造及び設備として記載なし)	第1-3貯蔵棟	第1-3貯蔵棟	{1003}	ハ. 核燃料物質の貯蔵施設	第1-3貯蔵棟	第1-3貯蔵棟	—	—	—	—	—	—	—	▽
p. 27	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1混合室	粉末調整設備 粉末缶リフター	{2001}	ハ. 成型施設	第2加工棟 混合室	第2-1 粉末缶リフター	—	—	—	—	—	—	—	▽
p. 50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 混合室	第2-1 粉末調整設備 粉末缶リフター												
p. 27	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1混合室	粉末調整設備 粉末缶受台	{2002}	ハ. 成型施設	第2加工棟 混合室	第2-1 粉末缶受台	—	—	—	—	—	—	—	▽
p. 50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 混合室	第2-1 粉末調整設備 粉末缶受台												
p. 27	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1混合室	粉末調整設備 粉末投入台	{2003}	ハ. 成型施設	第2加工棟 混合室	第2-1 粉末投入台	—	—	—	—	—	—	—	▽
p. 50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 混合室	第2-1 粉末調整設備 粉末投入台												
p. 27	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1混合室	粉末調整設備 粉末混合機	{2004}	ハ. 成型施設	第2加工棟 混合室	第2-1 粉末混合機 No. 1	—	—	—	—	—	—	—	▽
p. 50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 混合室	第2-1 粉末調整設備 粉末混合機												
p. 27	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1混合室	粉末調整設備 大型供給瓶	{2005}	ハ. 成型施設	第2加工棟 混合室	第2-1 大型供給瓶	—	—	—	—	—	—	—	▽
p. 50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 混合室	第2-1 粉末調整設備 大型供給瓶												
p. 27	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1混合室	粉末調整設備 粉末取出し台	{2006}	ハ. 成型施設	第2加工棟 混合室	第2-1 粉末取出し台	—	—	—	—	—	—	—	▽
p. 50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 混合室	第2-1 粉末調整設備 粉末取出し台												
p. 27	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1混合室	粉末調整設備 粉末集塵機	{2007}	ハ. 成型施設	第2加工棟 混合室	第2-1 粉末集塵機(粉末混合機)	—	—	—	—	—	—	—	▽
p. 50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 混合室	第2-1 粉末調整設備 粉末集塵機												
p. 27	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1混合室	焙焼設備 グローブボックス	{2008}	ハ. 成型施設	第2加工棟 混合室	第2-1 焙焼炉 No. 1	グローブボックス No. 1	—	—	—	—	—	—	▽
p. 50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 混合室	第2-1 焙焼設備 グローブボックス												
p. 27	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1混合室	焙焼設備 焙焼炉	{2009}	ハ. 成型施設	第2加工棟 混合室	第2-1 焙焼炉 No. 1	焙焼炉	—	—	—	—	—	—	▽
p. 50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 混合室	第2-1 焙焼設備 焙焼炉												
p. 27	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1混合室	搬送設備(粉末) 粉末搬送配管	{2010}	ハ. 成型施設	第2加工棟 混合室	第2-1 粉末搬送配管(粉末投入台~粉末混合機間)	—	—	—	—	—	—	—	▽
				{2011}	ハ. 成型施設	第2加工棟 混合室	第2-1 粉末搬送配管(大型供給瓶~プレス No. 1間)	—	—	—	—	—	—	—	▽
p. 50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 混合室	第2-1 搬送設備(粉末) 粉末搬送配管	{2012}	ハ. 成型施設	第2加工棟 混合室	第2-1 粉末搬送配管(大型供給瓶~粉末取出し台間)	—	—	—	—	—	—	—	▽

添 1 表 2 - 4 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで行っている。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【後半申請する加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 後半申請する加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 27	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1混合室	検査設備 計量設備架台	{2013}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1混合室	計量設備架台 No.1	—	—	—	—	—	—	—	▽
p. 50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2-1混合室	検査設備 計量設備架台												
p. 28	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	圧縮成型設備 粉末供給機	{2014}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	粉末供給機	—	—	—	—	—	—	—	▽
p. 50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	圧縮成型設備 粉末供給機												
p. 28	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	圧縮成型設備 粉末集塵機	{2015}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	粉末集塵機(プレス)	—	—	—	—	—	—	—	▽
p. 50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	圧縮成型設備 粉末集塵機												
p. 28	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	圧縮成型設備 プレス	{2016}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	プレス No.1	—	—	—	—	—	—	—	▽
p. 50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	圧縮成型設備 プレス												
p. 28	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット) ペレット搬送コンベア	{2017}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1	ペレット搬取検査装置部	—	—	—	—	—	—	▽
p. 51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット) ペレット搬送コンベア	{2018}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1	搬取ペレット移載部	—	—	—	—	—	—	▽
				{2019}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1	ペレット搬送コンベア部	—	—	—	—	—	▽	
				{2020}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1	圧粉ペレット移載部	—	—	—	—	—	▽	
p. 28	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット) ボート搬送装置	{2021}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1	ボート搬送部	—	—	—	—	—	—	▽
p. 51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット) ボート搬送装置												
p. 28	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット) ボート搬送装置	{2022}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1	段積部	—	—	—	—	—	—	▽
p. 51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット) ボート搬送装置												
p. 28	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット) ボート移載装置	{2023}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1	移載部	—	—	—	—	—	—	▽
p. 51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット) ボート移載装置												

添 1 表 2 - 4 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)  
 (2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考	
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請		
【後半申請する加工施設 <sup>(3)</sup> 】																
(3) 後半申請する加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。																
p. 29	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	焼結設備 連続焼結炉	{2024}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1 連続焼結炉 No. 1	—	—	—	—	—	—	—	▽	—
p. 50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	焼結設備 連続焼結炉													
p. 29	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)	{2024-2}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1 自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)	—	—	—	—	—	—	—	▽	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(施設の構造及び設備として記載なし)															
p. 29	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	空気混入防止機構	{2024-3}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1 空気混入防止機構	—	—	—	—	—	—	—	▽	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(施設の構造及び設備として記載なし)															
p. 29	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	失火検知機構	{2024-4}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1 失火検知機構	—	—	—	—	—	—	—	▽	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(施設の構造及び設備として記載なし)															
p. 29	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	過加熱防止機構	{2024-5}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1 過加熱防止機構	—	—	—	—	—	—	—	▽	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(施設の構造及び設備として記載なし)															
p. 29	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	冷却水圧力低下検知機構	{2024-6}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1 冷却水圧力低下検知機構	—	—	—	—	—	—	—	▽	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(施設の構造及び設備として記載なし)															
p. 29	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	圧力逃がし機構	{2024-7}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1 圧力逃がし機構	—	—	—	—	—	—	—	▽	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(施設の構造及び設備として記載なし)															
p. 29	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	可燃性ガス配管	{2024-8}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1 可燃性ガス配管	—	—	—	—	—	—	—	▽	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(施設の構造及び設備として記載なし)															
p. 29	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット)解体装置	{2025}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1 ペレット搬送設備 No. 1 解体装置	解体部	—	—	—	—	—	—	▽	—
p. 51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット)解体装置	{2026}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1 ペレット搬送設備 No. 1 解体装置	空ポート搬送部	—	—	—	—	—	—	▽	—
p. 29	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	研磨設備 ペレット供給機	{2027}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1 センタレス研削設備 No. 1	ペレット供給機	—	—	—	—	—	—	▽	—
p. 50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	研磨設備 ペレット供給機													
p. 29	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	研磨設備 センタレス研削盤・洗浄機	{2028}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1 センタレス研削設備 No. 1	センタレス研削部	—	—	—	—	—	—	▽	—
p. 50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	研磨設備 センタレス研削盤・洗浄機	{2029}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1 センタレス研削設備 No. 1	ペレット洗浄部	—	—	—	—	—	—	▽	—

添 1 表 2 - 4 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【後半申請する加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 後半申請する加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 29	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	研磨設備 ペレット乾燥機	{2030}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1ペレット乾燥機 No. 1	—	—	—	—	—	—	▽	—
p. 50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1ペレット乾燥機												
p. 30	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット) ペレット搬送設備 No. 1-2	{2031}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1ペレット搬送設備 No. 1-2 ペレット移載装置	ペレット搬送部	—	—	—	—	—	▽	—
p. 51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1ペレット搬送設備 No. 1-2												
p. 30	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット) ペレット移載装置	{2032}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1ペレット搬送設備 No. 1-2 ペレット移載装置	ペレット移載部	—	—	—	—	—	▽	—
p. 51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1ペレット移載装置	{2033}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1ペレット搬送設備 No. 1-2 ペレット移載装置	ペレット抜取検査部	—	—	—	—	—	▽	—
p. 30	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット) 波板搬送装置	{2034}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1ペレット搬送設備 No. 1-2 波板搬送装置	外観検査装置部	—	—	—	—	—	▽	—
p. 51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1波板搬送装置	{2035}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1ペレット搬送設備 No. 1-2 波板搬送装置	波板搬入、搬出部	—	—	—	—	—	▽	—
p. 51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1波板搬送装置	{2036}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1ペレット搬送設備 No. 1-2 波板搬送装置	波板移載部	—	—	—	—	—	▽	—
p. 51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1波板搬送装置	{2037}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1ペレット搬送設備 No. 1-2 波板搬送装置	波板移載装置部	—	—	—	—	—	▽	—
p. 30	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット) ペレット搬送設備 No. 2	{2038}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1ペレット搬送設備 No. 2	—	—	—	—	—	—	▽	—
p. 51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1ペレット搬送設備 No. 2												
p. 30	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	研磨設備 研磨屑回収装置	{2039}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1センタレス研削設備 No. 1	研磨屑回収装置	—	—	—	—	—	▽	—
p. 50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1研磨屑回収装置												
p. 30	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	研磨設備 研磨屑乾燥機	{2040}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1センタレス研削設備 No. 1	研磨屑乾燥機	—	—	—	—	—	▽	—
p. 50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1研磨屑乾燥機												
p. 30	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	検査設備 計量設備架台	{2041}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1計量設備架台 No. 3	—	—	—	—	—	—	▽	—
p. 50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 ペレット室	第2-1検査設備 計量設備架台												
p. 33	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	搬送設備(粉末) 運搬台車	{2086}	ハ. 成型施設	第2加工棟 ペレット室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	運搬台車 No. 2	—	—	—	—	—	—	▽	—
p. 52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 ペレット室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	搬送設備(粉末) 運搬台車												

添 1 表 2 - 4 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【後半申請する加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 後半申請する加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 33	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	搬送設備(ペレット) 運搬台車	{2088}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	運搬台車 No. 1	—	—	—	—	—	—	—	▽
p. 52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	搬送設備(ペレット) 運搬台車												
p. 36	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)		粉末・ペレット貯蔵容器 I型	{5003}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		粉末・ペレット貯蔵容器 I型	—	—	—	—	—	—	—	▽
p. 65	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		粉末・ペレット貯蔵容器 I型												
p. 37	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)		貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管設備	{5010}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		第1-3貯蔵容器保管設備	第1-3貯蔵容器保管区域	—	—	—	—	—	—	▽
p. 65	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管設備												
p. 38	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)		ペレットスクラップ一時保管設備 スクラップ保管ラックC型	{5032}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		スクラップ保管ラック C型 No. 1	—	—	—	—	—	—	—	▽
p. 66	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		一時保管設備(ペレット) スクラップ保管ラックC型												
p. 38	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)		粉末スクラップ一時保管設備 スクラップ保管ラックD型	{5033}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		スクラップ保管ラック D型 No. 1	—	—	—	—	—	—	—	▽
p. 66	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		一時保管設備(粉末) スクラップ保管ラックD型												
p. 38	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)		ペレット一時保管設備 ペレット一時保管台	{5034}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		ペレット一時保管台 No. 1	—	—	—	—	—	—	—	▽
p. 66	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		一時保管設備(ペレット) ペレット一時保管台												
p. 38	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)		ペレット一時保管設備 ペレット保管ラックC型	{5035}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		ペレット保管ラックC型 No. 1	—	—	—	—	—	—	—	▽
p. 66	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		一時保管設備(ペレット) ペレット保管ラックC型												
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)	第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ	{7010}	チ. 放射線管理施設	第1-3貯蔵棟 第1-3貯蔵容器保管室	ガンマ線エリアモニタ	検出器	—	—	—	—	—	—	▽
p. 87	ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ												
p. 88	ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ												

添 1 表 2 - 4 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文の①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に記載する。本表では、それら①及び②に記載する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。◇：当該申請で仮移設する。(○)：当該申請で仮移設から復旧し本設する。▽：後半申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況 <sup>(2)</sup>						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	後半申請	
【後半申請する加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 後半申請する加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)	第1-3貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-2}	リ. その他の加工施設	第1-3貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	—	—	—	—	▽	—
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	第1-3貯蔵棟	所内通信連絡設備												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第1-3貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-7}	リ. その他の加工施設	第1-3貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	—	—	—	—	—	▽	—
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	第1-3貯蔵棟	自動火災報知設備												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第1-3貯蔵棟	消火器	{8010-6}	リ. その他の加工施設	第1-3貯蔵棟	消火設備	消火器	—	—	—	—	—	▽	—
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	第1-3貯蔵棟	消火器												
p. 46	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1-3貯蔵棟	避難通路	{8028}	リ. その他の加工施設	第1-3貯蔵棟	緊急設備	避難通路	—	—	—	—	—	▽	—
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1-3貯蔵棟	避難通路												
p. 46	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1-3貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8030}	リ. その他の加工施設	第1-3貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	—	—	—	—	—	▽	—
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1-3貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8030-2}	リ. その他の加工施設	第1-3貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	—	—	—	—	—	▽	—

添1 参考資料1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点のまとめ

本設工認申請書の記載のうち、加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点を以下の表にまとめて示す。

添1 表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
外部からの衝撃による損傷の防止<外部火災(外部火災影響評価第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟)>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(ト) その他の主要な構造、(1) 外部からの衝撃による損傷の防止、(viii) 外部火災</p> <p>加工施設の建物は、爆発に対して危険限界距離以上の離隔距離を確保するか、離隔距離を確保できない場合は、一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する又は建物外壁の鉄筋コンクリートを増し打ちすることで、建物外壁が受ける圧力の衝撃を緩和する。(P19)</p>	<p>添付書類5、リ. その他の安全設計、(2) 近隣工場等の火災・爆発、(iii) 外部火災の影響評価</p> <p>添5リ(イ)の第5図 防護対象施設と敷地内の危険物施設及び高圧ガス貯蔵施設の位置関係 (P5-164)</p> <p>添5リ(イ)の第8図 敷地内の燃料輸送車両の爆発位置 (P5-166)</p> <p>(高圧ガス貯蔵施設の配置を図添1表参1-1-1に、高圧ガス搬送経路を図添1表参1-2-1に示す。)</p>	<p>図ト-W1建-16 防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置、図ト-W1建-18 敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置</p> <p>(高圧ガス貯蔵施設の配置を図添1表参1-1-2に、高圧ガス搬送経路を図添1表参1-2-2に示す。)</p>	<p>加工事業変更許可申請書に示した高圧ガス貯蔵設備の配置を以下の理由により変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移設した高圧ガス貯蔵施設の詳細設計により、配置を見直した。</li> </ul> <p>高圧ガス貯蔵施設の配置を変更したが、高圧ガス貯蔵施設と第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟の離隔距離、高圧ガス搬送経路と第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟の離隔距離に変更はなく、想定する爆発源の危険限界距離に対して、十分な離隔距離があることから、外部からの衝撃による損傷の防止をする設計として加工事業変更許可申請書と整合している。</p>

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（続き）

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
閉じ込めの機能 < 気体廃棄設備 No. 1 >	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(ハ) 核燃料物質等の閉じ込めに関する構造</p> <p>(5) 排気設備の安全設計 通常時及び設計基準事故において、公衆に対して著しい放射線被ばくを及ぼすおそれがないよう、排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、異常時には自動的に警報を発する設計とする。(P9)</p> <p>(2) 設備・機器からの飛散・漏えい防止設計 第1種管理区域でウラン粉末を収納する系統及び機器は、ウラン粉末を設備、機器等によって閉じ込めるか、囲い式フードを設けて局所排気系統に接続し、ウランの漏えいを防止する。(P8)</p> <p>(4) 管理区域区分と第1種管理区域に対する安全設計 ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、当該区域の外から当該区域に向かって空気が流れるように、第1種管理区域は外部に対して19.6 Pa以上の負圧を保つように給排気のバランスをとる構造とする。</p>	<p>添付書類5</p> <p>ロ. 放射線安全設計、(イ) 閉じ込めの機能、(iv) 第1種管理区域の部屋の安全設計 「添5ロ(イ)の第2図 給排気系統図〔気体廃棄設備 No. 1 (第2加工棟) 〕」(P5-13)</p> <p>ハ. 環境安全設計、(ハ) 放射線監視、(I) 放射性廃棄物の放出に係る監視対策、(i) 放射性気体廃棄物 (a) 排気口から放出する気体廃棄物中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、自動的に警報を発するようとする。(P5-18)</p> <p>(気体廃棄設備 No. 1 (第2加工棟) の給排気系統図を図添1表参1-3-1に示す。)</p>	<p>図ト-2 P設-1-2 第2加工棟の給排気設備全体系統図 (気体廃棄設備 No. 1)</p> <p>表チ-設-6-2 ダストモニタ (排気用モニタ) 仕様 警報設備等 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、濃度の著しい上昇 (保安規定に定める濃度限度を超えるおそれのある濃度の上昇) を検知し、放射線監視盤 (ダストモニタ) により警報を発するダストモニタ (排気用モニタ) を設置する。</p> <p>(気体廃棄設備 No. 1 (第2加工棟) の給排気系統図を図添1表参1-3-2に示す。)</p>	<p>加工事業変更許可申請書の排気系統図は安全機能の配置を概略として示しており、系統ごとの排気をまとめてダストモニタ (排気用モニタ) にて監視している図としているが、本設工認申請書の排気系統図は、排気ダクトが系統ごとに排気筒に接続し、系統ごとの排気ダクトからサンプリングして合流した排気をダストモニタにて監視する実際の設計 (既設) どれだけの図としている。</p> <p>以上から排気設備の安全設計として加工事業変更許可申請書と整合している。</p> <p>また、加工事業変更許可申請書の排気系統図は主管を表した概略図として示しているが、本設工認申請書の排気系統図は、以下の点につき、実際の設計 (既設) どれに詳細化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・系統I (部屋排気) は、第2出入管理室の排気のため、接続した図とした。</li> <li>・系統II (部屋排気) は、第2廃棄物処理室及び第2洗濯室の排気その他、第2-1ペレット室の第1廃液処理設備の臭気を排気するため、同室内にも接続した図とした。</li> <li>・系統V (局所排気) は、第2洗濯室に局所排気系統を配置しているが、第2洗濯室にはウラン粉末を取り扱う設備等がないため、削除した図とした。</li> </ul> <p>以上から設備・機器からの飛散・漏えい防止設計及び管理区域区分と第1種管理区域に対する安全設計として加工事業変更許可申請書と整合している。</p>

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（続き）

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
<p>閉じ込めの機能 &lt; 気体廃棄設備 No. 2 &gt;</p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(ハ) 核燃料物質等の閉じ込めに関する構造、(5) 排気設備の安全設計 通常時及び設計基準事故において、公衆に対して著しい放射線被ばくを及ぼすおそれがないよう、排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、異常時には自動的に警報を発する設計とする。(P9)</p>	<p>添付書類5 ロ. 放射線安全設計、(イ) 閉じ込めの機能、(iv) 第1種管理区域の部屋の安全設計 「添5ロ(イ)の第3図 給排気系統図〔気体廃棄設備 No. 2 (第1廃棄物貯蔵棟) 〕」(P5-14)  ハ. 環境安全設計、(ハ) 放射線監視、(1) 放射性廃棄物の放出に係る監視対策、(i) 放射性気体廃棄物 (a) 排気口から放出する気体廃棄物中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、自動的に警報を発するようにする。(P5-18)  (気体廃棄設備 No. 2 (第1廃棄物貯蔵棟) の給排気系統図を図添1表参1-4-1に示す。)</p>	<p>図ト-W1 設-1-2 第1廃棄物貯蔵棟の給排気全体系統図 (気体廃棄設備 No. 2)  表チ-設-7-1 ダストモニタ (排気用モニタ) 仕様 警報設備等 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、濃度の著しい上昇を検知し、放射線監視盤 (ダストモニタ) により警報を発する。  (気体廃棄設備 No. 2 (第1廃棄物貯蔵棟) の給排気系統図を図添1表参1-4-2に示す。)</p>	<p>加工事業変更許可申請書の排気系統図は安全機能の配置を概略として示しており、系統ごとの排気をまとめてダストモニタ (排気用モニタ) にて監視している図としているが、本設工認申請書の排気系統図は、排気ダクトが系統ごとに排気筒に接続し、系統ごとの排気ダクトからサンプリングして合流した排気をダストモニタにて監視する実際の設計 (既設) により以上から排気設備の安全設計として加工事業変更許可申請書と整合している。の図としている。  また、加工事業変更許可申請書の排気系統図は主管を表した概略図として示しているが、本設工認申請書の排気系統図は、以下の点につき、実際の設計 (既設) により詳細化した。 ・給気ファンを接続している給気系統に、給気フィルタの配置を示した。 ・W1 出入管理室に接続する系統を示すとともに改造で設置する閉じ込めダンパーを示した。 ・給気ファンを接続していない給気系統は概略として示しているが、本設工認申請書の排気系統図では、焼却設備を構成している焼却炉、急冷塔、バグフィルタの各設備・機器間の接続を含めた図とした。 以上から設備・機器からの飛散・漏えい防止設計及び管理区域区分と第1種管理区域に対する安全設計として加工事業変更許可申請書と整合している。</p>

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（続き）

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
<p>閉じ込めの機能 ＜センタレス研削装置 No.2-1 研磨屑回収装置、センタレス研削装置 No.2-1 研削液タンク＞</p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(ハ) 核燃料物質等の閉じ込めに関する構造、(2) 設備・機器からの飛散・漏えい防止設計 ウラン粉末を含む液体を取り扱い又は収納する系統及び機器は、液体による腐食の少ないステンレス鋼材等の材料を使用するとともに、周辺に堰を設けることにより、液体の漏えいを防止する。(P8)</p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(チ) 安全機能を有する施設 「表 安全機能を有する施設（成形施設）」(P33)</p> <p>研磨設備 研磨屑回収装置 個数 1 耐震重度分類 第1類 安全機能 臨界防止：幾何学的形状制限（容積制限） 回転数低下時研削停止インターロック 閉じ込め：耐食性材料を用いる構造、遠心分離機能</p> <p>研磨設備 研削液タンク 個数 1 耐震重度分類 第1類 安全機能 臨界防止：幾何学的形状制限（容積制限） 閉じ込め：耐食性材料を用いる構造、遠心分離機能、防水パン</p>	<p>表ハ－2 P設－1 9－1 センタレス研削装置 No.2-1 研磨屑回収装置、センタレス研削装置 No.2-1 研削液タンク 仕様</p> <p>センタレス研削装置 No.2-1 研磨屑回収装置、センタレス研削装置 No.2-1 研削液タンク 員数 1 耐震重度分類 第1類 安全機能 臨界防止 幾何学的形状制限（容積制限） 幾何学的形状（容積）：19 L以下 排出する廃水を推定臨界下限濃度以下とするため、回転数低下時研削停止インターロックを設ける。</p> <p>閉じ込め機能 液体を内包する部位には漏えいのない構造とする。また、研磨屑回収装置の遠心分離機能によって、下流側の第1廃液処理設備 配管へのウランの漏えいを防止する。 ウラン粉末を含んだ液体の漏えいを防止するため、防水パンを設ける。 粉末状のウランを含む液体と接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体の漏えいを防止する。</p>	<p>「研削液タンク」及び「研磨屑回収装置」の一連の設備によって、研磨工程で発生したウランを含んだ研磨廃液からウランを除去し、ウランの濃度を下げている。 そのため、加工事業変更許可申請書では、「研磨設備 研削液タンク」、「研磨設備 研磨屑回収装置」と別の設備・機器としているが、本設工認申請書において、「研磨屑回収装置」と「研削液タンク」は1つの設備・機器として申請する。  以上から加工事業変更許可申請書の基本的な設計方針に変更はなく、臨界防止及び閉じ込め機能の安全設計は加工事業変更許可申請書と整合している。</p>

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（続き）

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
火災等による損傷の防止 ＜火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）（第1廃棄物貯蔵棟）＞	<p>＜配置、員数、警戒区域＞</p> <p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(ニ) 火災及び爆発の防止に関する構造、(3) 火災の感知及び報知並びに消火</p> <p>加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備及び火災発生時において迅速な初期消火を行うための粉末消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を消防法に基づき設置する。(P10)</p>	<p>(3) 火災感知設備及び消火設備に関する安全設計</p> <p>(i) 火災感知設備</p> <p>(a) 加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備は、消防法に基づき設置する。</p> <p>(b) 自動火災報知設備の警戒区域は、管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計とする。(P5-114)</p> <p>別添5チ(ロ)－3 第1廃棄物貯蔵棟 自動火災報知設備 (第1廃棄物貯蔵棟の自動火災報知設備の警戒区域を図添1表参1－5－1に示す。)</p> <p>自動火災報知設備（感知器）の員数 熱感知器：44台、煙感知器：4台 発信機：4台</p>	<p>表ト－W1建－1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様 火災等による損傷の防止</p> <p>早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置する。火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の発信機は、防火対象物の各階の各部分から歩行距離50m以下となるように配置する。</p> <p>火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は管理区域の別により消防法施行令第二十一条第2項の規定以上に細分化する。</p> <p>図リ－他－1（3）、図リ－他－1（4） 第1廃棄物貯蔵棟 自動火災報知設備（感知器）の警戒区域境界 (第1廃棄物貯蔵棟の自動火災報知設備の警戒区域を図添1表参1－5－2に示す。)</p> <p>自動火災報知設備（感知器）の員数 熱感知器：45台、煙感知器：4台 発信機：4台</p>	<p>加工事業変更許可申請書に示した第1廃棄物貯蔵棟に配置する自動火災報知設備（感知器）を以下の理由により変更した。</p> <p>配置、員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法の設置基準に対し裕度を持たせるため増設する。</li> </ul> <p>警戒区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災信号の発報箇所を早期に限定するため、より警戒区域を分割する。</li> </ul> <p>自動火災報知設備（感知器）の設置は消防法に基づき設置するものであり、警戒区域は発報箇所を早期に限定するものであることから、火災等による損傷の防止をする設計として加工事業変更許可申請書と整合している</p>

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（続き）

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
火災等による損傷の防止 ＜火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）（第1加工棟）＞	<p>＜配置＞</p> <p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(ニ) 火災及び爆発の防止に関する構造、(3) 火災の感知及び報知並びに消火</p> <p>加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備及び火災発生時において迅速な初期消火を行うための粉末消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を消防法に基づき設置する。(P10)</p>	<p>(3) 火災感知設備及び消火設備に関する安全設計</p> <p>(i) 火災感知設備</p> <p>(a) 加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備は、消防法に基づき設置する。</p> <p>(b) 自動火災報知設備の警戒区域は、管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計とする。(P5-114)</p> <p>別添5チ(ロ)－3 第1加工棟 火災感知設備配置図 (第1加工棟の自動火災報知設備の配置、警戒区域を図添1表参1－6－1に示す。)</p>	<p>追第3次 表へ－2－1 第1加工棟 仕様</p> <p>追第3次 表リ－4－1 非常用設備</p> <p>第1加工棟 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）</p> <p>図リ－他－15 第1加工棟 火災感知設備 配置図 (第1加工棟の自動火災報知設備の配置、警戒区域を図添1表参1－6－2に示す。)</p>	<p>第1加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の中の発信機を対象とする。火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の中の熱感知器（スポット型）、煙感知器（スポット型）は、第3次申請にて申請済みである。</p> <p>加工事業変更許可申請書に示した第1加工棟に配置する自動火災報知設備（感知器）の中の発信機を以下の理由により変更した。</p> <p>配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震重要度分類第3類として固定するため、第3類の固定ができる壁に配置を変更する。</li> </ul> <p>自動火災報知設備（感知器）の設置は消防法に基づき設置するものであり、防火対象物の各階の各部分から歩行距離50 m以下であることは同じであることから、火災等による損傷の防止をする設計として加工事業変更許可申請書と整合している</p>

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（続き）

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
火災等による損傷の防止 <消火設備 消火器(第1 廃棄物貯蔵 棟、発電機・ ポンプ棟)>	<p>&lt;配置&gt;</p> <p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(ニ) 火災及び爆発の防止に関する構造、(3) 火災の感知及び報知並びに消火</p> <p>加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備及び火災発生時において迅速な初期消火を行うための粉末消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬式ポンプ等の消火設備を消防法に基づき設置する。(P10)</p>	<p>(3) 火災感知設備及び消火設備に関する安全設計</p> <p>(iii) 消火設備(消火器)</p> <p>消火器は消防法に規定する数を十分上回るように設置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。(P5-115)</p> <p>別添5チ(ロ)-3</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟 消火設備(消火器)配置(第1廃棄物貯蔵棟の消火設備 消火器の配置を図添1表参1-7-1に示す。)</p> <p>発電機・ポンプ棟 消火設備(消火器)配置(発電機・ポンプ棟の消火設備 消火器の配置を図添1表参1-8-1に示す。)</p>	<p>表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様 火災等による損傷の防止</p> <p>表リ-建-1 発電機・ポンプ棟 仕様 火災等による損傷の防止</p> <p>消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づく設置基準に対し、裕度を見込んだ数の粉末消火器を、防火対象物の各部分から歩行距離20m以下となるように配置する。</p> <p>図リ-他-1(5)、図リ-他-1(6) 第1廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図(第1廃棄物貯蔵棟の消火設備 消火器の配置を図添1表参1-7-2に示す。)</p> <p>図リ-他-3 発電機・ポンプ棟 緊急設備等 配置図(発電機・ポンプ棟の消火設備 消火器の配置を図添1表参1-8-2に示す。)</p>	<p>加工事業変更許可申請書に示した第1廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟に配置する消火器を以下の理由により変更した。</p> <p>配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業者の動線からアクセスし易く通行の支障とならず、歩行距離20m以内に設置するために、配置を見直した。</li> </ul> <p>粉末消火器は、消防法に基づき設置し、配置の変更を行っても歩行距離は法令の要求に従っており、作業者がアクセスし易いことから、火災等による損傷の防止をする設計として加工事業変更許可申請書と整合している。</p>

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（続き）

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
火災等による損傷の防止 <屋内消火栓、屋外消火栓>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(ニ) 火災及び爆発の防止に関する構造、(3) 火災の感知及び報知並びに消火</p> <p>加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備及び火災発生時において迅速な初期消火を行うための粉末消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を消防法に基づき設置する。(P10)</p>	<p>チ. 火災・爆発に対する安全設計、(ロ) 火災等に対する安全設計、(3) 火災感知設備及び消火設備に関する安全設計、(ii) 消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ）</p> <p>加工施設において、火災が発生した場合は、基本的に粉末消火器での初期消火活動を前提とした十分な消火器を配置し、粉末消火器では消火できない場合のバックアップとして屋内消火栓、屋外消火栓等の水消火設備を設ける。</p> <p>(a) 屋内消火栓、屋外消火栓</p> <p>消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置する。(P5-114～P5-115)</p>	<p>表リ一他一2 消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓</p> <p>第1加工棟（追第3次 表へ一2一1）には消火設備 屋外消火栓を、第2加工棟（追第4次 表ハ一2一1）には消火設備 屋内消火栓を設ける。</p> <p>消火設備 屋外消火栓は、消防法施行令第十九条の設置基準に基づき設置する。</p> <p>消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条の設置基準に基づき設置する。</p>	<p>加工事業変更許可申請書に示した屋内消火栓及び屋外消火栓の記載を以下の理由により変更した。</p> <p>&lt;屋内消火栓&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2加工棟の消火活動を円滑に行えるようにするため、屋内消火栓を追加設置する。</li> <li>3階第2機械室内での消火活動時のアクセスを容易にするため、屋内消火栓の配置を変更する。</li> </ul> <p>&lt;屋外消火栓&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加工事業変更許可申請書においては、第1加工棟の消火可能な屋外消火栓を示したが、本申請書においては、第1加工棟の消火に使用する消火栓を明確にする。</li> <li>第2加工棟の外扉を建物外部から冷却を行うための既設の屋外消火栓も追加し明確にする。</li> <li>屋外消火栓及び配管の固定方法、アクセスの容易性等を考慮して、屋外消火栓の配置を変更する。</li> </ul> <p>熊取事業所の屋内消火栓及び屋外消火栓は、消防法に基づき設置しており、加工事業変更許可申請書に示した基本的な設計方針に変更はないことから、火災等による損傷の防止をする設計として加工事業変更許可申請書と整合している。</p>
		<p>&lt;屋内消火栓&gt;</p> <p>11台</p> <p>別添5チ(ロ)一3 第2加工棟 消火設備（屋内消火栓）配置図（P別添5チ-11～12）（第2加工棟の消火設備 屋内消火栓の配置を図添1表参1-9-1に示す。）</p> <p>&lt;屋外消火栓&gt;</p> <p>5台</p> <p>別添5チ(ロ)一3 第1加工棟 消火設備（屋外消火栓）配置図（P別添5チ-15）（第1加工棟の消火設備 屋外消火栓の配置を図添1表参1-10-1に示す。）</p>	<p>&lt;屋内消火栓&gt;</p> <p>13台</p> <p>（1階：4台、中2階：1台、2階：3台、3階：4台、4階：1台）</p> <p>図リ一他一5（2）～（6） 消火設備 屋内消火栓 第2加工棟 消火警戒区域図（第2加工棟の消火設備 屋内消火栓の配置を図添1表参1-9-2に示す。）</p> <p>&lt;屋外消火栓&gt;</p> <p>6台</p> <p>（第1加工棟、第2加工棟に係る屋外消火栓。そのうち第1加工棟全域を包含するための屋外消火栓4台）</p> <p>図リ一他一5（1） 消火設備 屋外消火栓 第1加工棟 消火警戒区域図（第1加工棟の消火設備 屋外消火栓の配置を図添1表参1-10-2に示す。）</p>	

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（続き）

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
火災等による損傷の防止 ＜屋外消火栓（第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び発電機・ポンプ棟）＞	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(ニ)火災及び爆発の防止に関する構造、(三)火災の感知及び報知並びに消火</p> <p>加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備及び火災発生時において迅速な初期消火を行うための粉末消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を消防法に基づき設置する。(P10)</p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(イ)安全機能を有する施設、表 安全機能を有する施設（消火設備及び火災感知設備）</p> <p>消火栓設置場所：第2加工棟、屋外（P43）</p>	<p>表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様火災等による損傷の防止</p> <p>表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様火災等による損傷の防止</p> <p>表リ-建-1 発電機・ポンプ棟 仕様火災等による損傷の防止</p> <p>— (屋外消火栓の設置に関する記載はなし。)</p>	<p>第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び発電機・ポンプ棟には以下の理由により屋外消火栓を配置していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加工事業変更許可申請書P43、P5-115において、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び発電機・ポンプ棟に屋外消火栓の設置の要求はない。</li> <li>・第1廃棄物貯蔵棟の1階、中2階の床面積の合計は約345㎡、第3廃棄物貯蔵棟の1階、2階の床面積の合計は約550㎡、発電機・ポンプ棟の床面積は約99㎡であり、消防法施行令第十九条から屋外消火栓の設置は求められていない。</li> </ul> <p>第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び発電機・ポンプ棟に係る消火設備は、消防法に基づき設置しており、火災等による損傷の防止をする設計として加工事業変更許可申請書と整合している。</p>

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（続き）

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
火災等による損傷の防止 <可燃性ガス漏えい検知器（水素）>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(ニ) 火災及び爆発の防止に関する構造、(2) 火災及び爆発の発生防止</p> <p>可燃性ガスを使用する設備・機器及び当該設備・機器へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺には、可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知できる設計とする。（P10）</p>	<p>別添5チ(ロ)－1、3. 試験開発炉以外の可燃性ガスを用いる試験開発設備</p> <p>試験開発設備には試験開発炉以外に、極少量の水素ガス等を使用する開発設備があるため以下の対策を行う。なお、水素ガス漏えい検知器、制御盤、感震計及び緊急遮断弁は、試験開発炉と兼用する。</p>	<p>表リ－他－1 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様</p> <p>(3) 第2開発室の緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）は、燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉に設置し、極少量の水素ガス等を使用する許認可対象外設備に対しても兼用することとしていたが、小型雰囲気可変炉の配置変更により水素ガスを取り扱う設備の配置範囲が広がったため、設備・機器それぞれに可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）を設けることとした。</p>	<p>小型雰囲気可変炉の配置変更により、水素ガスを取り扱う設備の配置範囲が広がったため、設備それぞれに可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）を設けることとした。</p> <p>設備上方及び屋内供給配管経路に可燃性ガス漏えい検知器を設置することとした加工事業変更許可申請書の基本的な設計方針に変更がないことから、火災等による損傷の防止をする設計として加工事業変更許可申請書と整合している。</p> <p>なお、制御盤、感震計及び緊急遮断弁は、試験開発炉である燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉と兼用する。</p>

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点(続き)

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
火災等による損傷の防止<可燃性ガス配管>(放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設の可燃性ガス配管を含む。)	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(ニ)火災及び爆発の防止に関する構造、(2)火災及び爆発の発生防止</p> <p>可燃性ガスを使用する設備・機器及び当該設備・機器へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺には、可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知できる設計とする。漏えいを検知した場合は、警報を発するとともに屋外に設置した緊急遮断弁を自動的に閉止する機構を設ける。(P10)</p>	<p>別添5チ(ロ)ー2 可燃性ガス漏えい時において、緊急遮断弁が閉止するまでの漏えい可燃性ガスによる爆発の可能性について</p> <p>可燃性ガス警報設定値 都市ガス 爆発限界濃度 5.3 vol% 警報設定値 1.325 vol% 連続焼結炉(第2ー2ペレット室) 水素(アンモニア分解ガス) 配管長 25A 40 m 50A 10 m 漏えい体積:0.179 m<sup>3</sup> プロパンガス 配管長 25A 50 m</p> <p>漏えい体積:0.035 m<sup>3</sup> 開発機器(第2開発室) 水素(アンモニア分解ガス) 滞留体積:144 m<sup>3</sup> 配管長 25A 55 m 漏えい体積:0.102 m<sup>3</sup> 漏えい濃度:0.9 vol%</p> <p>水素 滞留体積:144 m<sup>3</sup> 配管長 25A 65 m 漏えい体積:0.258 m<sup>3</sup> 漏えい濃度:1.0 vol%</p> <p>焼却設備(W1廃棄物処理室) 都市ガス 配管長 80A 65 m</p> <p>漏えい体積:0.357 m<sup>3</sup> 漏えい濃度:2.9 vol%</p>	<p>付属書類8ー2火災等による損傷の防止(爆発の発生防止)に関する基本方針書</p> <p>可燃性ガス警報設定値 都市ガス 爆発限界濃度 5.0 vol% 警報設定値 1.25 vol% 連続焼結炉No.2-1(第2ー2ペレット室) 水素(アンモニア分解ガス) 配管長 15A 132 m 25A 37 m 漏えい体積:0.114 m<sup>3</sup> プロパンガス 配管長 8A 31 m 20A 14 m 25A 11 m 漏えい体積:0.019 m<sup>3</sup> 燃料開発設備(第2開発室) 水素(アンモニア分解ガス) 滞留体積:5.3 m<sup>3</sup> 配管長 15A 95 m 漏えい体積:0.061 m<sup>3</sup> 漏えい濃度:2.0 vol%</p> <p>水素 滞留体積:5.3 m<sup>3</sup> 配管長 15A 93 m 漏えい体積:0.127 m<sup>3</sup> 漏えい濃度:3.3 vol%</p> <p>焼却設備(W1廃棄物処理室) 都市ガス 配管長 15A 5 m 20A 5 m 50A 5 m 80A 33 m 漏えい体積:0.214 m<sup>3</sup> 漏えい濃度:2.3 vol%</p>	<p>加工事業変更許可申請書に示した可燃性ガス漏えい時における可燃性ガス濃度評価を以下の理由により変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細設計により、配管径、配管長(配管経路)を変更した。</li> <li>・第2加工棟 第2開発室の天井ボードの撤去により、滞留体積を変更した。</li> <li>・都市ガスの爆発限界濃度を工場電気設備防爆指針の値とし、より保守的な値に変更した。</li> </ul> <p>本申請での再評価の結果、ガスの漏えい検知により緊急遮断弁が閉止した後に、配管内の残留する可燃性ガスが工程室内に漏えいしたとしても爆発限界に達しない評価結果となっており、加工事業変更許可申請書の基本的な設計方針に変更がなく、火災等による損傷の防止をす設計として加工事業変更許可申請書と整合している。</p>

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（続き）

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
火災等による損傷の防止 <緊急遮断弁（プロパンガス）> <可燃性ガス漏えい検知器（プロパンガス）> <可燃性ガス配管（プロパンガス）> <失火検知機構>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(ニ) 火災及び爆発の防止に関する構造、(2) 火災及び爆発の発生防止 可燃性ガスの漏えい防止対策を講じる。(P10)</p> <p>(フ) 安全機能を有する施設、表 安全機能を有する施設（分析・試験開発設備）</p> <p>*2 加熱炉から工程室内にアンモニア分解ガス及び水素ガスが漏えい、滞留しないようにするため、排気筒にはパイロットバーナ又はイグナイターを設置し、アンモニア分解ガス及び水素ガスを燃焼させてから排出する、</p> <p>*3 アンモニア分解ガス及び水素ガスを排気口で燃焼させるためのプロパンガスによるパイロットバーナを失火検知器にて監視し、万一失火を検出した場合はプロパンガスの供給を自動的に閉止する弁をパイロットバーナ近傍に設置する。 (P44)</p>	<p>別添5チ(ロ)－1、2. 試験開発炉（加熱炉及び小型雰囲気可変炉）の爆発防止に関する安全設計、(2) 可燃性ガスの漏えい防止対策</p> <p>(i) 水素ガス及びアンモニア分解ガス</p> <p>① 試験開発炉から工程室内に水素ガス及びアンモニア分解ガスが漏えい、滞留しないようにするため、試験開発炉の排気筒にはパイロットバーナ又はイグナイターを設置し、水素ガス等を燃焼させてから排出する。</p> <p>(ii) プロパンガス</p> <p>① 水素ガス等を試験開発炉の排気口で燃焼させるためのプロパンガスによるパイロットバーナを失火検知器にて監視し、万一失火を検出した場合はプロパンガスの供給を自動的に閉止する弁をパイロットバーナ近傍に設置する。</p> <p>③ 試験開発炉下方部及びプロパンガスの屋内供給配管経路には、工程室内へのプロパンガスの漏えい時に自動的に警報を発するプロパンガス漏えい検知器を設置する。</p> <p>④ プロパンガス漏えい検知器からの信号を受けて、自動的にプロパンガスの供給を遮断する緊急遮断弁を第2加工棟導入部の屋外側に設置する。 (P 添5 別チ-3)</p>	<p>表リ一設－4－7 燃料開発設備 加熱炉仕様 火災等による損傷の防止</p> <p>○可燃性ガス漏えい検知器時 可燃性ガス遮断インターロック 当該施設及び当該施設へ可燃性ガス（アンモニア分解ガス及び水素ガス）を供給するための屋内配管周辺には、可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。 可燃性ガス（アンモニア分解ガス及び水素ガス）の漏えい時に可燃性ガス漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に可燃性ガスの供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。</p> <p>○空気混入防止機構 当該施設の開口部は、上部の排気口のみとし、開口部には排出されるアンモニア分解ガス及び水素ガスと周囲の空気を燃焼させるための電気式のイグナイターを設置することにより、排気口から排出するアンモニア分解ガス及び水素ガスを完全に燃焼させて排気し、室内へのアンモニア分解ガス及び水素ガスの漏えい・滞留及び炉内への空気混入を防止する。</p>	<p>燃料開発設備 加熱炉で使用するアンモニア分解ガス及び水素ガスを燃焼させて排出させるための方法として、プロパンガスを使用するパイロットバーナではなく、電気式のイグナイターを設置することとしている。</p> <p>これにより、本設備を設置している第2加工棟3階の第2開発室及び同階の第2分析室においてプロパンガスを使用する設備・機器がなくなることから、プロパンガスの爆発防止に係る設備・機器である可燃性ガス漏えい検知器（プロパンガス）、失火検知機構、緊急遮断弁の設置は行わない。</p> <p>以上のことから加工事業変更許可申請書の基本的な設計方針に変更がなく、火災等による損傷の防止をする設計として加工事業変更許可申請書と整合している。</p>

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（続き）

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
火災等による損傷の防止 ＜火災区域、火災区画の変更＞	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備ロ、加工施設の一般構造、(ニ) 火災及び爆発の防止に関する構造、(4) 火災及び爆発による影響の軽減</p> <p>加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外への延焼を防止する。火災が発生した場合に他の区画に容易に拡大することを防止し、火災による影響を軽減する設計とする。(P11)</p>	<p>○火災区域、火災区画の設定方針 チ、火災・爆発に対する安全設計 (ハ) 火災影響評価 (3) 火災区域及び火災区画の設定 第2加工棟、第1加工棟は建築基準法に基づく防火区画を火災区域とし、第1-3貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟は、建物の延べ床面積が小さく、建築基準法に基づく防火区画がないため、耐火壁によって構成した建物全体を1つの火災区域とする。 本加工施設においては、火災区域境界の耐火壁のほか火災区域内をさらに細分化できる耐火性能を有する障壁等を設けないため、火災区画境界は火災区域境界と同一である。 (P5-121)</p> <p>○火災区域、火災区画面 添5チ(ロ)の第2図(3) 火災区画(第1-3貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟、第3廃棄物貯蔵棟)(P5-130)</p> <p>(加工事業変更許可申請書に示した火災区域・火災区画を図添1表参1-11-1に示す。)</p> <p>○火災影響評価(等価時間) ・火災区画(火災区域)W1:0.15h</p>	<p>○火災区域、火災区画の設定方針 表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様 火災等による損傷の防止 第1廃棄物貯蔵棟は、建築基準法に基づく防火区画を設けないため、建物全体を1つの火災区域として設定する。ただし、火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域を含むため、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定する。 各火災区画の耐火時間は火災区画の等価時間以上とする。</p> <p>○火災区域、火災区画面 図ト-W1建-20 第1廃棄物貯蔵棟 火災区域及び火災区画 (本申請における火災区域・火災区画及び変更の詳細を図添1表参1-11-2に示す。)</p> <p>○火災影響評価(等価時間) ・火災区画W1(I):0.42h 火災区画W1(II):0.05h</p>	<p>詳細設計により、より保守的な設計とするため火災区画を変更したことから、火災影響評価を再評価した。 いずれも等価時間は火災区画の耐火時間(1h;加工事業変更許可申請書に記載のものから変更なし。)を超えず、加工事業変更許可申請書において、他の火災区画への延焼を防止し、火災による影響を軽減するとした基本的な設計方針に変更はなく、また、等価時間が火災区画の耐火時間以下であり、建物に損傷はないため、加工事業変更許可申請書における設計基準事故のうち、火災による閉じ込めの機能の不全についても、評価結果に変更はないことから、火災等による損傷の防止をする設計として加工事業変更許可申請書と整合している。 等価時間が変更となったことによる内部溢水評価結果への影響については別途説明する。</p>

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（続き）

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
火災等による損傷の防止 ＜防火ダンパー＞	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備ロ、加工施設の一般構造、(ニ) 火災及び爆発の防止に関する構造、(4) 火災及び爆発による影響の軽減</p> <p>加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外への延焼を防止する。火災が発生した場合に他の区画に容易に拡大することを防止し、火災による影響を軽減する設計とする。(P11)</p> <p>チ. 火災・爆発に対する安全設計、(ロ) 火災等に対する安全設計、(4) 火災等による影響を軽減する機能に関する安全設計、(ii) 加工施設(設備・機器)</p> <p>(a) 第1種管理区域の火災区域境界を貫通する気体廃棄設備のダクトについては、ウラン粉末の漏えいを防止するため、貫通部に防火ダンパーを設け、防火ダンパーの耐震重要度分類は当該第1種管理区域を収納する建物と同じとする。(P5-116)</p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ、加工施設の一般構造、(チ)安全機能を有する施設「表 安全機能を有する施設(緊急設備)」</p> <p>設置場所：第2加工棟 施設名称：防火ダンパー 個数：1式 耐震重要度分類：第1類 安全機能：閉じ込め、火災・爆発防止：火災区域から外部への漏えい拡大防止、火災区画間の火災の伝播防止</p> <p>(P46)</p> <p>設置場所：第1廃棄物貯蔵棟 施設名称：防火ダンパー 個数：1式 耐震重要度分類：第2類 安全機能：閉じ込め、火災・爆発防止：火災区域から外部への漏えい拡大防止、火災区画間の火災の伝播防止</p>	<p>○第2加工棟の防火ダンパー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様</li> <li>表ト-2 P設-2-3 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅳ、給気系統) 仕様</li> <li>表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 仕様</li> </ul> <p>[6.1-F1]</p> <p>○ダクト、フィルタユニット(設備排気用)、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー、防火ダンパー</p> <p>下記の設備・機器について、区間に応じた耐震重要度分類に基づく地震力に耐える支持間隔で支持する。</p> <p>耐震重要度分類 第1類： 損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器及び避難経路に影響する区間及び防火ダンパー</p> <p>[11.3-F3]</p> <p>火災による損傷により、第1種管理区域の排気が同区域外へ漏えいすることを防止するため、第1種管理区域の火災区域を貫通するダクトには防火ダンパーを設置する。</p> <p>○第1廃棄物貯蔵棟の防火ダンパー</p> <p>添付書類 2 技術基準規則への適合状況の説明 (火災等による損傷の防止) (第11条)</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟の気体廃棄設備 No.2 においては、火災区画の貫通部に設けた給排気設備の運転停止と連動して自動的に閉止する</p>	<p>加工事業変更許可申請書では、建物内の火災の延焼防止を目的として火災区域を設定し、気体廃棄設備のダクトの火災区域貫通部には防火ダンパーを設けることを基本方針としている。また、火災区域境界と火災区画境界を同一であるとしていることから、防火ダンパーは火災区域が担う建物内の延焼防止及び火災区域外への漏えいの拡大防止の安全機能と火災区画間が担う火災の伝播防止の安全機能を有するものとして説明していた。</p> <p>第2加工棟において、加工事業変更許可申請書に示した基本方針に従い、防火ダンパーは、気体廃棄設備のダクトの火災区域境界貫通部に設置する。第2加工棟の詳細設計の結果、火災区域をさらに細分化したことにより火災区域境界と同一ではない火災区画境界を設定したが、当該境界のダクト貫通部は火災区域境界に設置した防火ダンパーに至るまでの区間を不燃性材料である金属製のダクトで囲まれていることにより、火災の伝播経路にはならず、火災区画間の火災の伝播を防止できる。また、金属製のダクト及び防火ダンパーにより、火災区域外への漏えいの拡大を防止できる。</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟について、火災区画貫通部に設けた給排気設備の運転停止と連動して自動的に閉止する閉じ込めダンパー(建物と同じ耐震重要度分類第2類)により、火災区画間の火災の伝播を防止する。また、この閉じ込めダンパーにより、火災区域をさらに細分化した火災区</p>

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（続き）

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
		(P47)	<p>閉じ込めダンパー（建物と同じ耐震重要度分類第2類）により、火災区画間の火災の伝播を防止する。</p>	<p>画の境界が閉じ込め機能を有することから、火災区域から外部への漏えい拡大を防止できる。</p> <p>以上のことから、火災が発生した場合に他の区画に容易に拡大することを防止し、火災による影響を軽減するとして加工事業変更許可申請書の基本方針に整合している。</p>

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点(続き)

項目	加工事業変更許可		本設工認申請																																																																																
	基本方針	基本設計	詳細設計		事業許可との整合性																																																																														
加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>I. 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>イ. 加工施設の位置ロ. 加工施設の一般構造(ロ) 放射線の遮蔽に関する構造(2) 公衆に対する放射線防護設計</p> <p>系統における単一の機器の破損等により生じる溢水、異常拡大防止のための放水による溢水、及び地震に起因する機器の破損等により生じる溢水に対する影響評価を行い、本加工施設内に溢水が発生した場合においても、臨界防止及び閉じ込めの機能を損なうことがないように安全設計を行う。(P20)</p>	<p>内部溢水に対する考慮 (P5-170)</p> <p>単一の機器の破損(配管破断)による系統毎の最大溢水量</p> <p>B1 ---</p> <p>B2 ---</p> <p>地震に起因する機器の破損等による系統毎最大溢水量</p> <p>B1 ---</p> <p>B2 ---</p>	<p>付属書類9-1 基本方針書</p> <p>単一の機器の破損(配管破断)による系統毎の最大溢水量</p> <p>B1 2.3 m<sup>3</sup></p> <p>B2 2.3 m<sup>3</sup></p> <p>地震に起因する機器の破損等による系統毎最大溢水量</p> <p>B1 8.3 m<sup>3</sup></p> <p>B2 8.3 m<sup>3</sup></p>		<p>加工事業変更許可申請書に示した内部溢水評価及び評価に係る記載を以下の理由により変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> <li>火災区画の変更による各区画の等価時間を見直しにより、この等価時間を用いて算出している放水による最大没水水位を見直した。</li> <li>A1-3、B1の堰高さから最大没水水位をそれぞれ&lt;11 cm、&lt;6.5 cmとしていたが、保守的に&lt;12 cm、&lt;7.5 cm見直した。</li> <li>安全側に端数処理の見直し</li> <li>容器類の保有水量を詳細設計及び保守性を考慮して溢水量を変更</li> </ul>																																																																														
		<p>没水による影響評価(放水)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>溢水防護区画</th> <th>溢水量(m<sup>3</sup>)</th> <th>最大没水水位(cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A1-1</td><td>25.6</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>A1-2</td><td>25.6</td><td>&lt;1 (200.9)</td></tr> <tr><td>A1-3</td><td>25.6</td><td>&lt;11 (123.0)</td></tr> <tr><td>B1</td><td>19.7</td><td>&lt;6.5(12.0)</td></tr> <tr><td>B2</td><td>19.7</td><td>3.8</td></tr> <tr><td>C1-1</td><td>24.4</td><td>11.5</td></tr> <tr><td>C1-2</td><td>9.2</td><td>4.9</td></tr> <tr><td>C2</td><td>24.4</td><td>7.1</td></tr> <tr><td>D2</td><td>2.2</td><td>2.9</td></tr> <tr><td>E1</td><td>6.3</td><td>&lt;1 (11.5)</td></tr> <tr><td>F2</td><td>6.3</td><td>&lt;1 (30.4)</td></tr> <tr><td>G2</td><td>6.3</td><td>&lt;1 (5.8)</td></tr> </tbody> </table>	溢水防護区画	溢水量(m <sup>3</sup> )		最大没水水位(cm)	A1-1	25.6	5.7	A1-2	25.6	<1 (200.9)	A1-3	25.6	<11 (123.0)	B1	19.7	<6.5(12.0)	B2	19.7	3.8	C1-1	24.4	11.5	C1-2	9.2	4.9	C2	24.4	7.1	D2	2.2	2.9	E1	6.3	<1 (11.5)	F2	6.3	<1 (30.4)	G2	6.3	<1 (5.8)	<p>没水評価(放水)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>溢水防護区画</th> <th>溢水量(m<sup>3</sup>)</th> <th>最大没水水位(cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A1-1</td><td>22.7</td><td>4.3</td></tr> <tr><td>A1-2</td><td>22.7</td><td>&lt;1 (163.2)</td></tr> <tr><td>A1-3</td><td>22.7</td><td>&lt;12 (97.1)</td></tr> <tr><td>B1</td><td>22.7</td><td>&lt;7.5(12.6)</td></tr> <tr><td>B2</td><td>16.0</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>C1-1</td><td>25.2</td><td>10.9</td></tr> <tr><td>C1-2</td><td>7.6</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>C2</td><td>12.6</td><td>7.4</td></tr> <tr><td>D2</td><td>2.5</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>E1</td><td>17.6</td><td>&lt;1(32.5)</td></tr> <tr><td>F2</td><td>2.1</td><td>&lt;3(10.1)</td></tr> <tr><td>G2</td><td>2.1</td><td>&lt;3(1.9)</td></tr> </tbody> </table>		溢水防護区画	溢水量(m <sup>3</sup> )	最大没水水位(cm)	A1-1	22.7	4.3	A1-2	22.7	<1 (163.2)	A1-3	22.7	<12 (97.1)	B1	22.7	<7.5(12.6)	B2	16.0	2.7	C1-1	25.2	10.9	C1-2	7.6	4.0	C2	12.6	7.4	D2	2.5	1.3	E1	17.6	<1(32.5)	F2	2.1	<3(10.1)	G2	2.1	<3(1.9)
		溢水防護区画	溢水量(m <sup>3</sup> )	最大没水水位(cm)																																																																															
		A1-1	25.6	5.7																																																																															
A1-2	25.6	<1 (200.9)																																																																																	
A1-3	25.6	<11 (123.0)																																																																																	
B1	19.7	<6.5(12.0)																																																																																	
B2	19.7	3.8																																																																																	
C1-1	24.4	11.5																																																																																	
C1-2	9.2	4.9																																																																																	
C2	24.4	7.1																																																																																	
D2	2.2	2.9																																																																																	
E1	6.3	<1 (11.5)																																																																																	
F2	6.3	<1 (30.4)																																																																																	
G2	6.3	<1 (5.8)																																																																																	
溢水防護区画	溢水量(m <sup>3</sup> )	最大没水水位(cm)																																																																																	
A1-1	22.7	4.3																																																																																	
A1-2	22.7	<1 (163.2)																																																																																	
A1-3	22.7	<12 (97.1)																																																																																	
B1	22.7	<7.5(12.6)																																																																																	
B2	16.0	2.7																																																																																	
C1-1	25.2	10.9																																																																																	
C1-2	7.6	4.0																																																																																	
C2	12.6	7.4																																																																																	
D2	2.5	1.3																																																																																	
E1	17.6	<1(32.5)																																																																																	
F2	2.1	<3(10.1)																																																																																	
G2	2.1	<3(1.9)																																																																																	
<p>没水による影響評価(地震時における溢水)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>溢水防護区画</th> <th>溢水量(m<sup>3</sup>)</th> <th>最大没水水位(cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A1-1</td><td>39.7</td><td>7.6</td></tr> <tr><td>A1-2</td><td>10.4</td><td>&lt;1 (74.8)</td></tr> <tr><td>A1-3</td><td>13.2</td><td>&lt;11 (56.5)</td></tr> <tr><td>B1</td><td>34.0</td><td>&lt;6.5(18.9)</td></tr> <tr><td>C1-1</td><td>34.4</td><td>14.8</td></tr> </tbody> </table>	溢水防護区画	溢水量(m <sup>3</sup> )	最大没水水位(cm)	A1-1	39.7	7.6	A1-2	10.4	<1 (74.8)	A1-3	13.2	<11 (56.5)	B1	34.0	<6.5(18.9)	C1-1	34.4	14.8	<p>没水影響(地震時における溢水)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>溢水防護区画</th> <th>溢水量(m<sup>3</sup>)</th> <th>最大没水水位(cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A1-1</td><td>39.6</td><td>7.6</td></tr> <tr><td>A1-2</td><td>10.4</td><td>&lt;1 (74.9)</td></tr> <tr><td>A1-3</td><td>13.5</td><td>&lt;12 (57.8)</td></tr> <tr><td>B1</td><td>34.0</td><td>&lt;7.5(18.9)</td></tr> <tr><td>C1-1</td><td>35.3</td><td>15.2</td></tr> </tbody> </table>		溢水防護区画	溢水量(m <sup>3</sup> )	最大没水水位(cm)	A1-1	39.6	7.6	A1-2	10.4	<1 (74.9)	A1-3	13.5	<12 (57.8)	B1	34.0	<7.5(18.9)	C1-1	35.3	15.2																																													
溢水防護区画	溢水量(m <sup>3</sup> )	最大没水水位(cm)																																																																																	
A1-1	39.7	7.6																																																																																	
A1-2	10.4	<1 (74.8)																																																																																	
A1-3	13.2	<11 (56.5)																																																																																	
B1	34.0	<6.5(18.9)																																																																																	
C1-1	34.4	14.8																																																																																	
溢水防護区画	溢水量(m <sup>3</sup> )	最大没水水位(cm)																																																																																	
A1-1	39.6	7.6																																																																																	
A1-2	10.4	<1 (74.9)																																																																																	
A1-3	13.5	<12 (57.8)																																																																																	
B1	34.0	<7.5(18.9)																																																																																	
C1-1	35.3	15.2																																																																																	

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点(続き)

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
		第2加工棟 貯槽ピット容量 129 m <sup>3</sup> 第1廃棄物貯蔵棟 貯槽ピット容量 29.5 m <sup>3</sup>	第2加工棟 地下貯槽ピット容量 100 m <sup>3</sup> 第1廃棄物貯蔵棟 地下貯槽ピット容量 24.4 m <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細設計及び保守性を考慮して変更</li> <li>・詳細設計及び保守性を考慮して変更</li> </ul>
		溢水源となる容器類の溢水量 (別添5リ(ハ)-2) A1-1 空調ドレン廃水タンク 2個 流しタンク 0.12 m <sup>3</sup> 堰を設けた区域の液溜容積(部屋毎) 5.2 m <sup>3</sup> A1-3 薬液タンク 3個 0.60 m <sup>3</sup> タンクNo.1 0.19 m <sup>3</sup> タンクNo.2 0.18 m <sup>3</sup> 考慮する溢水の合計 3.80 m <sup>3</sup> 堰を設けた区域の液溜容積: 4.3 m <sup>3</sup> B2 フィルム現像処理槽 0.70 m <sup>3</sup> 考慮する溢水の合計 1.59 m <sup>3</sup> C1-1 廃液処理設備 0.20 m <sup>3</sup> スクラバー 0.80 m <sup>3</sup> 流しシンク水槽 4個 0.30 m <sup>3</sup> 考慮する溢水の合計 0.40 m <sup>3</sup> 堰を設けた区域の液溜容積 1.3 m <sup>3</sup> E1 凝集沈殿槽 2個 ---	溢水源となる容器類の溢水量 A1-1 空調ドレン廃水タンク 3個 流しタンク 0.18 m <sup>3</sup> 堰を設けた区域の液溜容積(合算) 8.9 m <sup>3</sup> A1-3 薬液タンク 2個 0.40 m <sup>3</sup> タンクNo.1 0.14 m <sup>3</sup> タンクNo.2 0.10 m <sup>3</sup> 考慮する溢水の合計 4.10 m <sup>3</sup> 堰を設けた区域の液溜容積 4.1 m <sup>3</sup> B2 フィルム現像処理槽 0.07 m <sup>3</sup> 考慮する溢水の合計 0.96 m <sup>3</sup> C1-1 廃液処理設備 0.08 m <sup>3</sup> スクラバー 1.00 m <sup>3</sup> 流しシンク水槽 1個 0.07 m <sup>3</sup> 考慮する溢水の合計 1.25 m <sup>3</sup> 堰を設けた区域の液溜容積 1.1 m <sup>3</sup> E1 凝集沈殿槽 1個 堰を設けた区域の液溜容積 5.4 m <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般設備の変更</li> <li>・詳細設計及び保守性を考慮して変更</li> <li>・詳細設計及び保守性を考慮して変更</li> <li>・詳細設計を考慮して変更</li> <li>・詳細設計を考慮して変更</li> <li>・詳細設計を考慮して変更</li> <li>・詳細設計及び保守性を考慮して変更</li> <li>・詳細設計及び保守性を考慮して変更</li> <li>・一般設備の変更</li> <li>・上記変更による</li> <li>・詳細設計を考慮して変更</li> <li>・詳細設計を考慮して変更</li> <li>・一般設備の変更</li> <li>・上記変更による</li> <li>・詳細設計及び保守性を考慮して変更</li> <li>・詳細設計を考慮して変更</li> <li>・詳細設計を考慮して変更</li> </ul>

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（続き）

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
2550		開口部及び貫通孔等の流出流量について （別添5リ（ハ）－6） 名称（寸法） 第2加工棟 階段開口部 1.3 m×3.27 m 配管溝貫通孔（配管溝）0.445 m×0.666 m  （貫通孔）0.45 m×0.21 m 貯槽ピット開口部（仮設床） 2.9 m×0.15 m （貯槽ピット床） 0.26 m×0.36 m 第1廃棄物貯蔵棟 貯槽ピット開口部 0.46 m×0.65 m  流路断面積（m <sup>2</sup> ）、流出流量（m <sup>3</sup> /min） 第2加工棟 階段開口部 4.25, 92.6 配管溝貫通孔（配管溝）0.237, 5.16 （貫通孔）0.083, 8.31 貯槽ピット開口部（仮設床） 0.348, 2.04 （貯槽ピット床） 0.094, 7.58 第1廃棄物貯蔵棟 階段開口部 0.076, 1.65  貯槽ピット開口部 0.239, 5.21 <hr/>	名称（寸法） 第2加工棟 階段開口部 1.3 m×3.25 m 床開口部（グレーチング） 0.430 m×1.120 m 配管溝貫通孔 0.48 m×0.22 m 床架台開口部（パンチングメタル） 2.220 m×1.125 m 地下貯槽ピット蓋開口部 0.25 m×0.35 m 第1廃棄物貯蔵棟 床開口部（グレーチング） 0.45 m×0.65 m  流路断面積（m <sup>2</sup> ）、流出流量（m <sup>3</sup> /min） 第2加工棟 階段開口部 4.00, 87.1 床開口部（グレーチング）0.20, 4.35 配管溝貫通孔 0.05, 6.88 床架台開口部（パンチングメタル） 0.30, 6.53 地下貯槽ピット蓋開口部 0.08, 1.74  第1廃棄物貯蔵棟 階段開口部 0.01, 0.21 0.03, 1.13 床開口部（グレーチング）0.20, 4.35 <hr/>	・詳細設計及び保守性を考慮して変更  <hr/> 本申請において大きな変更なく、再評価の結果、各区画の最大没水水位が許容没水水位を超えることはなく、具体的な対策を含め加工事業変更許可申請書での基本的な設計方針に変更はなく、内部溢水による損傷の防止をする設計として加工事業変更許可申請書と整合している。

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（続き）

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
安全避難通路等 <可搬型照明>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(ト) その他の主要な構造、(5) 安全避難通路等</p> <p>非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設ける。(P21)</p>	<p>リ. その他の安全設計</p> <p>(ホ) 安全避難通路等に対する考慮</p> <p>(3) 現場操作用照明</p> <p>加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、可搬型の照明及び専用の電源を設置する。(P5-201)</p> <p>可搬型エンジン駆動照明 2台 ヘッドライト 20個 カンデラ 2個 可搬型ライト 10個 懐中電灯 20個 可搬式2800 VA ガソリン発電機 3台</p>	<p>リ. その他の加工施設</p> <p>表リ-他-5 緊急設備 可搬型照明 仕様</p> <p>表リ-他-5 (別表) 緊急設備 可搬型照明 設備一覧</p> <p>可搬型エンジン駆動照明 2台 ヘッドライト 20個 手動発電ライト 2個 可搬型ライト 10個 懐中電灯 20個 可搬式2800 VA ガソリン発電機 3台</p>	<p>加工事業変更許可申請書に示した可搬型照明を以下の理由により変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カンデラは特定の商品名であることから、一般名称である手動発電ライトとし、記載の明確化を図る。</li> </ul> <p>手動発電による可搬型照明に変わりはなく、非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設ける設計として加工事業変更許可申請書と整合している。</p>

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（続き）

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
安全機能を有する施設<設計基準事故(火災による閉じ込め機能の不全)>	<p>IV. 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項 イ. 設計基準事故 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(i) 基本方針</p> <p>核燃料物質が存在する加工施設の各工程について、放射性物質を外部に放出するおそれのある事象の進展を評価し、発生防止の機能の妥当性を確認する。当該機能の喪失による進展を想定し、拡大防止・影響緩和対策が妥当であるかの観点から、設計基準事故を選定し、敷地周辺の公衆に著しい放射線被ばくのリスクを与えないことを確認する。(P119)</p>	<p>(n) 設計基準事故の選定及び評価 (2) 設計基準事故の評価 B. 火災による閉じ込め機能の不全</p> <p>火災区画内での火災によるウラン粉末の建物外への漏えいを想定した。当該事象が発生した場合、管理区域における自動火災報知設備により警報を発する設計とすることにより、操作員は初期消火活動を実施し拡大防止措置を講じる。また、第1種管理区域を給排気設備により負圧に管理することにより、建物からのウランの漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。</p> <p>評価に当たっては、初期消火活動が失敗し、火災によりウラン粉末を取り扱う設備・機器の囲い式フードが損傷し、ウラン粉末が全量漏えいすることとした。火災影響評価の結果に基づき、火災により影響を受ける設備は、第2-2ペレット室のプレスとした。(P122-123)</p>	<p>添付書類2 技術基準規則への適合状況の説明 (安全機能を有する施設) (第14条)</p> <p>*設計基準事故② 火災による閉じ込め機能の不全</p> <p>a) 拡大防止及び影響緩和</p> <p>第2ラインのプレス No. 2-1 の油圧系統の火災により、第2-2混合室及び第2-2ペレット室を含む第1種管理区域全域にプレス No. 2-1 のウラン粉末が全量漏えいする事象を設計基準事故②とする。</p> <p>設計基準事故②が発生した場合、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)が火災の発生を検知し、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)で警報を発報し、操作員が初期消火活動を実施し火災を消火する。気体廃棄設備 No. 1 の排風機で第1種管理区域の負圧を維持することにより、第1種管理区域に漏えいしたウラン粉末の建物内からの漏えいを防止する。また、第1種管理区域の排気設備を第2排風機室に設置し、部屋排気系統のフィルタを第2フィルタ室に設置することにより、ウランを取り扱う設備を設置する工程室の影響を受けずにウランの除去を継続し、建物からのウランの漏えいによる影響を緩和する。また、火災区域境界に設けた防火ダンパーにより火災区域から外部への漏えい拡大を防止する。</p>	<p>加工事業変更許可申請書に記載のとおり、放射性物質を外部に放出するおそれのある事象の進展を評価し、発生防止の機能の妥当性を確認するとともに、当該機能の喪失による進展を想定し、拡大防止・影響緩和対策が妥当であるかの観点から、設計基準事故を選定し、敷地周辺の公衆に著しい放射線被ばくのリスクを与えないことを確認している。</p> <p>また、発生源となるプレス No. 2-1 の配置の表現に若干の差異が見られるが、第2ラインの主たる部屋は第2-2ペレット室であり、基本設計では第2ラインを示しており、詳細設計と相違はなく、評価も第1種管理区全域で行っていることから、加工事業変更許可申請書と変更はない。</p> <p>なお、実際の配置は、第2-2混合室及び第2-2ペレット室の境界の第2-2混合室側に配置しており、加工事業変更許可申請書の安全機能を有する施設、加工設備本体の構造及び設備において、第2ラインのプレス No. 2-1 は第2混合室としている。</p> <p>以上から、評価の結果は公衆の被ばく約 <math>6.4 \times 10^{-6}</math> mSv となり 5 mSv よりも十分に小さく、また加工事業変更許可申請書に示した基本方針にも変更はない。</p>

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（続き）

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
遮蔽 <外部被ばく評価>	I. 加工施設の位置、構造及び設備 イ. 加工施設の位置ロ. 加工施設の一般構造(ロ) 放射線の遮蔽に関する構造(2) 公衆に対する放射線防護設計 放射線防護上の遮蔽のため壁、屋根、遮蔽壁等を設け、貯蔵施設及び保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が年間 1 mSv より十分に低減する設計とすることを記載している。 (P7)	添付書類六 ロ. 放射線の被ばく管理(ニ) 周辺環境における公衆の外部被ばく管理(3) 敷地周辺における線量評価 (ii) 評価方法 (a) ガンマ線源 第2加工棟及び第1-3貯蔵棟に設置する貯蔵設備に最大貯蔵能力に見合うウランを貯蔵するものとする。 (6-6) 添6ロ(ニ)の第7図 直接ガンマ線の評価で考慮した壁厚等 (6-14) 添6ロ(ニ)の第1表 スカイシャイン線の計算に使用した天井厚 (6-15)	付属書類10 基本方針書 変更箇所は以下のとおり。 3.1 評価方法 (1) ガンマ線源 第2加工棟に設置する貯蔵設備に最大貯蔵能力に見合うウランを貯蔵するものとする。 (3) 計算モデル ①第1-3貯蔵棟の除外 <直接線> 一般施設 ② 評価モデル上、第1使用棟及び第2高圧ガス貯蔵施設壁の除外。 ③ 東側建物のRC壁及びALC壁を除外。 第1加工棟 ④ 第1-1輸送物搬出入室東壁の扉開口部にRC壁( )を設置。 ⑤ 第1事務室東壁の窓開口部にRC壁( )を設置。 ⑥ 防護扉(RC)の位置を防護壁No.1間に変更し、厚さを から に変更。 ⑦ と第1-1輸送物搬出入室間壁の扉形状変更によりRC壁( )を追加。 ⑧ 評価モデル上、壁厚 としていた第1-1輸送物搬出入室北壁を実態に合わせて壁厚 に変更。 ⑨ 評価モデル上、 と	加工事業変更許可申請書に示した第5廃棄物貯蔵棟の屋根の構造を以下の理由により変更した。 ・第1-3貯蔵棟に設置する貯蔵設備は、後半申請の対象設備であり核燃料物質を貯蔵しない措置を講じることから、本評価では線源から除外した。 ①後半申請となるため除外した。 ②③ 加工施設外としたため、評価から除外した。 ④⑤⑥⑦⑪⑫ 詳細設計の結果を反映した。 ⑧⑨⑩⑬ 実態に合わせて評価モデルを見直した。 ⑭ 記載の適正化。(第1加工棟の折板屋根及び湾曲瓦棒葺き屋根は、鋼板の板厚 に対し、鋼板を支持する構造材等の遮蔽効果を考慮し、板厚 と記載していたが、線量評価においては保守的に板厚を0cmとしており、屋根の鋼板の遮蔽効果を見込んでいない。また、第5廃棄物貯蔵棟の屋根は、線量評価においては保守的に遮蔽効果を見込んでいない。)

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点（続き）

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
			<p>蔵室間壁を実態に合わせて[ ]に変更。（評価モデルを簡略化するため、見込んでいない周囲の壁も考慮して保守的に[ ]としてモデル化。）</p> <p>⑩ 外部扉を実態に合わせて[ ]として考慮。</p> <p>第2加工棟</p> <p>⑪ 第2-1作業支援室の扉開口部にRC壁を設置。</p> <p>⑫ [ ]の試料保管棚の防護壁の詳細設計により防護壁位置及び構造を変更。</p> <p>⑬ 評価モデル上、壁厚[ ]としていた[ ]と[ ]間の3階壁を実態に合わせて壁厚[ ]に変更。</p> <p>&lt;スカイシャイン線&gt;</p> <p>⑭ スカイシャイン線の計算に使用した天井厚に示した第1加工棟天井厚さの記載を[ ]から0 cmに変更。また第5廃棄物貯蔵棟の屋根材質を鉄からコンクリートに変更。</p>	<p>本申請での評価の結果、加工事業変更許可申請書での評価結果から最大点の変更がないものの最大値は若干低くなり、周辺監視区域境界における実効線量は算出地点⑥において約 <math>9.8 \times 10^{-2}</math> mSv/年から約 <math>9.7 \times 10^{-2}</math> mSv/年、敷地境界外の人の居住する可能性のある区域における公衆の実効線量は算出地点⑤において約 <math>3.9 \times 10^{-2}</math> mSv/年から約 <math>3.8 \times 10^{-2}</math> mSv/年となり、加工事業変更許可申請書と整合している。</p> <p>本設工認においては、新たな変更点は①のみであり、その他については、第3次設工認及び第4次設工認にて説明済みである。</p> <p>①の変更による第3次及び第4次設工認での評価への影響はなく、最大点及び最大値の変更はない。</p>
		<p>（加工事業変更許可申請書における評価に用いた壁厚等の詳細図を図添1表参1-12-1に示す。）</p>	<p>（本申請における評価に用いた壁厚等の詳細図を図添1表参1-12-2に示す。変更箇所①～⑬は、図中に示す。）</p>	

添1表参1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点(続き)

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
通信連絡設備<所外通信連絡設備>	<p>I. 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 加工施設の一般構造</p> <p>(ト) その他の主要な構造</p> <p>(11) 通信連絡設備</p> <p>加工施設の通信連絡設備は、以下のように設計する。</p> <p>設計基準事故が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置し、輻輳等の制限を受けることなく使用できる設計とする。</p> <p>(P23)</p>	<p>添付書類五</p> <p>リ. その他の安全設計</p> <p>(ヌ) 通信連絡設備に対する考慮</p> <p>設計基準事故が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置する。所外通信連絡設備として、一般加入電話、携帯電話及び衛星携帯電話をそれぞれ複数社のものを備え、文書を送信するためのファクシミリ装置を備え、輻輳等の制限を受けることなく使用できる設計とする。(P5-210、P5-211)</p> <p>ファクシミリ:3</p> <p>一般回線:一式</p> <p>携帯電話:一式</p> <p>衛星携帯電話:4</p> <p>緊急対策本部:3</p> <p>保安棟:1</p> <p>IP電話:3</p> <p>社内網の利用:一式</p>	<p>リ. その他の加工施設</p> <p>表リ-他-6 所外通信連絡設備 仕様</p> <p>表リ-他-6(別表) 通信連絡設備 所外通信連絡設備 設備一覧</p> <p>ファクシミリ:3台</p> <p>一般回線:一式</p> <p>携帯電話:一式</p> <p>衛星携帯電話:4台</p> <p>緊急対策本部:2台</p> <p>保安棟:2台</p> <p>IP電話:3台</p> <p>社内網の利用:一式</p> <p>携帯型無線(消防専用回線):1台</p> <p>緊急時優先電話(専用電話回線):1台</p>	<p>加工事業変更許可申請書に示した所外通信連絡設備を以下の理由により変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安棟は、緊急対策本部の代替となることから、衛星携帯電話の配備数を緊急対策本部、保安棟で同数とし、配置の適正化を図る。</li> <li>・携帯型無線(消防専用回線)と緊急時優先電話(専用電話回線)は、事故時の資機材に入れている設備である。保安規定で規定するものと考えていたが、設工認申請するべきものと判断した。</li> </ul> <p>衛星携帯電話の配備総数に変わりはなく、携帯型無線(消防専用回線)と緊急時優先電話(専用電話回線)は、事故時の資機材に入れている設備であり、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように無線、有線による伝達方法を用いる伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置する設計として、加工事業変更許可申請書と整合している。</p>

変更前



図添 1 表参 1-1-1 外部からの衝撃による損傷の防止

<外部火災 (外部火災影響評価 第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟) >

変更後



図添 1 表参 1-1-2 外部からの衝撃による損傷の防止

<外部火災 (外部火災影響評価 第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟) >

変更前



図添 1 表参 1-2-1 外部からの衝撃による損傷の防止

<外部火災 (外部火災影響評価 第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟) >

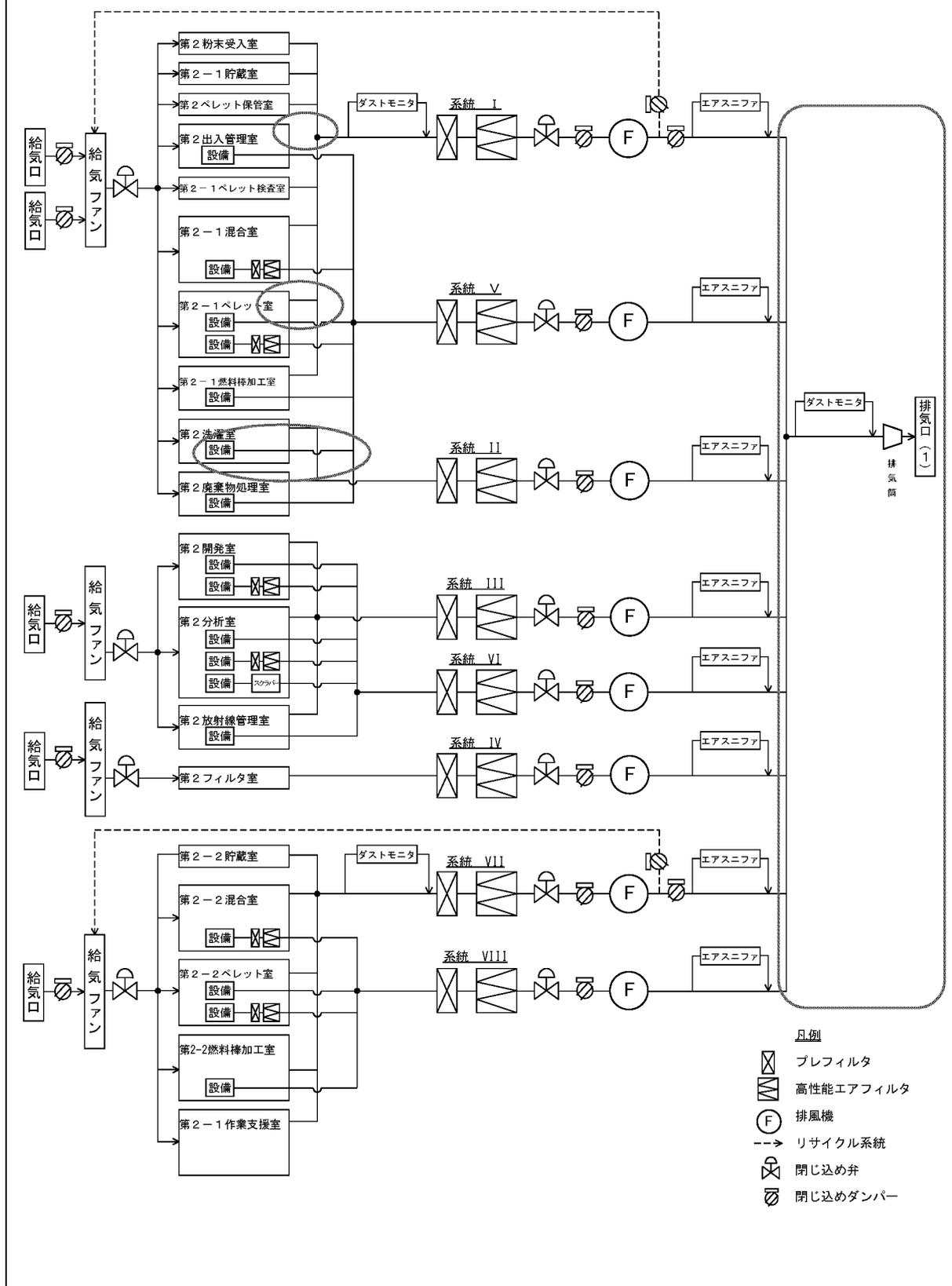
変更後



図添 1 表参 1-2-2 外部からの衝撃による損傷の防止

<外部火災 (外部火災影響評価 第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟) >

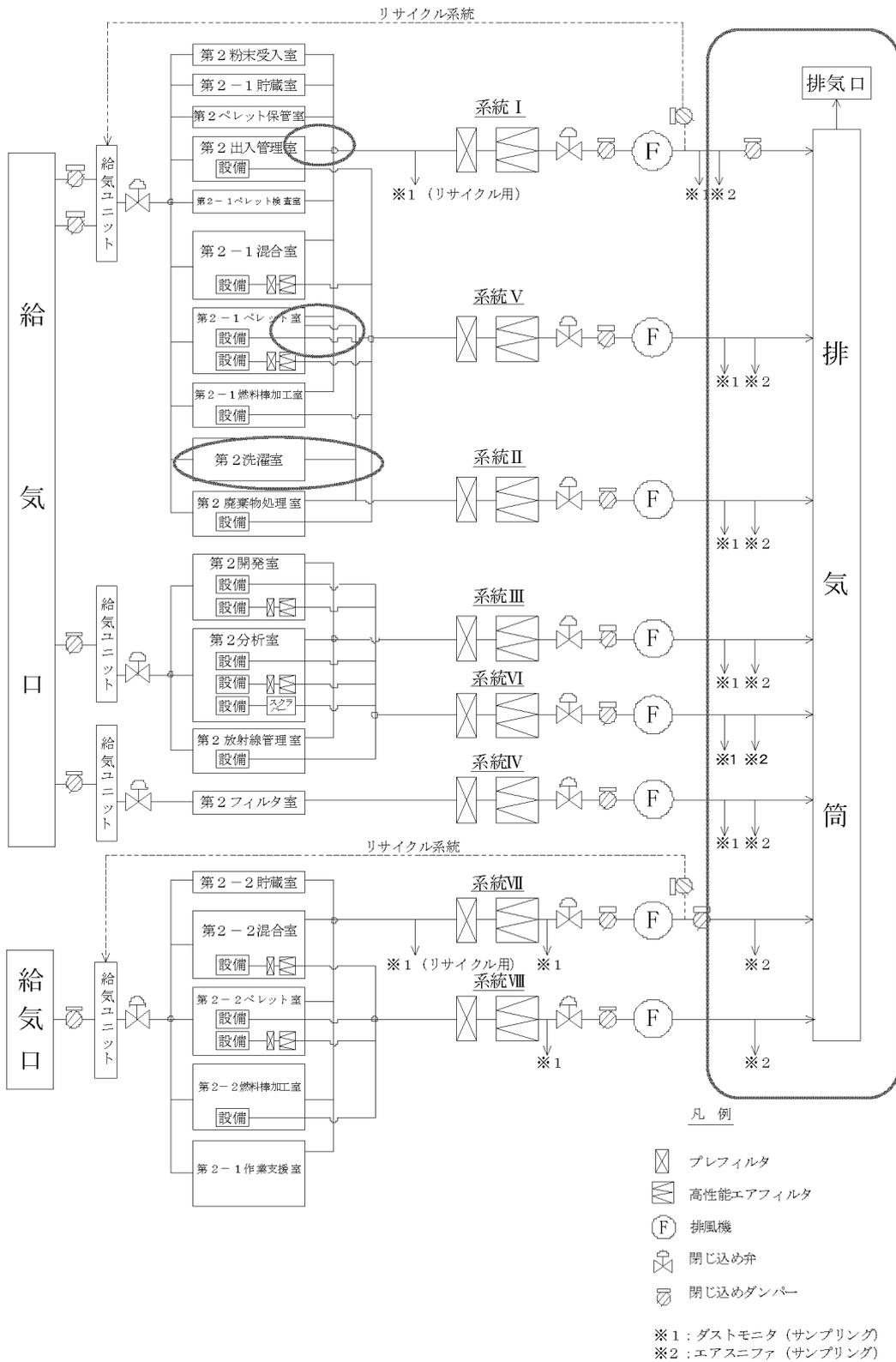
変更前



給排気系統図 [気体廃棄設備 No. 1 (第2加工棟)]

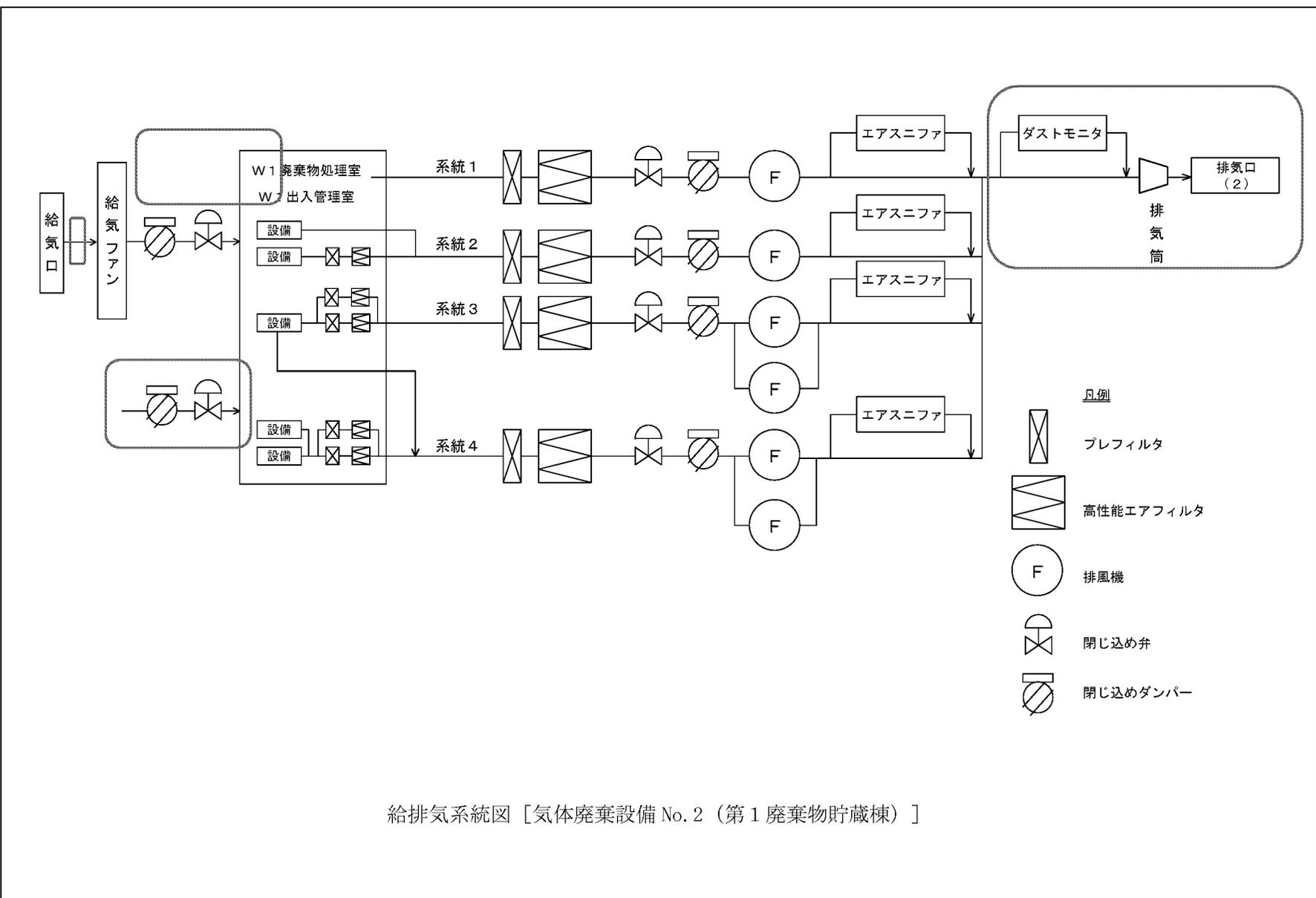
図添1表参1-3-1 閉じ込めの機能<気体廃棄設備 No. 1 (第2加工棟)>

変更後



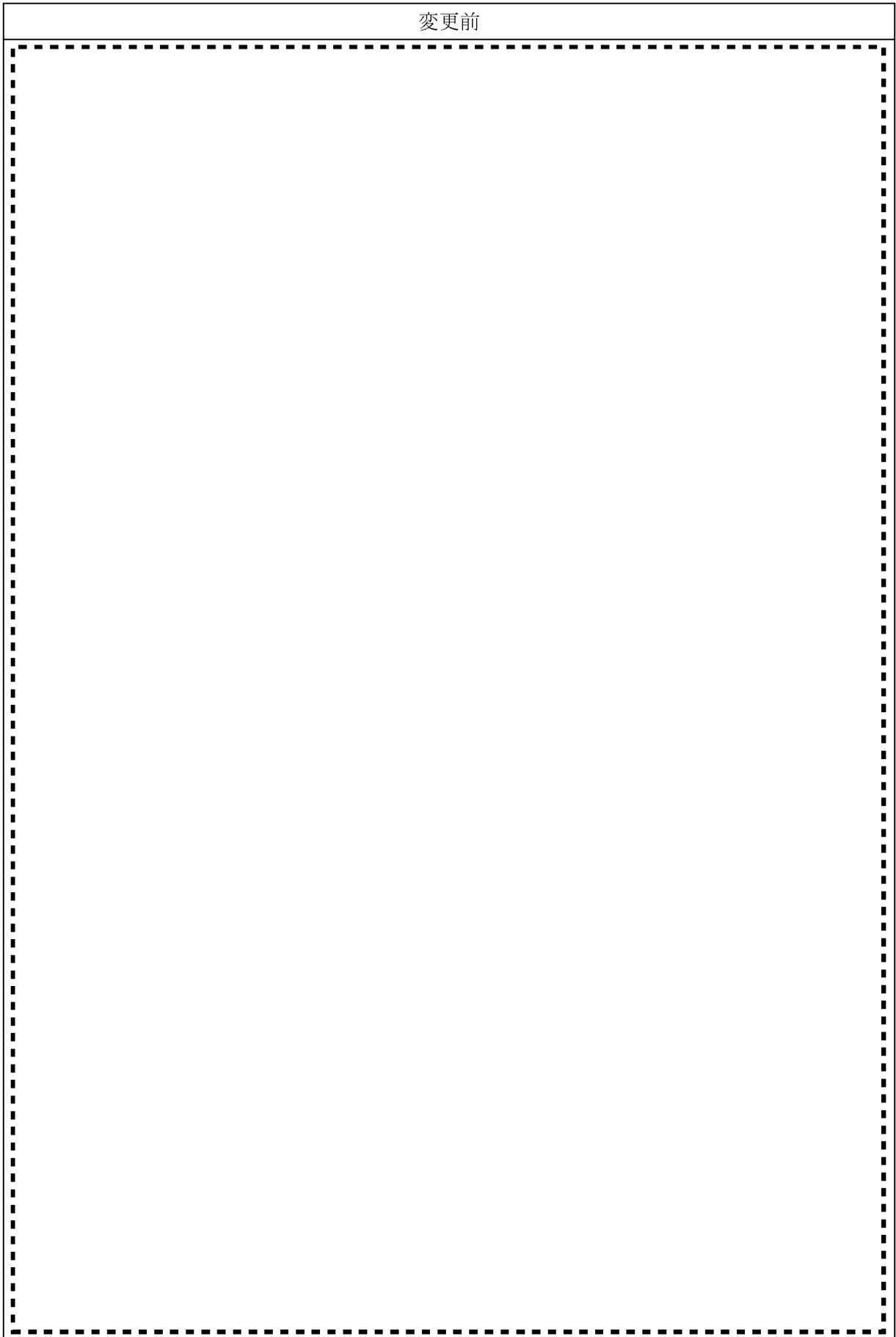
第2加工棟の給排気設備全体系統図 (気体廃棄設備 No. 1)

図添1表参1-3-2 閉じ込めの機能<気体廃棄設備 No. 1 (第2加工棟)>



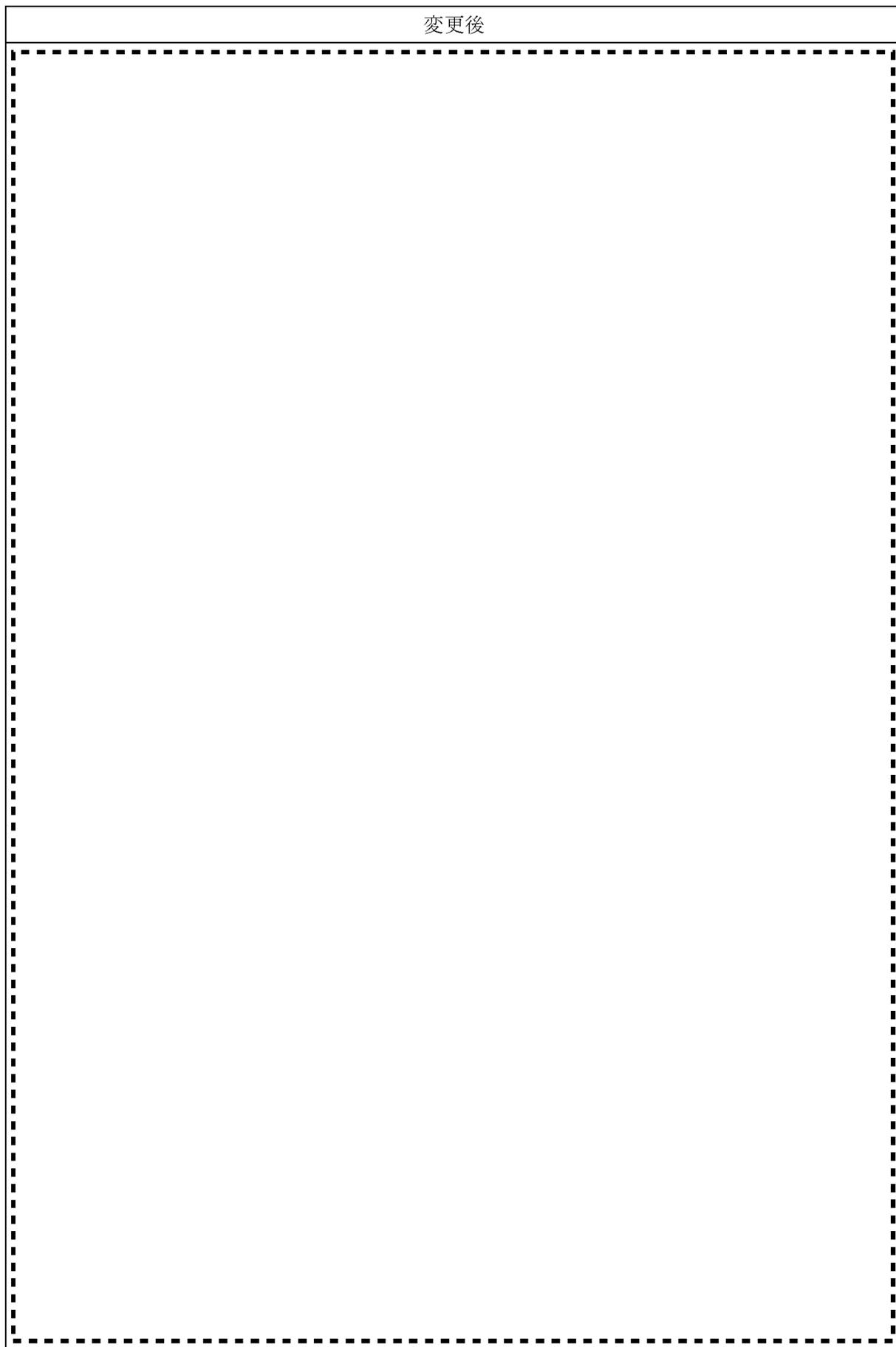


変更前



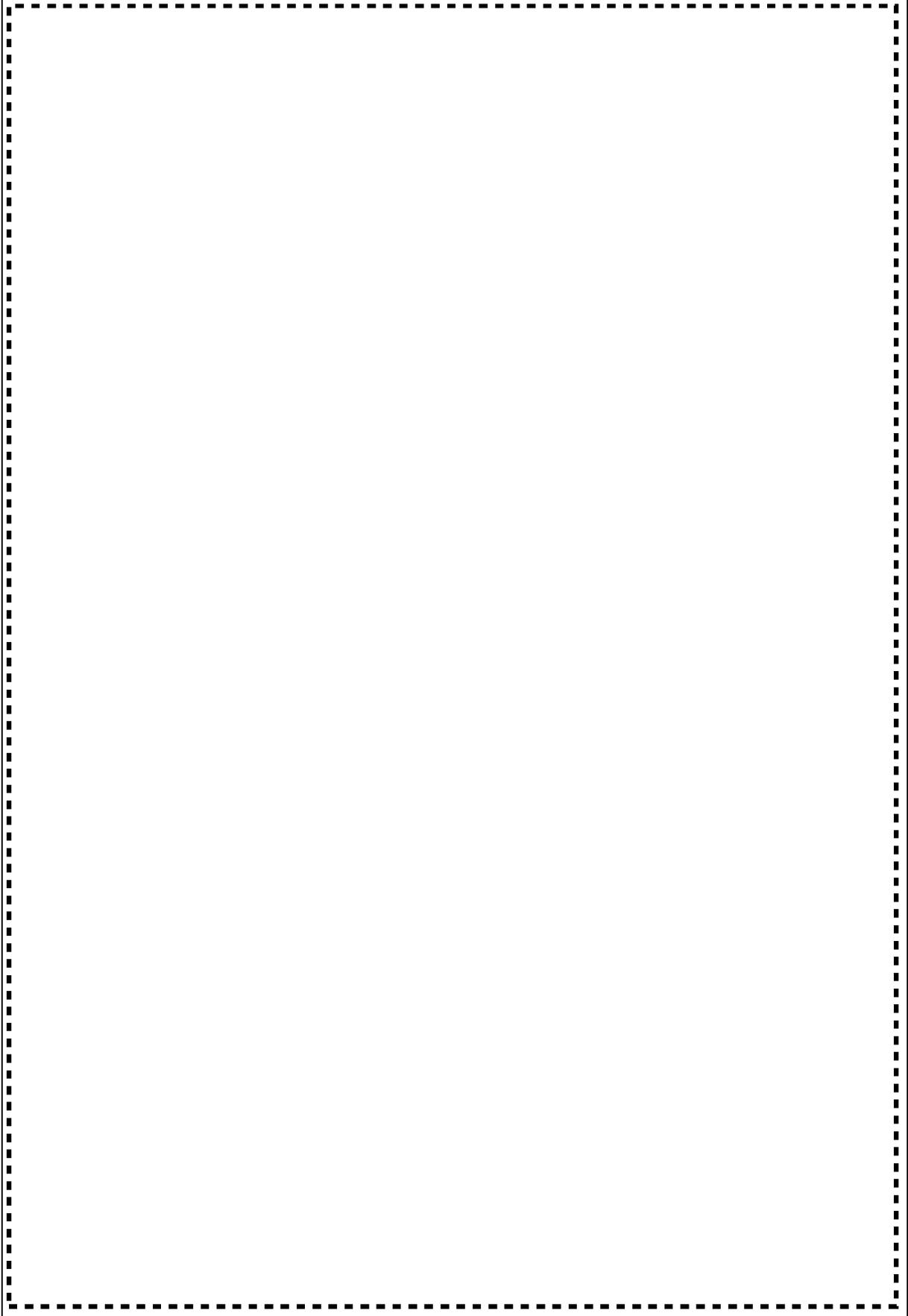
図添 1 表参 1-5-1 火災等による損傷の防止  
<火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）（第 1 廃棄物貯蔵棟）>

変更後



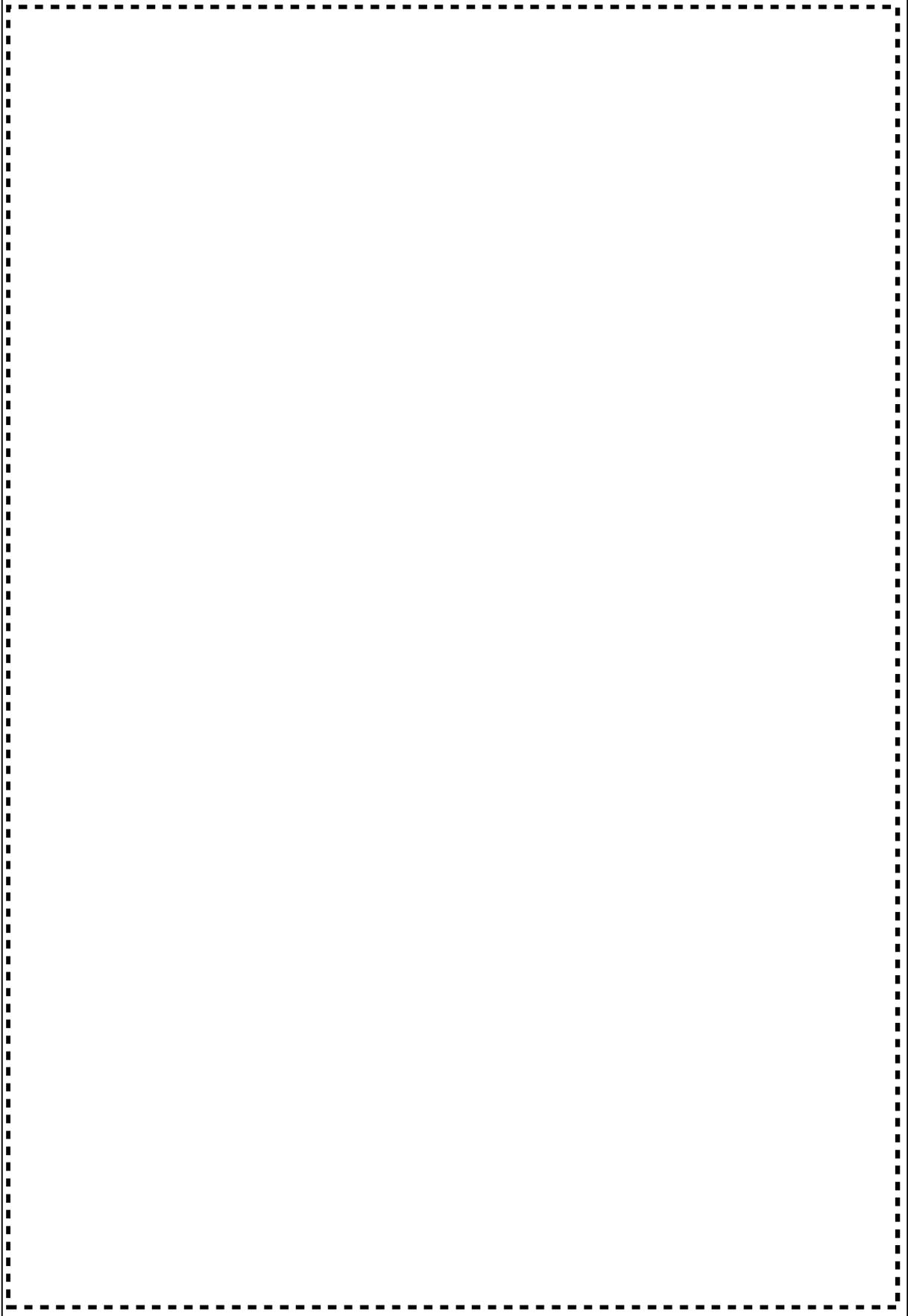
図添 1 表参 1-5-2 火災等による損傷の防止  
<火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）（第 1 廃棄物貯蔵棟）>

変更前



図添1表参1-6-1 火災等による損傷の防止  
<火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）（第1加工棟）>

変更後



図添1表参1-6-2 火災等による損傷の防止  
<火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）（第1加工棟）>

変更前

図添1表参1-7-1 火災等による損傷の防止<消火設備 消火器 (第1廃棄物貯蔵棟) >

変更後

図添1表参1-7-2 火災等による損傷の防止<消火設備 消火器 (第1廃棄物貯蔵棟) >

変更前

図添1表参1-8-1 火災等による損傷の防止<消火設備 消火器 (発電機・ポンプ棟) >

変更後

図添1表参1-8-2 火災等による損傷の防止<消火設備 消火器 (発電機・ポンプ棟) >

変更前

図添1表参1-9-1 (1/2) 火災等による損傷の防止  
<消火設備 屋内消火栓 (第2加工棟) >

変更前

図添1表参1-9-1(2/2) 火災等による損傷の防止  
<消火設備 屋内消火栓(第2加工棟)>

変更後

図添1表参1-9-2 (1/2) 火災等による損傷の防止  
<消火設備 屋内消火栓 (第2加工棟) >

変更後

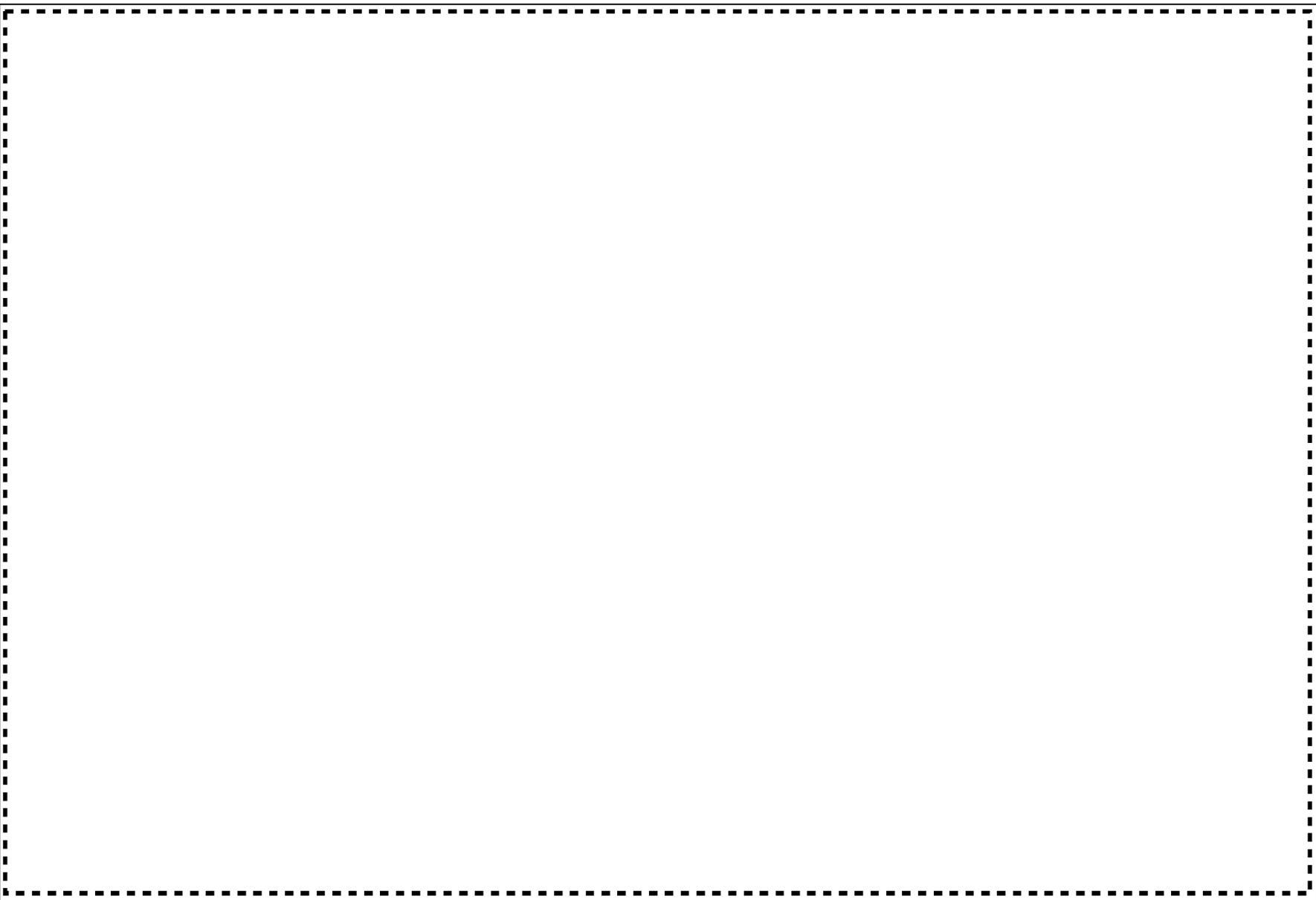
図添1表参1-9-2(2/2) 火災等による損傷の防止  
<消火設備 屋内消火栓(第2加工棟)>

変更前



図添 1 表 参 1 - 1 0 - 1 火災等による損傷の防止  
< 消火設備 屋外消火栓 (第 1 加工棟) >

変更後



図添 1 表 参 1 - 1 0 - 2 火災等による損傷の防止  
< 消火設備 屋外消火栓 (第 1 加工棟) >

変更前



図添 1 表 参 1-1-1-1 火災等による損傷の防止<火災区域及び火災区画>

変更後



図添 1 表 参 1 - 1 1 - 2 火災等による損傷の防止＜火災区域及び火災区画＞

変更前

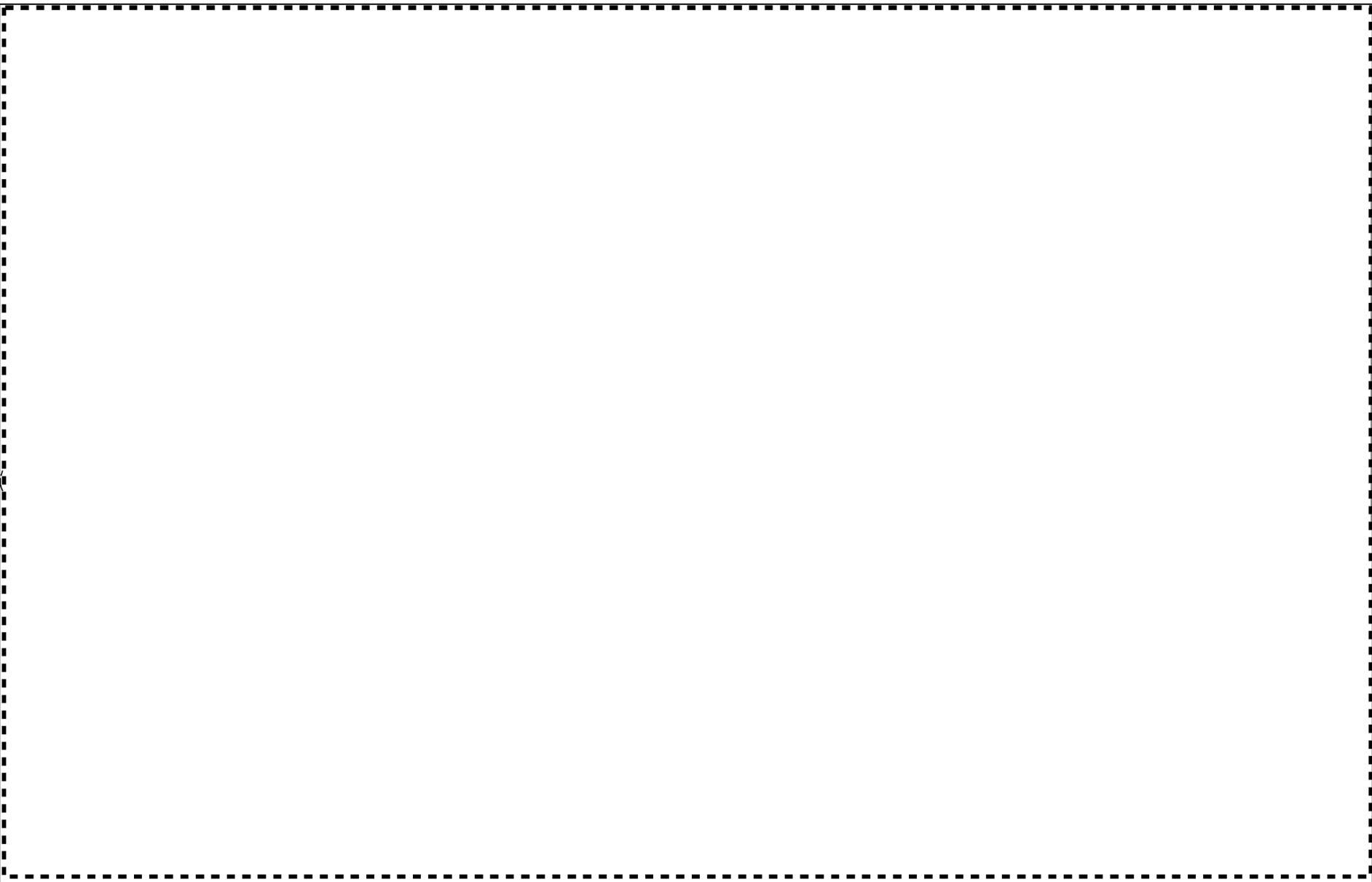


図添 1 表参 1 - 1 2 - 1 ( 1 / 2 ) 遮蔽<外部被ばい<評価>

変更前

図添1表参1-12-1 (2/2) 遮蔽<外部被ばく評価>

変更後



図添 1 表 参 1 - 1 2 - 2 ( 1 / 3 ) 遮蔽<外部被ばい<評価>

変更後



図添 1 表参 1 - 1 2 - 2 ( 2 / 3 ) 遮蔽<外部被ばい評価>

変更後

図添1表参1-12-2(3/3) 遮蔽<外部被ばく評価>

添付書類 2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書

本申請の対象とする加工施設に係る「加工施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）への適合性について、以下に示す技術基準規則の条項ごとに整理した。

- 第四条（核燃料物質の臨界防止）関連【臨界】
- 第五条（安全機能を有する施設の地盤）関連【地盤】
- 第六条（地震による損傷の防止）関連【地震】
- 第七条（津波による損傷の防止）関連【津波】
- 第八条（外部からの衝撃による損傷の防止）関連【外部衝撃】
- 第九条（加工施設への人の不法な侵入等の防止）関連【不法侵入】
- 第十条（閉じ込めの機能）関連【閉じ込め】
- 第十一条（火災等による損傷の防止）関連【火災等】
- 第十二条（加工施設内における溢水による損傷の防止）関連【溢水】
- 第十三条（安全避難通路等）関連【避難通路】
- 第十四条（安全機能を有する施設）関連【安全機能】
- 第十五条（材料及び構造）関連【材料・構造】
- 第十六条（搬送設備）関連【搬送】
- 第十七条（核燃料物質の貯蔵施設）関連【貯蔵】
- 第十八条（警報設備等）関連【警報】
- 第十九条（放射線管理施設）関連【放管】
- 第二十条（廃棄施設）関連【廃棄】
- 第二十一条（核燃料物質等による汚染の防止）関連【汚染防止】
- 第二十二条（遮蔽）関連【遮蔽】
- 第二十三条（換気設備）関連【換気】
- 第二十四条（非常用電源設備）関連【非常用電源】
- 第二十五条（通信連絡設備）関連【通信連絡】

添2表1-1及び添2表1-2に適合性確認結果、添2別表1に設計番号に対する設計仕様を示す。

ここで、それぞれの設計仕様には個別の設計番号を与えており、以下の資料において、[ ]付き番号で示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

（例）[11.7.2-F1]：技術基準規則第十一条第7項第二号に対する設備・機器の設計仕様。

[5.1-B1]：技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様。

[99-F1]：その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様。

本申請の対象となる建物・構築物の各部位が有する安全機能を、技術基準の条項ごとに確認した結果を添2表1-3-1、添2表1-3-2、添2表1-3-3に示す。

次に、技術基準規則への適合状況を説明する。

また、以下の先行申請した設計及び工事の計画（以下「先行申請」という。）において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表（以下「次回表」という。）に記載していた技術基準に基づく仕様について、本申請での管理状況を整理したものを添2参考資料1に示す。

- ・第1次申請（原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可、熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）
- ・第2次申請（原規規発第1912022号（令和元年12月2日付け）にて認可）
- ・第3次申請（原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可）
- ・第4次申請（原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可）

本申請では、先行申請した設計及び工事の計画における各施設の仕様表を「追表」として示す。追表は仕様表の名称に「追第〇次」を付けて表記し、本申請の対象とする箇所には下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。

先行申請において、次回表に記載していた技術基準に基づく仕様は、適合性を確認するための施設の追表に反映している。添2参考資料1の添2表参1-1は、次回表に記載した仕様が漏れなく仕様表に反映されていることを管理するための表（刈り取り表）である。

併せて、本申請での設計番号と先行申請での設計番号の対応を添2参考資料1の添2表参1-2に示す。添2表参1-2では、本申請で新たに申請する仕様表に記載の設計番号を対象に、先行申請で内容が同じ設計番号を横並びにして整理している。

本申請は、分割申請の最終段階となる第5次申請である。これまで先行申請（第1次申請～第4次申請）した施設には、次回表に記載していた技術基準に基づく仕様を有するものがある。施設間での仕様の取り合い箇所が全て出揃う本申請では、それらの仕様が漏れなく刈り取られており、当該施設の仕様について、先行申請と本申請の間に設計上の不整合が生じていないことを確認する必要がある。

このため、先行申請における全ての仕様表について、次回表に記載していた技術基準に基づく仕様の有無（別表の有無）を確認し、刈り取るべき仕様を整理した。

ここで、先行申請のうち第4次申請では、建物である第2加工棟を申請対象施設とした。先行申請のうち第1次申請及び第2次申請では、その第2加工棟の建物内部に設置する施設の技術基準に基づく仕様を記載した。それらの施設の次回表にある技術基準に基づく仕様は、当該施設の仕様（設備側の仕様）ではなく、第2加工棟の仕様（建物側の仕様）である又は本申請の施設の仕様であるため、第4次申請の段階では当該施設自身の仕様に影響を及ぼすものはなく、したがって、当該施設が第4次申請で認可を受けようとするものには該当しないと整理した。また、先行申請のうち第3次申請では、建物である第1加工棟、その第1加工棟の建物内部に設置する施設の技術基準に基づく仕様を記載した。それらの施設の次回表にある技術基準に基づく仕様は、第4次申請の対象施設である第2加工棟と仕様を取り合う箇所はない又は本申請の施設の仕様であるため、当該施設が第4次申請で認可を受けようとするものには該当しないと整理した。

以上のことから、先行申請で次回表に記載した仕様の刈り取りを漏れなく完了することができる適切な段階は、施設間での仕様の取り合い箇所が全て出揃う本申請である。

先行申請で次回表に記載した仕様を刈り取るに当たっては、当該仕様の内容が技術基準の要求事項に適合していることを逐条で確認する。当該仕様の内容が複数の条項から要求される場合に

は、両者に齟齬が生じていないことを確認する。その上で、施設間での仕様の取り合い箇所において、取り合い箇所に過不足がないかという観点で、必要に応じて図面に取り合い箇所を明示する等して、先行申請と本申請の間に設計上の不整合が生じていないことを確認する。

その結果として、先行申請で次回表に記載した仕様を漏れなく当該施設の仕様表（追表）に反映し、全ての仕様表が最終形となるように整理している。

添2表1-1 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（建物・構築物）（注）

(変更内容) 新設：主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。 増設：構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。 追加：主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。 更新：既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改造：既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。 移設：主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移転し、別の場所に設置すること。 撤去：既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。				(凡例*) 一：当該基準に該当しないもの。 ○：当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ●：当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。 ◇：仮移設する設備・機器であり、本申請で本設の工事を実施し適合性確認を行うもの。 *：本欄に記載する設計番号に対する設計仕様を添2別表1に示す。 表の太枠線内（塗りつぶしの箇所）は新規基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。 (1) ※の注釈は以下を示す。 ※n：当該建物・構築物又は設備・機器は、n次申請において次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲としていた技術基準に基づく仕様又はn次申請からの追記記載分を申請する。 本申請の対象とする項目に[5]を付し、それ以外の項目は先行申請で適合性を確認済み。 (注) 建物の付属設備（緊急設備、通信連絡設備、火災感知設備、消火設備等）に対する確認結果とともにも本表に示す。				区分	技術基準規則	変更内容		防火等		電気		安全機能		材料・構造		貯蔵		貯蔵		放散		非常用電源		通信連絡		その他許可で求める仕様
								管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称(1)	機器名(1)	単一ユニット	臨界	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震	地震
[1002]	本体	成型施設	第2加工棟	第2加工棟*4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
[8007]	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））*4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
[8007-12]	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））*4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					























添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（設備・機器）

管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	申請内容				適用技術基準																																			
						申請内容				1. 構造等						2. 電気設備						3. 衛生等																							
						4.1-F1 (移動防止)	4.1-F2 (過熱防止)	4.2-F1 (立体角状)	4.2-F2 (傾斜計等)	8.1-F1 (傾倒)	8.1-F2 (傾倒)	8.1-F3 (傾倒)	8.1-F4 (傾倒)	8.2-F1 (電線防振)	8.2-F2 (電線防振)	9.1-F1 (電気絶縁)	9.1-F2 (電気絶縁)	10.1-F1 (密閉構造)	10.1-F2 (密閉構造)	10.1-F3 (汚染防止)	10.1-F4 (臭気防止)	10.1-F5 (騒音防止)	10.1-F6 (臭気防止)	10.1-F7 (防振構造)	10.1-F8 (防振構造)	11.1-F1 (防火構造)	11.1-F2 (防火構造)																		
{6016}	粉塵状物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移載装置 No.1-2※1	—	変更なし	○	—	—	—																																				
{6019}	粉塵状物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶搬送コンベア No.1※1	—	変更なし	○	—	—	—																																				
{6013}	粉塵状物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベア No.2-1※1	—	変更なし	○	—	—	—																																				
{6014}	粉塵状物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベア No.2-2※1	—	改造	○	—	—	—																																				
{6017}	粉塵状物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移載装置 No.2-1※1	—	変更なし	○	—	—	—																																				
{6018}	粉塵状物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移載装置 No.2-2※1	—	変更なし	○	—	—	—																																				
{6020}	粉塵状物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶搬送コンベア No.2※1	—	変更なし	○	—	—	—																																				
{6030}	粉塵状物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料保管設備D型 No.1※1	—	改造	○	—	—	—																																				
{6030-2}	粉塵状物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末保管パレット※1	—	変更なし	○	—	—	—																																				
{6021}	粉塵状物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料搬送設備No.2	粉末スタックレーン※1	変更なし	○	—	—	—																																				
{6022}{6023}	粉塵状物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料搬送設備No.2	粉末缶コンベア※1	改造	○	—	—	—																																				
{6024}	粉塵状物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料搬送設備No.2	粉末缶受台※1	変更なし	○	—	—	—																																				
{6025}	粉塵状物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料搬送設備No.2	粉末缶受台※1	変更なし	○	—	—	—																																				
{6031}	粉塵状物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料保管設備E型 No.1※1	—	改造	○	—	—	—																																				
{6026}	粉塵状物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機No.1※1	変更なし	○	—	—	—																																				

































添 2 別表 1 設計番号に対する設計仕様

技術基準規則	項目	設計番号	設計仕様
第四条第 1 項	単一ユニット	4. 1-F1 (核的制限値)	核的制限値を設定する。
		4. 1-F2 (逸脱防止)	核的制限値の逸脱防止のためインターロックを設ける。
第四条第 2 項	複数ユニット	4. 2-B1 (臨界隔離壁)	第 2 加工棟建物の臨界隔離壁で、臨界安全管理上の領域を核的に隔離し、各領域間に中性子相互作用がないようにする。
		4. 2-F1 (立体角法)	立体角法により評価した核的に安全な配置とする。
		4. 2-F2 (臨界計算)	臨界計算により評価した核的に安全な配置とする。
第四条第 3 項	臨界警報設備 (濃縮度 5 %以上)	—	—
第五条	地盤	5. 1-B1 (地盤)	自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分に支持することができる地盤に設ける。
		5. 1-F1 (地盤)	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された建物に設置するか又は固定する。 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された基礎に固定する。 屋外に消火栓配管を埋設する場合は、液化化のおそれのない地盤に設置する。
第六条第 1 項	耐震	6. 1-B1 (重要度分類)	耐震重要度分類し、耐震重要度分類に応じた地震力に耐える。
		6. 1-F1 (重要度分類)	耐震重要度分類し、耐震重要度分類に応じた地震力に耐える。
第六条第 2 項	耐震重要施設	—	—
第六条第 3 項	耐震重要施設	—	—
第七条	津波	—	—
第八条第 1 項	自然災害	8. 1-B1 (欠番)	—
		8. 1-B2 (竜巻)	設計竜巻による竜巻荷重を上回る強度を有するとともに、設計竜巻の発生に伴う飛来物による貫通損傷が生じない。
		8. 1-B3 (降下火砕物)	建物の屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm <sup>3</sup> とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える。
		8. 1-B4 (積雪)	建物の屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定められる 29 cm の積雪に耐える。
		8. 1-B5 (森林火災)	想定する火災源 (森林) に対する隔離距離が、危険距離以上となる。
		8. 1-B6 (落雷)	建築基準法及び消防法等に基づき避雷針を設置し、落雷の発生が安全機能に影響を及ぼさない。
		8. 1-F1 (堆積物)	降下火砕物の影響を受けないよう、降下火砕物が堆積しにくい形状とする又は受圧面積が小さい形状とする。 積雪の影響を受けないよう、雪が堆積しにくい形状とする又は受圧面積が小さい形状とする。
		8. 1-F2 (極低温)	極低温による凍結のおそれがある配管は、断熱材付きとする。 非常用電源設備で使用する冷却水には不凍液を混合するとともに、必要に応じて冷却水の保温を行う。
		8. 1-F3 (竜巻)	F1 竜巻による水平荷重及び浮き上がり荷重に耐える。
		8. 1-F4 (生物学的事象)	換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。
第八条第 2 項	人為事象	8. 2-B1 (欠番)	—
		8. 2-B2 (外部火災)	想定する火災源に対する隔離距離が、危険距離以上となること並びに想定する爆発源に対する隔離距離が危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の 2 倍以上の隔離距離を確保している又は建物外壁の鉄筋コンクリートを増し打ちすることにより、建物外壁が受ける圧力の衝撃を緩和する。
		8. 2-F1 (欠番)	—
		8. 2-F2 (電磁的障害)	インターロック回路において、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線にはシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と制御盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。制御盤の筐体を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。
第八条第 3 項	航空機落下	—	—
第九条	不法侵入 不正アクセス	9. 1-B1 (堅固障壁)	建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有する。
		9. 1-B2 (不正アクセス)	施設運転制御系システムには、外部からの不正アクセスを遮断する措置を講じる。
第十条	閉じ込め、落下防止	10. 1-B1 (管理区域)	管理区域を第 1 種管理区域と第 2 種管理区域に区分する。
		10. 1-B2 (液体漏えい防止)	ウラン粉末を含む液体が施設外へ漏えいすることを防止する。
		10. 1-B3 (負圧維持)	建物は漏えいの少ない構造とし、第 1 種管理区域の室は、気体廃棄設備により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。
		10. 1-F1 (落下防止)	搬送又は貯蔵する核燃料物質の落下防止策を講じる。
		10. 1-F2 (密閉構造)	核燃料物質を設備又は容器内に閉じ込める。
		10. 1-F3 (汚染広がり防止)	汚染の広がりを防止するための措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し、保管廃棄する。液体廃棄物の保管廃棄設備に受け皿を設ける。 防水パンを設置する。
		10. 1-F4 (負圧維持)	ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第 1 種管理区域の室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。 停電時には非常用電源設備が起動し、第 1 種管理区域の負圧を維持する。
		10. 1-F5 (液体漏えい防止)	ウラン粉末を含む液体が施設外へ漏えいすることを防止する。
		10. 1-F6 (負圧面速)	気体廃棄設備の局所排気系統に接続し、囲い式フードの負圧・面速を維持する。
		10. 1-F7 (耐腐食性)	耐腐食性を有する材料を用いるとともに、空気中への飛散及び漏えいを防止する。 酸又はアルカリを取り扱う設備・機器からの排気は、スクラバーにより酸及びアルカリを除去する。
第十一条第 1 項	消火及び警報設備	11. 1-F1 (消火設備)	消防法に基づいて、消火設備を設置する。
		11. 1-F2 (火災検知)	消防法に基づいて、自動火災報知設備を設置し、火災を検知した場合に警報を発する。

添 2 別表 1 設計番号に対する設計仕様

技術基準規則	項目	設計番号	設計仕様
第十一条第2項	消火及び警報設備（安重）	—	—
第十一条第3項	不燃性及び難燃性	11.3-B1（建物本体）	建物・構築物の本体は不燃性材料又は難燃性材料を用いる。
		11.3-B2（防火区画）	建築基準法に基づいて、床若しくは壁又は特定防火設備で区画する。 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル（制御盤と機器を接続する信号線、制御線）を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。 使用電圧が 600V を超えるケーブルについては、難燃性ケーブルを使用し火災の拡大を防止する。 分電盤は金属製とし、電気火災の発生を防止する。
		11.3-B3（貫通部処理）	配管、配線等が防火区画の床又は壁を貫通する場合には、貫通部に防火処置を講じる。
		11.3-F1（設備本体）	設備本体には不燃性材料又は難燃性材料を用いる。
		11.3-F2（配線用遮断器）	配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		11.3-F3（火災拡大防止）	連続焼結炉 No. 2-1 の使用電圧が $\geq 600$ V 以上のケーブルについては、難燃性ケーブルを使用し火災の拡大を防止する。 フィルタユニットのろ材はガラス繊維又はセラミック製を使用し、鋼製のケース（フィルタボックス）に収容した状態で使用する。 第 1 種管理区域の火災区域を貫通するダクトには防火ダンパーを設置する。 局所排気系統の設備側に設ける 1 段目のフィルタユニットと排風機室側に設ける 2 段目のフィルタユニットとを異なる火災区域に設置する。 3.7 kW を超えるモータは、排熱に配慮した鋼板製ケースに収容する。 3.7 kW を超える空気コンプレッサと設備間には、防護板を設置し火災の伝播を防止する。 油圧ユニットの作動油タンクにオイルパンを設け、作動油タンク周辺に防護板を設置し、火災の伝播を防止する。 高圧電源と取り扱うトランス盤の開口部には防護板を設置し、電気火災の拡大を防止する。 火災区域貫通部に防火ダンパーを設置する。
第十一条第4項	水素設備接地	11.4-F1（水素設備接地）	水素ガス(アンモニア分解ガス)を取り扱う当該施設は適切に接地し、帯電を防止する。
第十一条第5項	水素滞留防止	11.5-B1（水素滞留防止）	可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第 1 種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備により換気を行う。
		11.5-F1（水素滞留防止）	可燃性ガスを取り扱う施設は、換気を行う第 1 種管理区域に設置する。 可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第 1 種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備により換気を行う。 可燃性ガスの検出器を設置し、早期に漏えいを検知する。 緊急遮断弁作動後の配管内残留水素が工程室内に漏えいしたとしても爆発限界濃度に達しない。 地震が発生した際に緊急遮断弁を閉する感震計を設置する。 連続焼結炉の炉体を冷却保護するため、連続焼結炉の冷却水の圧力が低下した場合に自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する冷却水圧力低下安全機構を設置する。
第十一条第6項	熱的制限値	11.6-F1（熱的制限値）	連続焼結炉は、熱的制限値を設定し、これを超えることのないようにする。
第十一条第7項	爆発防止	11.7-F1（爆発防止）	可燃性ガスを使用する施設、供給圧を常時監視し設備・機器内を工程室内よりも正圧に維持する。 炉内への空気の混入防止のためにフレームカーテンを設置する。 可燃性ガスを燃焼させてから排出する。 燃焼の状態は失火検知器で監視し、失火した場合はプロパンガスの供給を自動的に閉止する。 可燃性ガスを使用する設備は、圧力逃がし機構を設置する。
第十二条	溢水	12.1-B1（無溢水源）	建物内は溢水源がない。
		12.1-B2（流出防止）	溢水の拡大、外部への漏えいを防止する。また、外部から室内への溢水の流入を防止する。
		12.1-F1（没水）	加工施設内における溢水の発生により、没水しない構造とする。
		12.1-F2（水密構造）	粉末保管容器（保管容器 F 型）、粉末投入機、粉末混合機、粉末搬送容器及び供給瓶は、水が容易に侵入しない水密構造とする。 臨界防止及びウランの漏えい防止の観点から、粉末状のウランを取り扱う設備・機器において、フード等の開口部からウランが被水するおそれがある箇所については、配管側に遮水板又は設備側に防水カバーを設置する。 粉末投入機及び粉末搬送容器昇降リフトの囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置する。 粉末投入機、粉末混合機及び供給瓶は、近傍の溢水源となりうる配管を撤去し、当該設備・機器周辺の溢水源となり得る配管に遮水板を設置する。 粉末混合機の投入口の閉じ込め弁の開閉は、フットペダル操作とし、粉末投入機からの投入時に作業者が開放する構造とする。 粉末混合機は、粉末投入機に設置する水検知器により水の侵入を検知後、投入口の閉じ込め弁を閉止し水の侵入を防止する。
		12.1-F3（漏電遮断器）	被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
		12.1-F4（流出防止）	溢水の拡大、外部への漏えいを防止する。 ウラン粉末を含む液体が設備外へ漏えいすることを防止する、又はウラン粉末を含む液体が設備外へ漏えいしたことを検知することでウラン粉末を含む液体が施設外へ漏えいすることを防止する。 連続焼結炉の制御機能及び気体廃棄設備の機能維持のため、これらの電気・計装盤及び気体廃棄設備においてはモータ等の電気機器、フィルタにおいて、被水し水の侵入のおそれがある配管側に遮水板を設置する、又は被水し水の侵入のおそれがある扉、配線等による開口部にシール若しくは防水カバーを設置する。
第十三条	安全避難通路	13.1-F1（避難通路）	建物内には、床面への表示により安全避難通路を設け、誘導灯を設置し、停電時にも屋外に退避できるよう非常用照明を設ける。
		13.1-F2（可搬型照明）	加工施設内に専用電源を備えた可搬型照明を設置する。

添 2 別表 1 設計番号に対する設計仕様

技術基準規則	項目	設計番号	設計仕様
第十四条第 1 項	環境条件	14. 1-B1 (環境条件)	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		14. 1-F1 (環境条件)	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
第十四条第 2 項	検査又は試験	14. 2-B1 (検査試験)	安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
		14. 2-F1 (検査試験)	安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
第十四条第 3 項	内部飛来物	14. 3-F1 (内部飛来物)	天井クレーンは落下防止構造を設置し、地震時における落下を防止する。 可燃性ガスを使用する設備は、圧力逃がし機構を設け、炉体損壊による飛散を防止する。
第十四条第 4 項	共用施設	14. 4-F1 (共用施設)	第 1 種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設と共用しても十分な能力を有する。
第十五条第 1 項	強度及び耐食性	—	—
第十五条第 2 項	耐圧試験 漏えい試験	—	—
第十六条	搬送設備	16. 1-F1 (搬送能力)	通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有する。
		16. 1-F2 (停電時保持)	停電時保持機構を設けて核燃料物質を安全に保持する。
第十七条	貯蔵 (崩壊熱)	—	—
第十八条第 1 項	警報	18. 1-F1 (警報)	その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報を発する。
		18. 1-F2 (監視)	加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、警報の移報信号、給排気設備の運転状態に係る移報信号を受け、集中表示する警報集中表示盤を設置する。
第十八条第 2 項	インターロック	18. 2-F1 (インターロック)	その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を設ける。
第十九条	放射線管理施設	19. 1-B1 (放射線管理施設)	第 1 種管理区域の出入口付近に放射線業務従事者等の汚染管理及び除染等を行う出入管理エリアを設ける。
		19. 1-F1 (放射線管理施設)	放射線管理施設を設ける。
第二十条	廃棄施設	20. 1-F1 (廃棄能力)	区域ごとに定める保管廃棄能力を有する。
		20. 1-F2 (区画)	放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、床面にペイントで区域を明示する。
		20. 1-F3 (濃度低減)	周辺監視区域外の空気中及び周辺監視区域境界における水中の放射性物質濃度が、原子力規制委員会の定める濃度限度以下となるように廃棄する能力を有する。
		20. 1-F4 (排出口)	気体廃棄設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。 液体廃棄設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。
		20. 1-F5 (ろ過)	気体廃棄設備に設けるろ過装置は、機能が適切に維持し得るものであり、かつ、核燃料物質等による汚染の除去又は取替えが容易な構造とする。
第二十一条	汚染防止	21. 1-B1 (平滑塗装)	第 1 種管理区域で人が触れるおそれのある床、壁は、除染を容易に行えるように平滑にし、樹脂系の塗装で仕上げる。
		21. 1-F1 (平滑塗装)	第 1 種管理区域で人が触れるおそれのある床、壁は、除染を容易に行えるように平滑にし、樹脂系の塗装で仕上げる。
第二十二条第 1 項	直接線 スカイシャイン線	22. 1-B1 (遮蔽壁等)	周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より低減できる建物の壁及び屋根の厚さ等とする。
第二十二条第 2 項	遮蔽設備	22. 2-B1 (遮蔽設備)	壁、屋根により工場等内における外部放射線を低減する。
第二十三条	換気設備	23. 1-B1 (換気)	第 1 種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備により換気を行う。
		23. 1-F1 (換気能力)	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備を設置する。
		23. 1-F2 (ろ過)	気体廃棄設備に設けるろ過装置は、機能が適切に維持し得るものであり、かつ、核燃料物質等による汚染の除去又は取替えが容易な構造とする。
第二十四条第 1 項	非常用発電設備	24. 1-F1 (非常用電源)	停電時、必要な負荷容量に対し、十分に余裕を持った 240kW の発電容量を有する非常用電源設備 (ディーゼル式発電機) を設置する。 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後 40 秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。 加工施設用の非常用電源設備は、同容量の 2 台を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する。また、非常用電源設備からの配線は一方の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない。
第二十四条第 2 項	無停電電源装置	24. 2-F1 (バッテリー)	加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、無停電電源装置又はバッテリーを備える。
		24. 2-F2 (非発接続)	非常用電源設備に接続し、外部電源が期待できない場合でも設備が利用可能とする。
第二十五条第 1 項	通信連絡設備	25. 1-F1 (所内連絡)	設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。
第二十五条第 2 項	外部への通信連絡	25. 2-F1 (所外連絡)	加工施設内に外部への通信連絡設備を備える。

添 2 別表 1 設計番号に対する設計仕様

技術基準規則	項目	設計番号	設計仕様
その他許可で求める仕様		99-B1 (梯子)	積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために加工施設の建物の屋根に梯子を追加設置し、全ての屋根にアクセス可能とする。
		99-B2 (隣接建物)	東側に隣接する一般建物も耐震重要度分類第 3 類相当の設計とし、エキスパンションジョイントを設置することで、東側に隣接する一般建物の波及的影響が及ばない。
		99-B3 (建物撤去)	施設を撤去する。
		99-B4 (F3 竜巻)	F3 竜巻の風荷重及び飛来物に耐える。
		99-B5 (1G)	耐震重要度分類第 1 類の建物・構築物は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、S クラスに求められる程度の静的地震力 (1 G 程度) に対して、建物の過度の変形・損傷を防止し、終局に至らない。
		99-F1 (1G)	耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる。
		99-F2 (貯蔵能力)	加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力を有する。
		99-F3 (設備撤去)	施設を撤去する。 後半申請の施設が前半申請の施設に波及的影響を与えないように撤去又は閉止措置を講じる。
		99-F4 (輸送物臨界)	輸送物で保管することにより、臨界発生を防止する。
		99-F5 (固縛)	廃棄物ドラム缶、金属容器は耐震重要度分類第 1 類相当の固縛措置を講じる。 燃料集合体保管区域に貯蔵する輸送容器は、耐震重要度分類第 1 類相当の固定措置を講じる。
		99-F6 (伝送多様性)	有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を持たせる。
		99-F7 (吹き込み防止)	F3 竜巻により損傷するおそれがある第 2 加工棟 3 階及び 4 階に設置している気体廃棄設備 No. 1 のダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、ダクトにダンパーを設ける。

今回申請する建物・構築物の各部位が有する安全機能を、技術基準の条項ごとに確認した結果を以下に記載する表に示す。

建物・構築物	表番号	図番号
第1廃棄物貯蔵棟	添2表1-3-1	図ト-W1建-24
第3廃棄物貯蔵棟	添2表1-3-2	図ト-W3建-16
発電機・ポンプ棟	添2表1-3-3	図リ-建-1-14
遮蔽壁 遮蔽壁 No.2、 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3	添2表1-3-4	単純形状のため部位の位置を示す図はなし

添2表1-3-1～添2表1-3-4の凡例を以下に示す。

技術基準	記号	記号の定義
臨界防止	◎	臨界隔離壁である。 数値は必要厚さを示す。
耐震 一次設計	◎	施設の耐震性を確保するための、耐震部材に該当する。 独立して設置する施設の緊急設備で、緊急設備本体で耐震性を確保している。 数値は強度評価に用いた数値を示す。
	○	耐震部材には該当しないが、常時作用する荷重に加えて一次地震力が作用した場合においても、建物全体が弾性範囲内にとどまるため、当該部位についても損傷せず、安全機能を維持する。
	●	施設に付帯する緊急設備で、耐震性を確保して設置する。
耐震 二次設計	◎	施設の耐震性を確保するための、耐震部材に該当する。 独立して設置する施設の緊急設備で、緊急設備本体で耐震性を確保している。 数値は強度評価に用いた数値を示す。
	○	耐震部材には該当しないが、常時作用する荷重に加えて二次地震力が作用した場合においても、建物全体に十分な保有水平耐力を確保し、大きな変形を抑制(層間変形各1/200以下)していることから、当該部位の損傷の程度は小さく、耐震性以外の安全機能を維持する。
	●	施設に付帯する緊急設備で、耐震性を確保して設置する。
耐震 さらなる安全裕度	◎	施設の耐震性を確保するための、耐震部材に該当する。
	○	耐震部材には該当しないが、常時作用する荷重に加えてSクラスで考慮する程度の地震力が作用した場合においても、建物が終局に至らず、当該部位の安全機能は喪失しない。
竜巻 F1	◎	耐F1竜巻性を有しており、F1竜巻評価の対象となる。 竜巻対策扉の「骨組」の記載は、竜巻対策扉の骨組みの強度評価結果より損傷しない確認を行っていることを示す。
	○	当該部位にF1竜巻の影響が及ばず、F1竜巻の外力が加工施設に作用したとしても、耐竜巻性以外の安全機能を維持する。
竜巻 F3	◎	耐F3竜巻性を有しており、F3竜巻評価の対象となる。 竜巻対策扉の「骨組」の記載は、竜巻対策扉の骨組みの強度評価結果より損傷しない確認を行っていることを示す。
	○	当該部位にF3竜巻の影響が及ばず、F3竜巻の外力が加工施設に作用したとしても、耐竜巻性以外の安全機能を維持する。
積雪／降下火砕物	◎	積雪、降下火砕物に対する安全機能を有している。 数値は強度評価に用いた数値を示す。
	○	積雪、降下火砕物に対する安全機能は有していないが、当該部位には積雪、降下火砕物による影響が及ばず、積雪、降下火砕物に対する安全機能以外の安全機能を維持する。
外部火災(爆発含む)	◎	外部火災に対する安全機能を有している。
	○	外部火災が発生しても、当該部位には外部火災の影響が及ばず、その他の安全機能を維持する。
航空機落下火災	◎	航空機落下火災発生時の損傷防止機能を有している。
	○	航空機落下火災が発生しても、当該部位には航空機落下火災の影響が及ばず、その他の安全機能を維持する。
不法侵入	◎	不法侵入の防止機能を有している。
閉じ込め①	◎	管理区域境界として閉じ込め機能を有している。
閉じ込め②	◎	室内を負圧状態に維持する機能を有している。
内部火災	◎	内部火災発生時に延焼防止機能を有している。 数値は耐火時間に必要な厚さを示す。

技術基準	記号	記号の定義
溢水	◎	溢水閉込区域（第1種管理区域）外への漏えい防止機能を有している。 PATはパーフェクトエアタイトを示しており、水の流出入がないものとする。堰の数値は漏えい防止に必要な高さを示す。
遮蔽	◎	外部線量の評価で遮蔽能力を考慮している壁、床又は屋根。 数値は遮蔽モデルに考慮した厚さを示す。
	○	外部線量の評価で遮蔽能力を考慮していないが、外部線量を可能な限り低減する壁、扉、床又は屋根。
共通	—	安全機能を期待しない又は有していない。

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(1/9)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十	十二	二十	備考		
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	閉	閉	閉		閉	閉
									臨	震	震	震	巻	巻	火	火	火	火	火	火	火	火	火	火		
									界	1	2	裕	F	F	山	災	災	入	①	②	災	水	遮			
1階	外壁・外部扉	外壁1-1	W1 廃棄物処理室と屋外 (D通り/1-2通り間) 図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	-			
		外壁1-2	W1 出入管理室と屋外 (D通り/2-2,3 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-		
		外壁1-3	居室と屋外 (D通り/2,3 <sup>(1)</sup> -2,3 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	-	-	◎	-	◎	-		
		外壁1-4	階段と屋外 (D通り/2,3 <sup>(1)</sup> -3通り間) 図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-		
		外壁1-5	階段と屋外 (3通り/C-D <sup>(1)</sup> -D通り間) 図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	◎	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	○	-		
		外壁1-6	玄関周辺と屋外 (3通り/C-C <sup>(1)</sup> -D <sup>(1)</sup> 通り間) 図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁 扉(扉:71)	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火設備)	図ト-W1建-25(1) 図ト-W1建-9(1) 図ト-W1建-10 図ト-W1建-12(1)	工事なし 改造	-	◎	-	-	◎	-	○	◎	-	◎	-	-	◎	-	○	-	F1 竜巻対策扉に改造 F1 飛来物はW1 防護壁で防護	
		外壁1-7	W1 廃棄物搬出入室と屋外 (3通り/B-C通り間) 図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁 扉(扉:76)	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火設備)	図ト-W1建-25(1) 図ト-W1建-9(1) 図ト-W1建-10 図ト-W1建-12(2)	工事なし 改造	-	○	○	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	○	F1 竜巻対策扉に改造 F1 飛来物はW1 防護壁で防護
		W1 防護壁	屋外 図ト-W1建-9(1) 参照	-	防護壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-9(1) 図ト-W1建-13	新設	-	◎	-	-	◎	-	○	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	○	扉71及び扉76をF1飛来物から防護
		外壁1-8	W1 廃棄物処理室と屋外 (3通り/A-B通り間) 図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	◎	○	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	

2624

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(2/9)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八			九	十	十	十	十	十二	二十	備考								
										条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	閉	閉		内	溢	遮					
										臨	震	震	震	巻	巻	火	空	法	じ	じ	じ	じ	部	水	蔽							
										界	1	2	裕	F	F	山	災	災	入	込	込	込	込	火	水	蔽						
										一	次	次	度	1	3	火	火	火	①	②	①	②	災	災	一							
1階	外壁・外部扉	外壁 M2-1-9	W1 廃棄物処理室と屋外 (A 通り/1-3 通り間) 図ト-W1 建-24 (1) 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1 階・中2 階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1 建-25 (1)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—				
		外壁 M2-1-10	W1 廃棄物処理室と屋外 (1 通り/A-D 通り間) 図ト-W1 建-24 (1) 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1 階・中2 階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1 建-25 (1)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	◎	○	◎	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—			
中2階	外壁・外部扉	外壁 M2-1	W1 廃棄物処理室と屋外 (D 通り/1-1 <sup>(1)</sup> 2 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ト-W1 建-24 (1) 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1 階・中2 階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁 扉 (扉:77) (溢水対策2)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火設備)		図ト-W1 建-25 (1) 図ト-W1 建-9 (1) 図ト-W1 建-10 図ト-W1 建-12 (3) 図ト-W1 建-21 (1) 図ト-W1 建-22 (2)	工事なし 改造	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	F1 竜巻対策扉に改造		
		外壁 M2-2	排気筒と屋外 (D 通り/1 <sup>(1)</sup> 2 <sup>(1)</sup> -2 通り間) 図ト-W1 建-24 (1) 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1 階・中2 階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1 建-25 (1)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—		
		外壁 M2-3	W1-1 排風機室と屋外 (D 通り/2-3 通り間) 図ト-W1 建-24 (1) 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1 階・中2 階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1 建-25 (1)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	
		外壁 M2-4	W1-1 排風機室と屋外 (3 通り/C-D 通り間) 図ト-W1 建-24 (1) 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1 階・中2 階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1 建-25 (1)	工事なし	—	○	○	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	F1 竜巻対策扉に改造	
					ガラリ (AG-1)	アルミニウム		図ト-W1 建-9 (1) 図ト-W1 建-10	工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		外壁 M2-5	吹抜と屋外 (3 通り/B-C 通り間) 図ト-W1 建-24 (1) 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1 階・中2 階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1 建-25 (1)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—
		外壁 M2-6	W1 廃棄物処理室と屋外 (3 通り/A-B 通り間) 図ト-W1 建-24 (1) 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1 階・中2 階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1 建-25 (1)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能 (3/9)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六		八				九	十	十	十	十二	十二	備考							
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条					
									臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮						
									界	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽						
									界	1	2	裕	F	F	火	外	空	不	込	込	内	溢	蔽						
									界	次	次	度	1	3	山	部	空	法	込	込	内	溢	蔽						
									界	次	次	度	1	3	山	部	空	法	込	込	内	溢	蔽						
中2階	外壁・外部扉	外壁M2-7	吹抜と屋外 (A通り/1-3通り間) 図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—				
		外壁M2-8	W1廃棄物処理室と屋外 (1通り/A-D通り間) 図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	◎	○	◎	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—			
2階	外壁・外部扉	外壁2-1	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (D通り/1-2 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—			
			ダンパー型 開閉式ガラリ (SG-5)	鋼	図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	○	—	◎	—	◎	温度ヒューズ式		
		外壁2-2	排気筒と屋外 (D通り/1-2 <sup>(1)</sup> -2通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—		
		外壁2-3	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (D通り/2-3通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎		
		外壁2-4	第1廃棄物貯蔵室、W1-2排風機室と屋外 (3通り/A-D通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎		
					ガラリ (AG-2)	アルミニウム	図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	○	—	◎	—	◎	
					防火板 (AG-2)	鋼	図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎	温度ヒューズ式
		外壁2-5	第1廃棄物貯蔵室、W1-2排風機室と屋外 (A通り/1-3通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	ダンパー型 ガラリ (SG-4)	鋼	図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎	温度ヒューズ式		
					鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎		
					ガラリ (AG-2)	アルミニウム	図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	○	—	◎	—	◎	
外壁2-5	第1廃棄物貯蔵室、W1-2排風機室と屋外 (A通り/1-3通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	防火板 (AG-2)	鋼	図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎	温度ヒューズ式			
			鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎	温度ヒューズ式			

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(4/9)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六		八			九	十	十	十	十	十	備考								
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条	条					
									臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮						
									界	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽						
									界	1	2	裕	F	F	火	火	火	込	込	火	溢	蔽							
									界	次	次	度	1	3	山	災	災	め	め	災	水	蔽							
									界	次	次	度	1	3	山	災	災	め	め	災	水	蔽							
									界	次	次	度	1	3	山	災	災	め	め	災	水	蔽							
3階	外壁・外部扉	外壁2-6	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (1通り/A-D通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	◎	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—					
					ガラリ (AG-2)	アルミニウム			図ト-W1建-9(2)	工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	◎	◎	—	○	—	○	—				
					防火板 (AG-2)	鋼			図ト-W1建-9(2)		工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	—	—	—	◎	—	○	—	○	温度ヒューズ式	
									図ト-W1建-10	工事なし		—	○	—	—	—	○	◎	—	—	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	
					外壁3-1	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (D通り/1-2 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照			F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界		鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎
										ダンパー型ガラリ (SG-4)	鋼	図ト-W1建-9(2)			工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	○
		ダンパー型ガラリ (SG-4)	鋼	図ト-W1建-9(2)			工事なし	—		○	—	—				—	○	◎	—	—	—	◎	◎	—	◎	—	○	温度ヒューズ式	
				図ト-W1建-10				工事なし		—	○	—			—	—	○	◎	—	—	—	◎	◎	—	◎	◎	—	○	—
		外壁3-2	排気筒と屋外 (D通り/1-2 <sup>(1)</sup> -2通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界			鉄筋コンクリート造壁			鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし			—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎
							鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ト-W1建-9(2)					工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	◎
		外壁3-3	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (D通り/2-3通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート			図ト-W1建-25(2)	工事なし	—	◎	◎	—		◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—		
					鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-9(2)	工事なし			—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	—		
							鉄筋コンクリート造壁				鉄筋コンクリート	図ト-W1建-9(2)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎
					図ト-W1建-10	工事なし		—				◎		◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	—
					外壁3-4		W1廃棄物貯蔵室と屋外 (3通り/A-D通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界			鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎
						ガラリ (AG-2)					アルミニウム	図ト-W1建-9(2)			工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	◎	◎	—	○	—	○
		防火板 (AG-2)	鋼	図ト-W1建-9(2)		工事なし			—	○	—	—				—	○	◎	—	—	—	◎	◎	—	◎	◎	—	○	温度ヒューズ式
				図ト-W1建-10					工事なし	—	○	—			—	—	○	◎	—	—	—	◎	◎	—	◎	◎	—	○	—
		外壁3-5	第1廃棄物貯蔵室屋外 (A通り/1-3通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界		鉄筋コンクリート造壁				鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし			—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎
						ガラリ (AG-2)			アルミニウム	図ト-W1建-9(2)					工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	◎	◎	—	○	—	○
					防火板 (AG-2)	鋼	図ト-W1建-9(2)	工事なし	—	○			—	—		—	○	◎	—	—	—	◎	◎	—	◎	◎	—	○	温度ヒューズ式
							図ト-W1建-10		工事なし	—			○	—	—	—	○	◎	—	—	—	◎	◎	—	◎	◎	—	○	—
					外壁3-6	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (1通り/A-D通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁		鉄筋コンクリート			図ト-W1建-25(2)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	◎	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎
								ガラリ (AG-2)	アルミニウム	図ト-W1建-9(2)					工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	◎	◎	—	○	—	○
防火板 (AG-2)	鋼	図ト-W1建-9(2)	工事なし	—				○	—	—	—	○				◎	—	—	—	◎	◎	—	◎	◎	—	○	温度ヒューズ式		
		図ト-W1建-10		工事なし				—	○	—	—	—			○	◎	—	—	—	◎	◎	—	◎	◎	—	○	—		

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(5/9)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四		六		八				九	十	十	十	十二	十二	備考		
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	
									臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮	
1階	内 壁 ・ 内 部 扉	内壁1-1	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	コンクリートブロック造壁	鉄筋 コンクリートブロック	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		
		内壁1-2	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	コンクリートブロック造壁	鉄筋 コンクリートブロック	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし	
					シャワーユニット	既製品	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし	
		内壁1-3	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	—	○	◎	○	—	—	
		堰	図ト-W1建-21(1) 参照	溢水防護区画	堰(既設溢水対策1)	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-9(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし	
		内壁1-4	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-21(1) 図ト-W1建-22(1) 図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	○	○	—	○	—	○	○	—	◎	◎	◎	◎	—	○	—	
					扉(扉:74)	鉄(特定防火設備)	図ト-W1建-9(1) 図ト-W1建-10	改造	—	○	—	—	○	—	○	○	—	◎	◎	◎	◎	—	○	管理区域境界扉	
		内壁1-5	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	—	○	—
		内壁1-6	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
					扉(扉:83)	鉄	図ト-W1建-9(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
		内壁1-7	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	—	◎	—	○	—	○	—	○	—
		内壁1-8	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	コンクリートブロック造壁	鉄筋 コンクリートブロック	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
		内壁1-9	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
					扉(扉:84)	鉄	図ト-W1建-9(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
内壁1-10	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	◎	—	○	—	○	—	○	—		
内壁1-11	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		
			シャッター(SS-1)	鉄	図ト-W1建-9(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(6/9)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八			九	十	十	十	十二	十二	備考				
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内		溢	遮		
									臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽			
									界	1	2	裕	F	F	山	火	災	侵	込	込	火					
1階	内壁・内部扉	内壁I-12	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	○	○	—	○	—	○	○	—	—	—	◎	◎	◎	○	—		
					扉(扉:72)(既設溢水対策3)	鉄			—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	◎	◎	◎	○	—		
		堰	図ト-W1建-21(1) 参照	溢水防護区画	堰(既設溢水対策2)	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-21(1) 図ト-W1建-22(1)	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—	○	◎	○	—
					図ト-W1建-25(1)	工事なし			—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	○	—			
		内壁I-13	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-9(1) 図ト-W1建-10 図ト-W1建-21(1) 図ト-W1建-22(1)	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	◎	◎	◎	○	—		
					扉(扉:73)(既設溢水対策4)	鉄(特定防火設備)			—	○	—	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	○	—					
		内壁I-14	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	軽量鉄骨下地 けい酸カルシウム板壁	軽量鉄骨 けい酸カルシウム板	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		
					扉(扉:85)	鉄			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし			
		内壁I-15	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	軽量鉄骨下地 けい酸カルシウム板壁	軽量鉄骨 けい酸カルシウム板	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		
					図ト-W1建-25(1)	工事なし			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし			
		内壁I-16	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	軽量鉄骨下地 けい酸カルシウム板壁	軽量鉄骨 けい酸カルシウム板	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		
					図ト-W1建-25(1)	工事なし			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし			
		中2階	内壁・内部扉	内壁M2-1	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	○	○	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	○	—
						扉(扉:75)(溢水対策3)	鉄(特定防火設備)	—			○	—	—	○	○	—	◎	◎	◎	◎	○	—				
				内壁M2-2	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	○	○	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	○	—
						図ト-W1建-25(1)	工事なし	—			◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	○	—		
内壁M2-3	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照			火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	○	—		
		図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	◎	◎			—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	○	—						
内壁M2-4	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	○	—				
		図ト-W1建-25(1)	工事なし	—			◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	○	—						
内壁M2-5	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—			
			図ト-W1建-25(1)	工事なし			—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—	○	—	—				

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(7/9)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六		八				九	十	十	十	十二	十二	備考					
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条			
									臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮				
									界	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽				
										1	2	裕	F	F	火	火	火	侵	込	込	火						
										次	次	度	1	3	山	災	災	入	め	め	災						
中2階	内壁・内部扉	内壁M2-6	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		
		内壁M2-7	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	○	—	
		内壁M2-8	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	○	○	—	○	—	○	○	—	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	○	—	
2階	内壁・内部扉	内壁2-1	図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	◎	—	◎	—	○	—	—		
3階	内壁・内部扉	内壁3-1	図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	◎	—	◎	—	○	—	—		
1階	床	SI-1	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(3)	工事なし	—	◎	○	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	○	—		
		グレーチング	図ト-W1建-21(1) 参照	溢水防護区画	グレーチング(溢水対策1)	鋼	図ト-W1建-21(1) 図ト-W1建-22(1)	改造	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—	○	◎	○	内部溢水対策で設置		
		SI-2	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	土間コンクリート	コンクリート(鉄筋入り)	図ト-W1建-24(3)	工事なし	—	◎	○	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	—	—		
		SI-3	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	火災区画境界	土間コンクリート	コンクリート(鉄筋入り)	図ト-W1建-24(3)	工事なし	—	◎	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—	◎	◎	◎	◎	—	
		SI-4	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	管理区域境界 火災区画境界	土間コンクリート	コンクリート(鉄筋入り)	図ト-W1建-24(3)	工事なし	—	◎	○	—	○	—	○	○	—	—	◎	—	◎	◎	◎	◎	—	—	
中2階	床	SM2-1	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	—	合成スラブ	鉄筋コンクリートデッキプレート	図ト-W1建-24(3)	工事なし	—	◎	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—	○	—	○	—		
		SM2-2	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(3)	工事なし	—	◎	○	—	○	◎	○	○	—	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	○	—	

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(8/9)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八			九	十	十	十	十二	十二	備考			
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条	
									臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮		
									界	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽		
									1	2	裕	F	F	火	火	火	入	①	②	火					
中2階	床	SM2-3	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	管理区域境界	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(3)	工事なし	-	◎	○	-	○	◎	○	○	-	-	◎	-	○	-	○	-	
		SM2-4	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(3)	工事なし	-	◎	○	-	○	◎	○	○	-	-	◎	◎	◎	-	○	-	
		SM2-5	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(3)	工事なし	-	◎	○	-	○	◎	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-
		SM2-6	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	-	合成スラブ	鉄筋コンクリートデッキプレート	図ト-W1建-24(3)	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
2階	床	S2-1	図ト-W1建-24(4) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(4)	工事なし	-	◎	○	-	○	◎	○	○	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	-
		S2-2	図ト-W1建-24(4) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(4)	工事なし	-	◎	○	-	○	◎	○	○	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	遮蔽ははり厚さを考慮してとする。
		S2-3	図ト-W1建-24(4) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(4)	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
3階	床	S3-1	図ト-W1建-24(4) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(4)	工事なし	-	◎	○	-	○	◎	○	○	-	-	-	-	-	○	-	◎	-
		S3-2	図ト-W1建-24(4) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(4)	工事なし	-	◎	○	-	○	◎	○	○	-	-	-	-	-	○	-	◎	遮蔽ははり厚さを考慮してとする。
		S3-3	図ト-W1建-24(4) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(4)	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
R階	屋根	SR-1	図ト-W1建-24(5) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 屋根スラブ参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート屋根スラブ ガラリ アルミニウム (AG-3)	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(5)	工事なし	-	◎	○	-	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	
地下貯槽ピット	ピット部壁	P-1	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁(仕上げ含む) (既設溢水対策5)	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-22(5) 図ト-W1建-22(6)	工事なし	-	◎	○	-	○	-	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	-
		P-2	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁(仕上げ含む) (既設溢水対策5)	鉄筋コンクリート 溶接金網 モルタル	図ト-W1建-22(5) 図ト-W1建-22(6)	工事なし	-	◎	○	-	○	-	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	-
		P-3	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁(仕上げ含む) (既設溢水対策5)	鉄筋コンクリート 溶接金網 モルタル	図ト-W1建-22(5) 図ト-W1建-22(6)	工事なし	-	◎	○	-	○	-	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	-

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(9/9)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六		八				九	十	十	十	十二	二十二	備考				
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条		
									臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮			
									界	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽			
									界	1	2	裕	F	F	火	火	火	侵	込	込	火	水	蔽			
									界	次	次	度	1	3	山	災	災	入	め	め	災					
									界	①	②		①	②												
地下貯槽	壁	P-4	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート 造壁(仕上げ含む) (既設溢水対策5)	鉄筋 コンクリート 溶接金網 モルタル	図ト-W1建-22(5) 図ト-W1建-22(6)	工事なし	-	◎	○	-	○	-	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	-	-		
	床	SP-1	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート 床スラブ(仕上げ含む) (既設溢水対策5)	鉄筋 コンクリート 溶接金網 モルタル	図ト-W1建-22(5) 図ト-W1建-24(3)	工事なし	-	◎	○	-	○	-	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	-	-		
階段	1階~中2階	階段-1	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	管理区域境界	鉄筋コンクリート 造階段	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-24(3)	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	◎	-	○	-	○	○	安全避難通路	
	1階~中2階	階段-2	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	-	鉄骨造階段	鋼	図ト-W1建-24(3)	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	○	-	○	○	安全避難通路	
	中2階~2階	階段-3	図ト-W1建-24(3)、(4) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階、2階・3階スラブ参照	-	鉄骨造階段	鋼	図ト-W1建-24(3) 図ト-W1建-24(4)	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	○	-	○	○	安全避難通路	
	2階~3階	階段-4	図ト-W1建-24(4) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ参照	-	鉄骨造階段	鋼	図ト-W1建-24(4)	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	○	-	○	○	安全避難通路	
<p>(1) 通り番号の間に壁がある場合(a_bはa通りとb通りの間)を示す                  (2) 安全機能に対して厚さの要求はないため、「-」とする。                  (3) 加工施設技術基準第十条七号の閉じ込めの要求事項を兼ねる。</p>									-	-	図ト-W1建-8 第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止	図ト-W1建-8 第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止	図ト-W1建-9 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止	図ト-W1建-9 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止	図ト-W1建-14 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(落下火災物・積雪)による損傷の防止	図ト-W1建-15~図ト-W1建-18 防護対策施設と敷地内の竹林及び危険物施設の位置関係等	図ト-W1建-23 第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止	図ト-W1建-6 第1廃棄物貯蔵棟 管理区域区分	図ト-W1建-6 第1廃棄物貯蔵棟 管理区域区分	図ト-W1建-20 第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止	図ト-W1建-21 第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止	図ト-W1建-29 第1廃棄物貯蔵棟 遮断能力を有する壁、床及び天井				

添2表1-3-2 第3廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(1/3)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六		八				九	十	十	十	十二	十二	備考				
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条		
								臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮				
								界	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽				
								界	1	2	裕	F	F	火	火	火	込	込	火							
								界	次	次	度	1	3	山	災	災	め	め	災							
								界	①	②		①	②				①	②								
1階	外壁・外部扉	外壁1-1	(C通り/1-2通り間) 図ト-W3建-16(1) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-17(1)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	◎	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—		
		W3防護壁	屋外 図ト-W3建-8参照	—	防護壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-12	新設	—	◎	—	—	◎	—	○	◎	—	—	—	—	—	—	—	○	扉91をF1飛来物から防護	
		外壁1-2	(C通り/2-3通り間) 図ト-W3建-16(1) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-17(1)	工事なし	—	○	—	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	—	
					扉(扉:91)	鉄(特定防火設備)	図ト-W3建-8(1) 図ト-W3建-9 図ト-W3建-11(1)	改造	—	○	—	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	○	F1竜巻対策扉に改造 F1飛来物はW3防護壁で防護		
		外壁1-3	(C通り/3-4通り間) 図ト-W3建-16(1) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-17(1)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	◎	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	—	
		外壁1-4	(4通り/A-C通り間) 図ト-W3建-16(1) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-17(1)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	◎	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—
					ガラリ(AG-1)	アルミニウム	図ト-W3建-8(1) 図ト-W3建-9	工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	—	○	—	○	—
					防火板(AG-1)	鋼	図ト-W3建-8(1) 図ト-W3建-9	工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	○	温度ヒューズ式
		外壁1-5	(A通り/1-4通り間) 図ト-W3建-16(1) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-17(1)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—
		外壁1-6	(1通り/A-C通り間) 図ト-W3建-16(1) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-17(1)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—
					ガラリ(AG-1)	アルミニウム	図ト-W3建-8(1) 図ト-W3建-9	工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	—	○	—	○	—
					防火板(AG-1)	鋼	図ト-W3建-8(1) 図ト-W3建-9	工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	○	温度ヒューズ式
		2階	外壁・外部扉	外壁2-1	(C通り/1-4通り間) 図ト-W3建-16(1) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-17(1)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—

添2表1-3-2 第3廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(2/3)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六		八			九	十	十	十	十	十二	十二	備考					
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条			
								臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮					
								界	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽					
								界	1	2	裕	F	F	山	火	火	入	込	込	火	水	蔽					
								界	次	次	度	1	3		災	災		め	め	災							
2階	外壁・外部扉	外壁2-2	(4通り/A-C通り間) 図ト-W3建-16(1) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-17(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	◎	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-			
					ガラリ (AG-1)	アルミニウム	図ト-W3建-8(1)	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	◎	-	○	-	○	-	-	-	-		
					防火板 (AG-1)	鋼	図ト-W3建-8(1)	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	-	温度ヒューズ式	
					図ト-W3建-9	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	-	-	-	
	外壁2-3	(A通り/1-4通り間) 図ト-W3建-16(1) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-17(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-		
				ガラリ (AG-1)	アルミニウム	図ト-W3建-8(1)	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	◎	-	○	-	○	-	-	-	-			
				防火板 (AG-1)	鋼	図ト-W3建-8(1)	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	-	温度ヒューズ式		
				図ト-W3建-9	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	-	-	-		
	外壁2-4	(1通り/A-C通り間) 図ト-W3建-16(1) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-17(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-		
				ガラリ (AG-1)	アルミニウム	図ト-W3建-8(1)	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	◎	-	○	-	○	-	-	-	-			
				防火板 (AG-1)	鋼	図ト-W3建-8(1)	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	-	温度ヒューズ式		
				図ト-W3建-9	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	-	-	-		
3階	外壁・外部扉	外壁3-1	(C通り/1-4通り間) 図ト-W3建-16(2) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-17(2)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-			
					扉 (扉:92)	鉄 (特定防火設備)	図ト-W3建-8(2)	改造	-	○	-	-	◎	-	○	◎	-	◎	-	◎	-	○	-	○	-	F1 竜巻対策扉に改造	
					図ト-W3建-9	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	-	-	-	
					図ト-W3建-11(2)	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	-	-	-	
	外壁3-2	(4通り/A-C通り間) 図ト-W3建-16(2) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-17(2)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	◎	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-		
				ガラリ (AG-1)	アルミニウム	図ト-W3建-8(2)	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	◎	-	○	-	○	-	-	-	-			
				防火板 (AG-1)	鋼	図ト-W3建-8(2)	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	-	温度ヒューズ式		
				図ト-W3建-9	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	-	-	-		
	外壁3-3	(A通り/1-4通り間) 図ト-W3建-16(2) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-17(2)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-		
				扉 (扉:93)	鉄 (特定防火設備)	図ト-W3建-8(2)	改造	-	○	-	-	◎	-	○	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	○	-	○	-	F1 竜巻対策扉に改造
				図ト-W3建-9	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	-	-	-		
				図ト-W3建-11(2)	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	-	-	-		
外壁3-4	(1通り/A-C通り間) 図ト-W3建-16(2) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-17(2)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-			
			ガラリ (AG-1)	アルミニウム	図ト-W3建-8(2)	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	◎	-	○	-	○	-	-	-	-				
			防火板 (AG-1)	鋼	図ト-W3建-8(2)	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	-	温度ヒューズ式			
			図ト-W3建-9	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	-	-	-			
1階	床	SI-1	図ト-W3建-16(3) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階スラブ参照	火災区画境界 管理区域境界	土間コンクリート	コンクリート (鉄筋入り)	図ト-W3建-16(3)	工事なし	-	◎	○	-	○	-	○	○	-	◎	-	◎	-	◎	-				

添2表1-3-2 第3廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(3/3)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六		八				九	十	十	十	十二	二十	備考		
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条
									臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮	
									界	震	震	震	巻	巻	火	火	法	じ	じ	部	水	蔽		
										1	2	裕	F	F	山	災	入	込	込	火				
										次	次	度	1	3				め	め	災				
																		①	②					
2階	床	S2-1	図ト-W3建-16(3) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階スラブ参照	—	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-16(3)	工事なし	—	◎	○	—	○	◎	○	○	—	—	—	○	—	◎	—	
3階	床	S3-1	図ト-W3建-16(4) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階スラブ参照	—	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-16(4)	工事なし	—	◎	○	—	○	◎	○	○	—	—	—	—	○	—	◎	—
		S3-2	図ト-W3建-16(4) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階スラブ参照	—	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-16(4)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
R階	屋根	SR-1	図ト-W3建-16(4) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階スラブ参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート屋根スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-16(4)	工事なし	—	◎	○	—	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—
階段	1階~2階	階段-1	図ト-W3建-16(3) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階スラブ参照	—	鉄骨造階段	鋼	図ト-W3建-16(3)	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	—	○	—	○	安全避難通路
	2階~3階	階段-2	図ト-W3建-16(3)、(4) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階、3階・R階スラブ参照	—	鉄骨造階段	鋼	図ト-W3建-16(3) 図ト-W3建-16(4)	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	—	○	—	○	安全避難通路
(1) 安全機能に対して厚さの要求はないため「—」とする。									—	—	図ト-W3建-7 第3廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止	図ト-W3建-7 第3廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止	—	図ト-W3建-8 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止	図ト-W3建-13 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(降下火災物・積雪)による損傷の防止	図ト-W1建-15~図ト-W1建-18 防護対象施設と敷地内の竹林及び廃棄物施設の位置関係等	—	図ト-W3建-15 第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止	図ト-W3建-5 第3廃棄物貯蔵棟 管理区域区分	—	図ト-W3建-14 第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止	—	図ト-W3建-21 第3廃棄物貯蔵棟 避難能力を有する壁、床及び天井	

添2表1-3-3 発電機・ポンプ棟の各部位が有する安全機能 (1/5)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八			九	十	十	十	十二	二十	備考				
										条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内		溢	遮		
										臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽			
										界	1	2	裕	F	F	山	火	災	侵	込	込	火	漏	護			
1階	外壁・外部扉	外壁1-1	発電機室と屋外 (B通り/1-2通り間) 図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	-	図リ-建-1-15(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	
					扉(扉:95)	鉄(特定防火設備)		図リ-建-1-7 図リ-建-1-8 図リ-建-1-10(1)	改造	-	○	-	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	F1 竜巻対策扉に改造
		外壁1-2	コンプレッサ室と屋外 (B通り/2-3通り間) 図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	-	図リ-建-1-15(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-
					扉(扉:96)	鉄(特定防火設備)		図リ-建-1-7 図リ-建-1-8 図リ-建-1-10(2)	改造	-	○	-	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	F1 竜巻対策扉に改造
		外壁1-3	ポンプ室と屋外 (B通り/4-5通り間) 図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	-	図リ-建-1-15(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-
					扉(扉:97)	鉄(特定防火設備)		図リ-建-1-7 図リ-建-1-8 図リ-建-1-10(3)	改造	-	○	-	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	F1 竜巻対策扉に改造
					ガラリ (AG-4)	アルミニウム		図リ-建-1-7	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
		外壁1-4	ポンプ室と屋外 (5通り/A-B通り間) 図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ-建-1-15(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-
		外壁1-5	ポンプ室と屋外 (A通り/4-5通り間) 図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ-建-1-15(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-
		外壁1-6	クーリングタワー置場 (A通り/3-4通り間) 図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ-建-1-15(1) 図リ-建-1-6	改造	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	◎	エキスパンションジョイントを設置
		外壁1-7	コンプレッサ室と屋外 (A通り/2-3通り間) 図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ-建-1-15(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-
		外壁1-8	発電機室と屋外 (A通り/1-2通り間) 図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ-建-1-15(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-
外壁1-9	発電機室と屋外 (1通り/A-B通り間) 図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ-建-1-15(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-		
			扉(扉:98)	鉄(特定防火設備)		図リ-建-1-7 図リ-建-1-8 図リ-建-1-10(4)	改造	-	○	-	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	避難用扉として追加設置 (F1 竜巻対策扉)		

添2表1-3-3 発電機・ポンプ棟の各部位が有する安全機能 (2/5)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八			九	十	十	十	十二	二十	備考				
										条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内		溢	遮		
										臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽			
										界	1	2	裕	F	F	山	火	災	侵	込	込	火					
1階	外壁・外部扉	外壁1-10	コンプレッサ室と屋外 (3通り/A-B通り間) 図リ-建-1-14(1) 発電機・ポン プ棟 部位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリ ート	-	図リ-建-1-15(1)	工事 なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-	
		外壁1-11	ポンプ室と屋外 (4通り/A-B通り間) 図リ-建-1-14(1) 発電機・ポン プ棟 部位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリ ート		図リ-建-1-15(1)	工事 なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-	
				-	ガラリ (AG-3)	アルミニウム		図リ-建-1-7	工事 なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
R階	外壁・外部扉	外壁R-1	発電機棟屋上 (1通り/A-A <sup>(1)</sup> B <sup>(1)</sup> 通り間) 図リ-建-1-14(2) 発電機・ポン プ棟 部位位置図 R階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリ ート		図リ-建-1-15(2)	工事 なし	-	◎	◎	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	
		外壁R-2	発電機棟屋上 (3通り/A-B <sup>(1)</sup> -B <sup>(1)</sup> 通り間) 図リ-建-1-14(2) 発電機・ポン プ棟 部位位置図 R階壁参照	-	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリ ート		図リ-建-1-15(2)	工事 なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
		外壁R-3	発電機棟屋上 (3通り/A-A <sup>(1)</sup> B <sup>(1)</sup> 通り間) 図リ-建-1-14(2) 発電機・ポン プ棟 部位位置図 R階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリ ート		図リ-建-1-15(2)	工事 なし	-	◎	◎	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	
		外壁R-4	ポンプ棟屋上 (4通り/A-A <sup>(1)</sup> B <sup>(1)</sup> 通り間) 図リ-建-1-14(2) 発電機・ポン プ棟 部位位置図 R階壁参照	-	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリ ート		図リ-建-1-15(2)	工事 なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
		外壁R-5	クーリングタワー置場 (A通り/3-4通り間) 図リ-建-1-14(2) 発電機・ポン プ棟 部位位置図 R階壁参照	-	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリ ート		図リ-建-1-6 図リ-建-1-15(2)	改造	-	◎	◎	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	エキスパンションジョイント を設置
		外壁R-6	発電機棟屋上 (A通り/1-3通り間) 図リ-建-1-14(2) 発電機・ポン プ棟 部位位置図 R階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリ ート		図リ-建-1-15(2)	工事 なし	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-
		外壁R-7	発電機棟屋上 (B通り/2-3 <sup>(1)</sup> -3 <sup>(1)</sup> 通り間) 図リ-建-1-14(2) 発電機・ポン プ棟 部位位置図 R階壁参照	-	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリ ート	図リ-建-1-15(2)	工事 なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
		外壁R-8	発電機棟屋上 (A <sup>(1)</sup> B <sup>(1)</sup> 通り/2-3 <sup>(1)</sup> -3 <sup>(1)</sup> 通り間) 図リ-建-1-14(2) 発電機・ポン プ棟 部位位置図 R階壁参照	-	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリ ート	図リ-建-1-15(2)	工事 なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
		外壁R-9	ポンプ棟屋上 (B通り/4-4.5 <sup>(1)</sup> 通り間) 図リ-建-1-14(2) 発電機・ポン プ棟 部位位置図 R階壁参照	-	鉄筋コンクリ ート造壁	鉄筋 コンクリ ート	図リ-建-1-15(2)	工事 なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	

添2表1-3-3 発電機・ポンプ棟の各部位が有する安全機能 (3/5)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	二十	備考			
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮		
									臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽			
									界	1	2	裕	F	F	山	火	災	侵	込	込	火	水	蔽			
									①	②																
R	外壁・外部扉	外壁R-10	ポンプ棟屋上 (A <sub>B</sub> <sup>(1)</sup> 通り/4-4_5 <sup>(1)</sup> 通り間) 図リ-建-1-14(2) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 R階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15(2)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし	
		外壁R-11	ポンプ棟屋上 (A <sub>B</sub> <sup>(1)</sup> 通り/4-4_5 <sup>(1)</sup> 通り間) 図リ-建-1-14(2) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 R階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15(2)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
		外壁R-12	発電機棟屋上 (A通り/1-3通り間) 図リ-建-1-14(2) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 R階壁参照	—	ガラリ (AG-1)	アルミニウム	図リ-建-1-7	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
1	内壁・内部扉	内壁I-1	図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15(1)	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—	◎	—	
		内壁I-2	図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし	
1	床	SI-1	図リ-建-1-14(3) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階スラブ参照	—	土間コンクリート	コンクリート (鉄筋入り)	図リ-建-1-14(3)	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	—	
		SI-2	図リ-建-1-14(3) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階スラブ参照	—	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-14(3)	工事なし	—	◎	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	
		SI-3	図リ-建-1-14(3) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階スラブ参照	—	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-14(3)	工事なし	—	◎	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	—	
		SI-4	図リ-建-1-14(3) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階スラブ参照	—	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-14(3)	工事なし	—	◎	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	
		SI-5	図リ-建-1-14(3) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階スラブ参照	—	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-14(3)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
		SI-6	図リ-建-1-14(3) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階スラブ参照	—	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-14(3)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
		SI-7	図リ-建-1-14(3) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階スラブ参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-14(3)	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	○
		SI-8	図リ-建-1-14(3) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階スラブ参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-14(3)	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	○

添2表1-3-3 発電機・ポンプ棟の各部位が有する安全機能(4/5)

壁	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	二十	備考			
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条	
									臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮			
									界	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽			
									一	一	二	裕	F	F	火	災	災	入	込	込	火					
									次	次	度	1	3	山				①	②	災						
R階	床	SR-1	図リ-建-1-14(4) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 R階スラブ参照	—	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図リ-建-1-14(4)	工事なし	—	◎	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	
	屋根	SR-2	図リ-建-1-14(4) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 R階スラブ参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート屋根スラブ	鉄筋 コンクリート	図リ-建-1-14(4)	工事なし	—	◎	—	—	◎	—	◎	—	—	—	—	—	—	◎	—	○	—	
		SR-3	図リ-建-1-14(4) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 R階スラブ参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート屋根スラブ	鉄筋 コンクリート	図リ-建-1-14(4)	工事なし	—	◎	—	—	◎	—	◎	—	—	—	—	—	—	◎	—	○	—	
P階		SR-4	図リ-建-1-14(4) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 R階スラブ参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート屋根スラブ	鉄筋 コンクリート	図リ-建-1-14(4)	工事なし	—	◎	—	—	◎	—	◎	—	—	—	—	—	◎	—	○	—		
地下ピット	ピット壁	P-1	図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-1-15(1)	工事なし	—	◎	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	◎	—	—	—		
		P-2	図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-1-15(1)	工事なし	—	◎	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	◎	—	—	—		
		P-3	図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-1-15(1)	工事なし	—	◎	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	◎	—	—	—		
		P-4	図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-1-15(1)	工事なし	—	◎	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	◎	—	—	—		
		P-5	図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-1-15(1)	工事なし	—	◎	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	◎	—	—	—		
		P-6	図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-1-15(1)	工事なし	—	◎	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	◎	—	—	—		
	ピット床	SI-9	図リ-建-1-14(3) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階スラブ参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図リ-建-1-14(3)	工事なし	—	◎	—	—	○	—	○	—	—	—	—	◎	—	—	—			

2639



添2表1-3-4 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 No. 3 の各部位が有する安全機能

名称	境界位置	区画・境界等の安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考	
								条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮
								臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽	
								界	1	2	裕	F	F	山	災	災	侵	込	込	火	災	災	備
								—	次	次	度	1	3	—	災	災	入	め	め	災	災	考	
								—	①	②	—	①	②	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
遮蔽壁 No. 2	壁	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	[Dashed Box]	図リ-建-2-2 図リ-建-2-3	工事 なし	—	◎	—	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	◎	—	
遮蔽壁 No. 3	壁	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リ-建-2-2 図リ-建-2-3	工事 なし	—	◎	—	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	—	◎	—

## 技術基準規則への適合状況の説明

技術基準規則の各条項における適合状況の説明において、二重四角枠内に当該条項の内容を示す。また、当該条項に関連する加工の事業の変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)申請書(以下「加工事業変更許可申請書」という。)の記載(添付書類1参照)を一重四角枠内に示す。

説明に当たっては、まず「○適合性を示す施設」を冒頭に記載し、次に「適合性を示す設計番号」を記載した後に、適合状況の内容を記載する。

なお、加工事業変更許可申請書に示したとおり、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆及び従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるものはないため、加工施設には安全上重要な施設はない。

(核燃料物質の臨界防止)

第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（次項において「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

(i) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限し得るものについては、その形状寸法について適切な核的制限値を設ける。溶液状のウランを取り扱う設備・機器については、全ての濃度において臨界安全を維持できる形状寸法とする。ただし、少量の溶液の化学分析に用いる最小臨界質量以下のウランを取り扱うものは除く。

文献値による形状寸法制限及び幾何学的形状制限（容積制限）は、取り扱うウランの物理的状态及び均質、非均質の別を考慮し、TID-7016 Rev. 2、JAERI-1340 及び JAEA-Data/Code2009-010 により、添5ニ(i)の第1表のとおりとする。

添5ニ(i)の第1表及び添5ニ(i)の第2表のいずれの適用も困難な場合は、必要に応じて減速条件を制限した上で最も厳しい結果を与えるよう、中性子の減速、吸収及び反射の各条件を仮定した臨界計算により未臨界 ( $K_{eff} + 3\sigma \leq 0.95$ ) であることを確認して決定した形状寸法、質量、幾何学的形状により、添5ニ(i)の第3表のとおりとする。

添5ニ(i)の第1表 形状寸法制限値及び容積制限値、添5ニ(i)の第2表 質量制限値

添5ニ(i)の第3表 臨界計算による核的制限値

添5ニ(i)の第4表 燃料集合体臨界解析モデル仕様

添5ニ(i)の第1図～添5ニ(i)の第22図 臨界計算モデル

(記載 No. 2-2)

(ii) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限することが困難な場合は、取り扱う核燃料物質の質量について適切な核的制限値を設ける。質量の核的制限値を設ける場合は二重装荷を想定しても臨界に達するおそれのない質量とする。質量を制限する場合、誤操作等を考慮しても上記の制限値を超えない対策として、信頼性の高いインターロックを設置する。なお、最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認する。形状寸法、質量のいずれの制限も適用することが困難な場合は、質量又は幾何学的形状の核的制限値を設定し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせで制限する。

添5ニ(i)の第1表の適用が困難な場合に適用する質量制限は、取り扱うウランの物理的状态及び均質、非均質の別を考慮し、TID-7016 Rev. 2 に示された未臨界極限值（臨界に達するおそれのない値）の1/2 未満の値により、添5ニ(i)の第2表のとおりとする。

添5ニ(i)の第1表及び添5ニ(i)の第2表のいずれの適用も困難な場合は、必要に応じて減速条件を制限した上で最も厳しい結果を与えるよう、中性子の減速、吸収及び反射の各条件を仮定した臨界計算により未臨界 ( $K_{eff} + 3\sigma \leq 0.95$ ) であることを確認して決定した形状寸

法、質量、幾何学的形状により、添5ニ(イ)の第3表のとおりとする。

添5ニ(イ)の第1表 形状寸法制限值及び容積制限値、添5ニ(イ)の第2表 質量制限値

添5ニ(イ)の第3表 臨界計算による核的制限値

添5ニ(イ)の第4表 燃料集合体臨界解析モデル仕様

添5ニ(イ)の第1図～添5ニ(イ)の第22図 臨界計算モデル

(記載 No. 2-3)

#### ○核的制限値を有する設備・機器

##### [4.1-F1]

本申請の対象である設備・機器の核的制限値を次表のとおり設定し、臨界を防止する設計とする。臨界防止の安全設計上、複数の設備・機器をまとめて1つの単一ユニットとする場合がある。

なお、次表に示す設備・機器のうち2 ton 天井クレーン No. 1 及び 2.8 ton 天井クレーンは、燃料集合体保管ラック C 型 No. 1、燃料集合体保管ラック C 型 No. 2 及び燃料集合体保管ラック D 型 No. 1 に燃料集合体 1 体を搬送する天井クレーンとして単一ユニットの評価に含まれている。

各単一ユニットの臨界安全に係る設計方針を付属書類 1 に示す。

核燃料物質の臨界防止に係る単一ユニットの臨界安全評価について、次に挙げる設備・機器を除いて既認可からの変更はなく、いずれの設備・機器においても加工事業変更許可申請書に記載した基本方針からの変更はない。粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト、粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機、組立機 No. 1 組立定盤部、組立機 No. 1 スウェーピング部、組立機 No. 2 組立定盤部、組立機 No. 2 スウェーピング部、燃料集合体取扱機 No. 1、堅型定盤 No. 1、燃料集合体外観検査装置 No. 1、2 ton 天井クレーン No. 1 の核的制限値と、粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器、供給瓶 No. 2-1 供給瓶、スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1、スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 の臨界安全評価は加工事業変更許可申請書において既認可から見直しを行っている。これは、最新知見の反映とウランの取扱いに則し適正化を図るためであり設備の構造を変更するものではないため、これらの設備から構成される単一ユニットの大きさに変更はない。既認可から変更のあった設備については次表中の既認可の認可番号欄に変更内容を記載した。

表 設備・機器の核的制限値

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末缶搬送機 No.2-1 粉末缶昇降リフト —	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度：5 wt%以下</li> <li>・幾何学的形状制限（パレット数） 粉末缶昇降リフトと粉末缶移載機の粉末保管パレット数：6 個以下 （粉末缶移載機で取り扱う粉末保管容器（保管容器F型）1 個を含めた粉末保管容器（保管容器F型）24 個以下） 1パレット当たりの粉末保管容器個数：4 個以下 粉末保管容器（保管容器F型） 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU235 以下／粉末保管容器（保管容器F型）</li> <li>・粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造 減速条件：H/U≤1.0（粉末保管容器（保管容器F型）内）</li> </ul>	平成17・04・28原第6号 （平成17年6月28日）  （既認可の核的制限値を質量制限から形状寸法制限に変更）
	第2加工棟 第2-2混合室	粉末缶搬送機 No.2-1 粉末缶移載機 —	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度：5 wt%以下</li> <li>・幾何学的形状制限（パレット数） 粉末缶昇降リフトと粉末缶移載機の粉末保管パレット数：6 個以下 （粉末缶移載機で取り扱う粉末保管容器（保管容器F型）1 個を含めた粉末保管容器（保管容器F型）24 個以下） 1パレット当たりの粉末保管容器個数：4 個以下 粉末保管容器（保管容器F型） 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU235 以下／粉末保管容器（保管容器F型）</li> <li>・粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造 減速条件：H/U≤1.0（粉末保管容器内（保管容器F型））</li> </ul>	平成17・04・28原第6号 （平成17年6月28日）  （既認可の核的制限値を質量制限から形状寸法制限に変更）
	第2加工棟 第2-2混合室	粉末混合機 No.2-1 粉末投入機 —	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度：5 wt%以下</li> <li>・質量制限 質量：50 kgU235 以下 （粉末投入機で取り扱う粉末保管容器（保管容器F型）1 個分（1.1 kgU235 を含む））</li> <li>・水密構造 減速条件：H/U≤1.0（粉末保管容器（保管容器F型）内）</li> </ul>	原規規発第1801233号 （平成30年1月23日）  （既認可から臨界計算コードを変更）
	第2加工棟 第2-2混合室	粉末混合機 No.2-1 粉末混合機 —	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度：5 wt%以下</li> <li>・質量制限 質量：50 kgU235 以下 （粉末投入機で取り扱う粉末保管容器（保管容器F型）1 個分（1.1 kgU235 を含む））</li> <li>・水密構造 減速条件：H/U≤1.0（粉末保管容器（保管容器F型）内及び粉末混合機内）</li> </ul>	原規規発第1801233号 （平成30年1月23日）  （既認可から臨界計算コードを変更）

表 設備・機器の核的制限値

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末搬送機 No.2-1 粉末搬送容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度：5 wt%以下</li> <li>幾何学的形状制限（容積制限） 幾何学的形状（容積）：50 L以下</li> <li>粉末搬送容器の水密構造 減速条件：H/U<math>\leq</math>1.0（粉末搬送容器内）</li> </ul>	平成17・04・28原第6号 （平成17年6月28日）  （既認可から臨界計算コードを変更）
	第2加工棟 第2-2混合室	供給瓶 No.2-1 供給瓶	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度：5 wt%以下</li> <li>本体の質量制限 供給瓶本体 質量：50 kgU235以下</li> <li>粉末取出配管の形状寸法 直径：20 cm以下 長さ：100 cm以下</li> <li>本体の水密構造 減速条件：H/U<math>\leq</math>1.0（供給瓶本体 内）</li> </ul>	原管研発第1312112号 （平成25年12月13日）  （既認可から臨界計算コードを変更）
	第2加工棟 第2-2混合室	プレス No.2-1 —	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 厚さ：5.0 cm以下</li> </ul>	原管研発第1312112号 （平成25年12月13日）
	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 研磨屑乾燥機	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度5 wt%以下</li> <li>質量制限 質量：0.75 kgU235以下</li> </ul>	原管研収第130125001号 （平成25年4月17日）
	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 破碎装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度5 wt%以下</li> <li>質量制限 質量：0.65 kgU235以下</li> </ul>	原管研収第130125001号 （平成25年4月17日）
	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 粉末取扱フード	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度5 wt%以下</li> <li>質量制限 質量：0.75 kgU235以下</li> </ul>	原管研収第130125001号 （平成25年4月17日）
	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 粉末取扱機	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度5 wt%以下</li> <li>質量制限 質量：0.75 kgU235以下</li> </ul>	原管研収第130125001号 （平成25年4月17日）
	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 焙焼炉	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下</li> </ul>	原管研収第130125001号 （平成25年4月17日）
	第2加工棟 第2-2混合室	計量設備架台 No.4 —	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度5 wt%以下</li> <li>質量制限 質量：0.65 kgU235以下</li> </ul>	原管研収第130125001号 （平成25年4月17日）
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉 ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下</li> </ul>	原管研発第1312112号 （平成25年12月13日）
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉 ペレット搬送装置 圧粉ペレット採取部	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下</li> </ul>	原管研発第1312112号 （平成25年12月13日）
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉 ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下</li> </ul>	原管研発第1312112号 （平成25年12月13日）
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 ボート 搬送装置 ボート搬送装置部	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 高さ：12 cm以下 幅：31 cm以下</li> </ul>	原管研発第1312112号 （平成25年12月13日）
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 ボート 搬送装置 段積装置部	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 高さ：12 cm以下 幅：31 cm以下</li> </ul>	原管研発第1312112号 （平成25年12月13日）

表 設備・機器の核的制限値

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	有軌道搬送装置 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 高さ：12 cm 以下 幅：31 cm 以下	原管研収第 130125001 号 (平成 25 年 4 月 17 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	連続焼結炉 No. 2-1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 高さ：12 cm 以下 幅：31 cm 以下	原管研収第 130125001 号 (平成 25 年 4 月 17 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結ボート置台 焼結ボート置台部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 高さ：12 cm 以下 幅：31 cm 以下	原管研収第 130125001 号 (平成 25 年 4 月 17 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結ボート置台 焼結ボート解体部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 高さ：12 cm 以下 幅：31 cm 以下	原管研収第 130125001 号 (平成 25 年 4 月 17 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1 ペレット移載部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	5 安(核規)第 58 号 (平成 5 年 3 月 12 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ搬送部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	5 安(核規)第 58 号 (平成 5 年 3 月 12 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ保管台部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	5 安(核規)第 58 号 (平成 5 年 3 月 12 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット検査台部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット移載部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット抜取部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 1 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 2 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 目視検査部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 入庫前コンベア部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)	

表 設備・機器の核的制限値

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 波板移載装置 波板移載部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1 研磨屑回収装置	・濃縮度 5 wt%以下 ・幾何学的形状制限 (容積制限) 幾何学的形状 (容積)：19 L以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1 研削液タンク	・濃縮度 5 wt%以下 ・幾何学的形状制限 (容積制限) 幾何学的形状 (容積)：19 L以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	計量設備架台 No.7 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	原管研収第 130125001 号 (平成 25 年 4 月 17 日)
	第2加工棟 第2-1ペレット検査室	ペレット検査台 No.1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日)
	第2加工棟 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 運搬台車 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.75 kgU235 以下	原管研収第 130125001 号 (平成 25 年 4 月 17 日)
	第2加工棟 第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	スクラップ保管ラック F 型運搬台車 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	5 安(核規)第 58 号 (平成 5 年 3 月 12 日)
	第2加工棟 第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	ペレット運搬台車 No.3 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	平成 17・04・28 原第 6 号 (平成 17 年 6 月 28 日)
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	X線透過試験機 No.1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	ヘリウムリーク試験機 No.1 トレイ挿入部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	ヘリウムリーク試験機 No.1 ヘリウムリーク試験部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送 (B) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 石定盤部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送 (C) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.4 ストックコンベア (1) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)

表 設備・機器の核的制限値

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.4 燃料棒移載(3)部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒移載(4)部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台(1)部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台(2)部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コンベア(1)部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	6 安(核規)第 592 号 (平成 6 年 10 月 13 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コンベア(2)部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	12 安(核規)第 894 号 (平成 12 年 12 月 7 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載(5)部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.6 ストックコンベア(2)部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載(6)部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.1 燃料棒挿入装置(1) —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日)
	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.2 燃料棒挿入装置(1) —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日)
	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.1 組立定盤部	・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日) (既認可から核的制限値 (集合体体数)を変更)
	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.1 スウェーピング部	・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日) (既認可から核的制限値 (集合体体数)を変更)
	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.2 組立定盤部	・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日) (既認可から核的制限値 (集合体体数)を変更)
	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.2 スウェーピング部	・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日) (既認可から核的制限値 (集合体体数)を変更)
	第2加工棟 第2-1組立室	燃料集合体取扱機 No.1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日) (既認可から核的制限値 (集合体体数)を変更)
	第2加工棟 第2-1組立室	堅型定盤 No.1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日) (既認可から核的制限値 (集合体体数)を変更)

表 設備・機器の核的制限値

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	燃料集合体外観検査装置 No. 1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数：1 体以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日) (既認可から核的制限値 (集合体体数) を変更)
	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No. 1 燃料棒移送 (D) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No. 1 石定盤部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No. 1 燃料棒移送 (E) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1組立室 第2集合体保管室	2 ton 天井クレーン No. 1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数：1 体以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日) (既認可から核的制限値 (集合体体数) を変更)
	第2加工棟 第2梱包室 第2集合体保管室	2.8 ton 天井クレーン —	・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数：1 体以下	11 安(核規)第 178 号 (平成 11 年 4 月 21 日)
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	スクラップ保管ラック F 型 No. 2-1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 (棚配列) ペレット保管容器 (保管容器 G 型) を収納する棚の配列 列方向：1 列 横方向：無限個 上下方向：無限個 ペレット保管容器 (保管容器 G 型) の面間距離：10 cm 以上 棚収納部高さ：9.5 cm 以下 ペレット保管容器 縦：27.5 cm 以下 横：27.5 cm 以下 ・中性子吸収板の吸収効果 吸収板厚さ：0.5 cm 以上 吸収板配列：各棚に 1 枚の吸収板を 配置する。 材質：ホウ素入りステンレス鋼 (ホ ウ素の含有率 1.0 wt%以上)	平成 17・04・28 原第 6 号 (平成 17 年 6 月 28 日)
	第2加工棟 	スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・幾何学的形状制限 (棚配列) 粉末保管容器 (保管容器 F 型) を収 納する棚の配列 列方向：1 列 横方向：無限個 上下方向：無限個 粉末保管容器の面間距離：30.5 cm 以上 粉末保管容器 (保管容器 F 型) 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU235 以下/粉末保 管容器 (保管容器 F 型) ・粉末保管容器 (保管容器 F 型) の水 密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内)	平成 17・04・28 原第 6 号 (平成 17 年 6 月 28 日)  (既認可から臨界計算コ ードを変更)

表 設備・機器の核的制限値

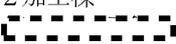
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 —	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>幾何学的形状制限 (棚配列) 粉末保管容器 (保管容器 F 型) を収納する棚の配列 列方向: 1 列 横方向: 無限個 上下方向: 無限個 粉末保管容器 (保管容器 F 型) の面間距離: 10 cm 以上</li> <li>粉末保管容器 (保管容器 F 型) 直径: 30 cm 以下 高さ: 22 cm 以下 質量: 1.1 kgU235 以下 / 粉末保管容器 (保管容器 F 型)</li> <li>中性子吸収板の吸収効果 吸収板厚さ: 0.5 cm 以上 吸収板配列: 各棚に 1 枚の吸収板を配置する。 材質: ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上)</li> <li>粉末保管容器 (保管容器 F 型) の水密構造 減速条件 <math>H/U \leq 1.0</math> (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内)</li> </ul>	平成 17・04・28 原第 6 号 (平成 17 年 6 月 28 日)  (既認可から臨界計算コードを変更)
	第2加工棟 	ペレット保管ラック D 型 No. 2-1 —	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt% 以下</li> <li>形状寸法制限 (棚配列) ペレット保管容器 (保管容器 G 型) を収納する棚の配列 列方向: 1 列 横方向: 無限個 上下方向: 無限個 ペレット保管容器 (保管容器 G 型) の面間距離: 10 cm 以上 棚収納部高さ: 9.5 cm 以下 ペレット保管容器 (保管容器 G 型) 縦: 27.5 cm 以下 横: 27.5 cm 以下</li> <li>中性子吸収板の吸収効果 吸収板厚さ: 0.5 cm 以上 吸収板配列: 各棚に 1 枚の吸収板を配置する。 材質: ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上)</li> </ul>	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日)
	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 (パレット数) ペレット保管パレット 1 個を搬送する。</li> </ul>	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 (パレット数) ペレット保管パレット 1 個を搬送する。</li> </ul>	5 安(核規)第 58 号 (平成 5 年 3 月 12 日)
	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 (パレット数) ペレット保管パレット 1 個を搬送する。</li> </ul>	5 安(核規)第 58 号 (平成 5 年 3 月 12 日)

表 設備・機器の核的制限値

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 (パレット数) ペレット保管パレット 1 個を搬送する。	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 4 ペレット保管箱受台	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 (パレット数) ペレット保管パレット 1 個を取り扱う。	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 	ペレット保管ラック E 型 リフター —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 	分析試料保管棚 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.65 kgU235 以下	平成 19・08・28 原第 3 号 (平成 19 年 10 月 1 日)
	第2加工棟 	開発試料保管棚 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.65 kgU235 以下	平成 17・04・28 原第 6 号 (平成 17 年 6 月 28 日)
その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱フード No. 1 粉末取扱フード No. 2 粉末取扱フード No. 3 ドラフトチャンバ No. 1 ドラフトチャンバ No. 2 ドラフトチャンバ No. 3	・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.65 kgU235 以下 (第 2 分析室に持ち込むウランの総量(分析試料保管棚を除く)を管理する。)	平成 19・08・28 原第 3 号 (平成 19 年 10 月 1 日)
	第2加工棟 第2分析室	燃料開発設備 スクラップ処理装置 試料調整用フード 試料調整用フード No. 1 試料調整用フード No. 2 粉末取扱フード プレス 加熱炉 小型雰囲気可変炉	・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.65 kgU235 以下 (第 2 開発室に持ち込むウラン(開発試料保管棚を除く)の総量を管理する。)	平成 17・04・28 原第 6 号 (平成 17 年 6 月 28 日)

(iv) 核的制限値を設定するに当たって文献値を用いる場合は、取り扱う核燃料物質の化学的組成、濃縮度、均質・非均質の別及び減速条件を考慮した上で、最適な減速条件かつ水全反射条件における値を参照する。また、臨界計算を用いる場合は、取り扱う核燃料物質の化学的組成、濃縮度、密度、幾何学的形状及び減速条件、並びに中性子吸収材を考慮し、最も厳しい結果となるよう中性子の減速、吸収及び反射の条件を設定し、かつ、測定又は計算による誤差や誤操作を考慮して十分な裕度を見込む。臨界に達するおそれのない中性子実効増倍係数 ( $K_{eff}+3\sigma$ ) は 0.95 以下とする。

文献値による形状寸法制限及び幾何学的形状制限 (容積制限) は、取り扱うウランの物理的状态及び均質、非均質の別を考慮し、TID-7016 Rev. 2、JAERI-1340 及び JAEA-Data/Code2009-010 により、添 5 二(イ)の第 1 表のとおりとする。

添 5 二(イ)の第 1 表の適用が困難な場合に適用する質量制限は、取り扱うウランの物理的状态及び均質、非均質の別を考慮し、TID-7016 Rev. 2 に示された未臨界極限值 (臨界に達するおそれのない値) の 1/2 未満の値により、添 5 二(イ)の第 2 表のとおりとする。

添 5 二(イ)の第 1 表及び添 5 二(イ)の第 2 表のいずれの適用も困難な場合は、必要に応じて減速条件を制限した上で最も厳しい結果を与えるよう、中性子の減速、吸収及び反射の各条件を仮定した臨界計算により未臨界 ( $K_{eff}+3\sigma \leq 0.95$ ) であることを確認して決定した形状寸法、質量、幾何学的形状により、添 5 二(イ)の第 3 表のとおりとする。

添 5 二(イ)の第 1 表 形状寸法制限值及び容積制限値、添 5 二(イ)の第 2 表 質量制限値

添 5 二(イ)の第 3 表 臨界計算による核的制限値

添 5 二(イ)の第 4 表 燃料集合体臨界解析モデル仕様

添 5 二(イ)の第 1 図～添 5 二(イ)の第 2 2 図 臨界計算モデル

(記載 No. 2-5)

#### ○核的制限値を有する設備・機器

##### [4.1-F1]

臨界計算を用いて核的制限値を設定した場合は全て、化学的組成の考慮においては酸化ウラン粉末又はペレット (燃料棒及び燃料集合体を含む) とし、濃縮度については 5 wt%以下の濃縮ウランであることから上限の 5 wt%とし、粉末のかさ密度については実績値の最大値を踏まえて安全側に設定し、ペレット (燃料棒及び燃料集合体を含む) の密度については理論密度 100%とし、幾何学的形状及び減速条件の考慮においては最も厳しい結果となる条件 (減速条件については (記載 No. 2-10) を参照) を設定し、及び中性子吸収材の考慮においては中性子吸収材の添加量の下限を条件として設定し、反射の条件としては水全反射条件を設定した上で、測定又は計算による誤差や誤操作を考慮して十分な裕度を見込むように、中性子実効増倍係数 ( $K_{eff}+3\sigma$ ) を 0.95 以下とする。

(v)核的制限値を定めるに当たって参照する文献値は、公表された信頼度の十分高いものであり、また、使用する臨界計算コードは、実験値との対比がなされ、信頼度の十分高いことが立証されたものを用いる。

(1) 参考文献 (i)～(xiii) (2) 臨界計算コード (i) KENO V.a モンテカルロ法による輸送計算コードであり、体系の中性子実効増倍係数を求めることができる。使用するライブラリは SCALE システムに付随する ENDF/B-V 44 群セットである。

(記載 No. 2-6)

#### ○核的制限値を有する設備・機器

##### [4.1-F1]

使用した臨界計算コード KENO V.a は、米国原子力規制委員会 (NRC) が原子力施設や原子燃料容器等の許認可評価のための解析手法を標準化するために立案し、この支援の下に米国オークリッジ国立研究所 (ORNL) が開発した SCALE コードシステム (A Modular Code System for Performing Standardized Computer Analysis for Licensing Evaluation) の一部のモンテカルロ計算コードであり、臨界安全評価の分野で世界的に広く使用されているコードである。44 群ライブラリは、典型的な軽水炉スペクトルを対象として作成された詳細群ライブラリ (238 群ライブラリ) をベースとして WH 社製 PWR17 型燃料の中性子スペクトルを使って 44 群の中性子エネルギー群構造に縮約したものである。

KENO V.a コードと 44 群ライブラリの組合せについては、評価手法の信頼性が ORNL から公開された以下の資料に報告されている。

“Validation of the SCALE Broad Structure 44-Group ENDF/B-V Cross-Section Library for Use in Criticality Safety Analyses”, M. D. DeHart, S. M. Bowman, NUREG/CR-6012, ORNL/TM-12460 (1994).

この報告書には、低濃縮ウランを用いた燃料棒格子体系の臨界実験として計 59 ケース、低濃縮ウランを用いた溶液体系及び  $U_3O_8$  粉末缶の配列体系等の均質体系とみなせる臨界実験として計 11 ケースの解析結果が掲載されている。これらを含む多数のベンチマーク計算を行って実験値との対比をし、信頼度の十分高いことが立証されたものであることを確認している。

(5) 核的制限値の変更

最新知見の反映とウランの取扱いに則し適正化を図るため、第2加工棟第2-1混合室、第2-2混合室、第2-1ペレット室、第2-1燃料棒加工室及び第2-1組立室の核的制限値を変更する。最新知見の反映として、文献値に基づく形状寸法制限である直径制限値を変更する。実際のウランの取扱いに則し適正化を図るため、粉末缶リフター及び粉末缶受台に対する制限方法を容積制限から形状寸法制限に変更し、粉末缶昇降リフト及び粉末缶移載機に対する制限方法を質量制限から形状寸法制限に変更する。また、その他の変更として、臨界計算の計算結果について、臨界計算コード KENO IV及び臨界計算コード KENO V. a (27群ライブラリ)を用いて計算していたものを変更し、臨界計算コード KENO V. a (44群ライブラリ)を用いて計算したものに統一する。なお、これに伴う計算モデル及び核的制限値に変更はない。

(記載 No. 23-34)

○核的制限値を有する設備・機器

[4.1-F1]

実際のウランの取扱いに則し適正化を図るため、粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト、粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機に対する制限方法を質量制限から形状寸法制限に変更する。

粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器、供給瓶 No. 2-1 供給瓶、スクラップ保管ラック D型 No. 2-1、スクラップ保管ラック E型 No. 2-1 の計算結果について、使用する臨界計算コードを KENO IV及び KENO V. a (27群ライブラリ) から臨界計算コード KENO V. a (44群ライブラリ) を用いて計算したものに統一する。なお、これに伴う計算モデル及び核的制限値に変更はない。

組立機 No. 1 組立定盤部、組立機 No. 1 スウェーjing部、組立機 No. 2 組立定盤部、組立機 No. 2 スウェーjing部、燃料集合体取扱機 No. 1、堅型定盤 No. 1、燃料集合体外観検査装置 No. 1、2 ton 天井クレーン No. 1 の核的制限値について、既認可では取り扱う燃料集合体の体数を PWR型燃料 1 体、BWR型燃料 2 体以下としていたものを、燃料集合体 1 体に変更する。

(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。

(b) 形状寸法を核的制限値とする設備・機器は、十分な強度を有する設計とすることによって形状寸法を維持し、設備・機器の供用開始前に実施する検査により核的制限値を満足していることを確認する。

(記載 No. 2-8)

○核的制限値を有する設備・機器

[4.1-F1]

第六条（地震による損傷の防止）の要求事項に対する説明により、形状寸法を核的制限値とする設備・機器は、十分な強度を有し安全機能が損なわれることがないことを確

認している。

(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。

(d) 核的制限値を設定する設備・機器は、内部溢水に対し没水しない設計とする。

(記載 No. 2-11)

(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。

(d) 減速条件を管理する設備・機器については、内部へ水が侵入しない設計とするとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。

(記載 No. 2-12)

○核的制限値を有する設備・機器

[4.1-F1]

第十二条（加工施設内における溢水による損傷の防止）の要求事項に対する説明により、核的制限値を設定する設備・機器は、内部溢水に対し没水しない設計であることを確認している。また、減速条件を管理する設備・機器については、内部へ水が侵入しない設計とするとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じることを確認している。

(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。

(b) また、幾何学的形状を核的制限値とする設備・機器は、十分な強度を有する設計とすることによって幾何学的形状を維持し、設備・機器の供用開始前に実施する検査により核的制限値を満足していることを確認する。

(記載 No. 2-9)

形状寸法制限又は幾何学的形状の制限の逸脱を防止するため、設備形状によりウランを取り扱う設備・機器の形状寸法又は幾何学的形状を維持するか、ペレットを焼結ポートに積載するときは、形状寸法制限の逸脱がないことを高さ制限棒で確認し、ペレットを波板に積載する場合は、積載段数を制限する。

(記載 No. 15-4)

燃料棒を燃料棒トレイに積載するときは、トレイの構造により燃料棒の段数、間隔等を管理することによって、形状寸法制限の逸脱を防止する。

(記載 No. 15-5)

○核的制限値を有する設備・機器

[4.1-F1]

設備形状によりウランを取り扱う設備・機器の形状寸法又は幾何学的形状を維持する。

ペレットを焼結ボートに積載するときは、形状寸法制限の逸脱がないことを高さ制限棒で確認し、ペレットを波板に積載する場合は積載段数を制限する。また、燃料棒を燃料棒トレイに積載するときは、トレイの構造により燃料棒の段数、間隔等を管理することによって、形状寸法制限の逸脱を防止する。

粉末、ペレットや燃料棒を収納した所定の容器または燃料集合体を設備・機器に保管する貯蔵施設では、貯蔵施設内の容器等の間の離隔距離が逸脱することがないように、設備・機器の構造によって容器等の配列の間隔を担保する。

(記載 No. 15-8)

○核的制限値を有する設備・機器

[4.1-F1]

粉末、ペレットや燃料棒を収納した所定の容器を設備・機器に保管する貯蔵施設では、「形状寸法に対する核的制限値の設定に関する事項(記載 No. 2-2)」のとおり、核的制限値として棚配列の間隔を設定している。この棚配列の間隔について、「形状寸法の維持に関する事項(記載 No. 2-8)」に示したとおり、設備・機器の供用開始前に実施する検査により核的制限値を満足していることを確認することで、貯蔵施設内の容器等の間の離隔距離が逸脱することがないように設計する。

(v) 核燃料物質を不連続的に取り扱う設備・機器においては、移動先の設備・機器の核的制限値を超えない対策として、移動元からの核燃料物質の移動を制限するインターロックを設置する。

(記載 No. 2-20)

(5) 機器等の破損、故障等により核燃料物質等を外部に放出する可能性がある事象が発生することを防止し、公衆に著しい被ばくを与えないようにするため、インターロック機構を設ける設計とする。インターロック機構は、損傷時の影響に応じて、多重性又は多様性、耐震性による高い信頼性を確保する設計とする。

(記載 No. 14-8)

設備・機器においてウランを取り扱う際に質量制限の逸脱を防止するため、質量を制限するインターロックを二重化するか、質量を制限するインターロックと人的管理を組み合わせる又は、人的管理によるダブルチェックにより管理する。核燃料物質をバッチごとに取り扱う設備・機器では、核燃料物質の移動の考慮として、移動先の設備・機器の核的制限値を満足する状態にならなければ移動元から移動させようとしても移動することができないインターロックと、人的管理を組み合わせる。また、第2分析室及び第2開発室は人的管理によるダブルチェックにより管理する。

(記載 No. 15-6)

○粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機、供給瓶 No. 2-1 供給瓶、焙焼炉 No. 2-1 破碎装置、焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード、焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機、センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤、センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置

[4. 1-F2]

粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機は、粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機で取り扱われる核燃料物質と粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機内の核燃料物質の質量を粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機に設置したロードセルで計量し、質量が設定値を超える場合は粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機の閉じ込め弁を閉止し、核的制限値の逸脱を防止する。

供給瓶 No. 2-1 供給瓶は、投入される核燃料物質の質量を供給瓶 No. 2-1 供給瓶に設置したロードセルで計量し、質量が設定値を超える場合は供給瓶 No. 2-1 供給瓶閉じ込め弁を閉止し、核的制限値の逸脱を防止する。

焙焼炉 No. 2-1 破碎装置、焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フードは、移動しようとする粉末保管容器内の核燃料物質の質量が設定値を超える場合には装置の扉開閉装置に設置された電気式のインターロック錠が開錠しない。なお、焙焼炉 No. 2-1 破碎装置、焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フードに移動する核燃料物質を内包する粉末保管容器は、事前に計量登録された容器であり、装置への移動は人的管理によるダブルチェックにより管理する。

焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機は、移動しようとする核燃料物質の質量を焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉に設置した上皿電子天秤で計量し、質量が設定値を超える場合には焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機のリフターを停止し、核的制限値の逸脱を防止する。

センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤は、ペレットの研削個数をカウントし規定数量に達した場合にペレットの供給を停止し、焙焼炉 No. 2-1 運搬台車及び焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機の質量制限の逸脱を防止する。

センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置は、研磨屑回収釜の回転数を監視し、設定値を下回る場合にはペレットの供給及びセンタレス研削設備 No. 2-1 センタレス研削盤を停止し、センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置から排出する廃水を推定臨界下限濃度以下とする。

上記のインターロックの設計を[18. 2-F1]に示す。また、インターロックの設計に関する基本方針書を付属書類 10 に示す。

2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。

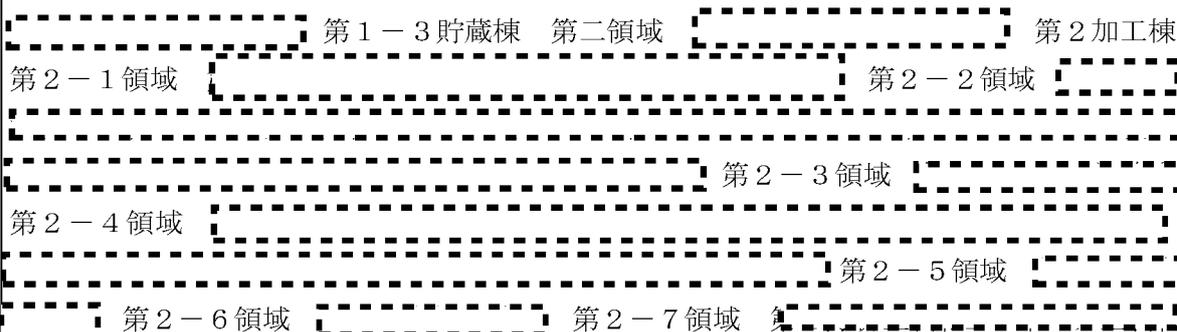
[適合性の説明]

本加工施設を、臨界安全管理上の領域に区分する。領域は臨界隔離壁又は距離によって核的に隔離し、各領域間には中性子相互作用がない設計とし、領域ごとに複数ユニットの臨界安全設計を行う。具体的な設計方法を以下に示す。なお、単一ユニット間が次の条件を満たす場合、中性子相互作用を無視し得るため、核的に隔離されているものとする。① 30.5 cm 以上の厚さのコンクリートで隔離している場合。② 単一ユニット間の距離が、3.7 m あるいは関係する単一ユニットの最大寸法のいずれよりも大きい場合。ここで、単一ユニットの最大寸法とは、単一ユニット間の中心を結ぶ直線に直交する面への単一ユニットの投影図における最大寸法をいう。

(iii) 単一ユニットの隔離による場合

各単一ユニットが次のいずれかの条件により、他の単一ユニットから隔離されている場合は、TID-7016 Rev.1 又は 10 CFR Part70 (1963 年版) により、その単一ユニットと他の単一ユニットとの相互作用はない。(a) 30.5 cm 以上の厚さのコンクリート (以下「臨界隔離壁」という。) で隔離されている場合<sup>(註)</sup>。(b) 単一ユニット間の距離が、3.7 m あるいは関係する単一ユニットの最大寸法のいずれよりも大きい場合。ここで、単一ユニットの最大寸法とは、単一ユニット間の中心を結ぶ直線に直交する面への単一ユニットの投影図における最大寸法をいう。注。(a)における扉等の開口部については、開口部を1つのユニットとみなしてその安全性を確認する。

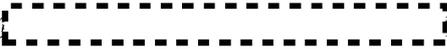
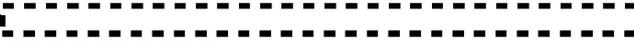
加工施設を臨界安全管理上、次の9つの領域に区分して管理する。第1加工棟 第一領域



各領域内の単一ユニット相互間の中性子相互作用について、第1加工棟の第一領域、第1-3貯蔵棟の第二領域、第2加工棟の第2-3領域及び第2-5領域は、いずれも独立した単一ユニットである。各領域内の設備・機器を一つの単一ユニットとし、臨界計算により核的制限値を設定することで臨界安全性を確認する。また、第2加工棟の第2-2領域及び第2-4領域の各領域内の複数ユニットの臨界安全性については、「立体角法」により単一ユニット相互間の核的に安全な配置を決定する。第2加工棟の第2-1領域、第2-6領域及び第2-7領域の各領域内の複数ユニットの臨界安全性については、信頼度の十分高いことが立証された計算コードを用いた臨界計算により、単一ユニット相互間の核

的に安全な配置を決定する。

(i) 第1加工棟及び第1-3貯蔵棟 第1加工棟及び第1-3貯蔵棟の主要な設備及び機器は、添5イ(ρ)の第1図に示すように配置し、添5ニ(ρ)の第1図に示す臨界安全管理の領域に区分して管理する。第1加工棟(第一領域)は、第1加工棟と第1-3貯蔵棟及び第2加工棟のコンクリート壁の厚さが合わせて31 cm以上であるため、他の領域(第1-3貯蔵棟及び第2加工棟)との間の相互作用はないとみなすことができる。また、第1-3貯蔵棟(第二領域)は、第1-3貯蔵棟と第1加工棟及び第2加工棟のコンクリート壁の厚さが合わせて31 cm以上であるため、他の領域(第1加工棟及び第2加工棟)との間の相互作用はないとみなすことができる。したがって、第一領域内の単一ユニット及び第二領域内の単一ユニットは、いずれも独立した単一ユニットである。

(ii) 第2加工棟 第2加工棟の主要な設備及び機器は添5イ(ρ)の第2図に示すように配置し、添5ニ(ρ)の第2図に示す臨界安全管理の領域に区分して管理する。第2-1領域から第2-7領域までの各領域は、その境界を臨界隔離壁により隔離するので、互いの領域間の相互作用はない。また、第2-1領域から第2-7領域においては、領域内の単一ユニットの核的制限値を定めて「立体角法」により、又は臨界計算により単一ユニット相互間は核的に安全な配置であることを確認し、第2-4領域のうちに設置する4つの燃料集合体保管区域は、当該領域内におけるこれらの区域以外の単一ユニットからの距離により隔離し、単一ユニットの相互間は核的に安全な配置であることを確認する。臨界安全管理の領域において、第2-2領域の、第2-7領域のについては混入する可能性のある場合は、臨界安全管理上特に問題ないことを確認する。

添5ニ(ρ)の第1図 第1加工棟及び第1-3貯蔵棟の臨界安全管理の領域

添5ニ(ρ)の第2図 第2加工棟の臨界安全管理の領域

(記載 No. 2-13)

次表に示すとおり、本加工施設を臨界安全管理上の領域に区分する。

建 物	臨界安全管理上の領域	室名
第 1 加工棟	第一領域	
第 1 - 3 貯蔵棟 <sup>注1</sup>	第二領域	
第 2 加工棟	第 2 - 1 領域	
	第 2 - 2 領域	
	第 2 - 3 領域	
	第 2 - 4 領域	
	第 2 - 5 領域	
	第 2 - 6 領域	
	第 2 - 7 領域	

注 1：後半申請の対象施設

各領域の隔離については次表のと通りの整理としている。各領域間の隔離方法を付属書類 1 に示す。臨界隔離壁の存在しない箇所については距離により隔離されていることを確認している。なお、第二領域は後半申請の対象であり、当該領域では核燃料物質を取り扱わない。

第 2 - 4 領域と<sup>注1</sup>に設置する 4 つの燃料集合体保管区域は距離により隔離されており、単一ユニット相互間は核的に安全な配置である。

輸送容器が各領域の近傍を通過する場合について輸送容器に収納された燃料集合体は中性子相互作用を生じないため、他の単一ユニットに影響を及ぼさない。

領域	隔離する領域		
	第一領域	第二領域 <sup>注1</sup>	第 2 - 1 領域～第 2 - 7 領域
第一領域	—	領域間のコンクリート壁の厚さ 31 cm 以上又は距離による隔離	臨界隔離壁
第二領域 <sup>注1</sup>	領域間のコンクリート壁の厚さ 31 cm 以上又は距離による隔離	—	臨界隔離壁又は距離による隔離
第 2 - 1 領域	臨界隔離壁	臨界隔離壁又は距離による隔離	臨界隔離壁 <sup>注2</sup>
第 2 - 2 領域	臨界隔離壁	臨界隔離壁又は距離による隔離	臨界隔離壁 <sup>注2</sup>
第 2 - 3 領域	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁 <sup>注2</sup>
第 2 - 4 領域	臨界隔離壁	臨界隔離壁又は距離による隔離	臨界隔離壁 <sup>注2</sup>
第 2 - 5 領域	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁 <sup>注2</sup>
第 2 - 6 領域	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁 <sup>注2</sup>
第 2 - 7 領域	臨界隔離壁	臨界隔離壁又は距離による隔離	臨界隔離壁 <sup>注2</sup>

注 1：後半申請の領域

注 2：開口部における隔離については付属書類 1 にて確認を行っている。

○第2-2領域、第2-3領域、第2-4領域、第2-6領域及び第2-7領域の核的制限値を有する設備・機器

[4.2-F1][4.2-F2]

立体角法又は臨界計算による複数ユニット評価では、単一ユニットの配置及び寸法に係る設計方針は既認可及び加工事業変更許可申請書に示した方針から変更はない。各領域の設備・機器を単一ユニットごとにくくり、次表に示す。複数ユニットの臨界安全に係る設計方針を付属書類1に示す。

なお、第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟には臨界安全管理上の領域がなく、臨界隔離壁はない。

各設備・機器が属する臨界安全管理上の領域で、単一ユニットの配置を立体角法又は臨界計算により確認する。その結果に基づいて設備・機器を配置することにより、臨界を防止する設計とする。

本申請に係る領域は、第2-2領域、第2-3領域、第2-4領域、第2-6領域及び第2-7領域である。各領域の設備・機器を単一ユニットごとにくくり、次表に示す。次表には、単一ユニットを構成する設備・機器について、後半申請の設備・機器並びに第1次設工認及び第4次設工認において申請済みの設備・機器を含めて示している。

領域内の単一ユニットの核的制限値を定め、立体角法又は臨界計算により単一ユニット相互間は核的に安全な配置であることを確認する（(記載No.2-14)参照）。

核燃料物質の臨界防止に係る複数ユニットの臨界安全評価について、第2-4領域に関し第1次設工認において申請済みの燃料集合体保管ラックE型 No.1 の撤去を反映したことのほかには、既認可からの変更はない。

○燃料棒トレイ置台、脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部、脱ガス設備 No.1 運搬台車

[4.2-F1]

立体角法による複数ユニット評価における燃料棒トレイ置台及び脱ガス設備 No.1に係るウランの取扱いについては、既認可において「PWR型6段以下又はBWR型5段以下のトレイ段数で取り扱う。」としていたものを、加工事業変更許可において「トレイ段数5段以下で取り扱う。」に見直している。これは、PWR型とBWR型の燃料棒の取扱いを揃える適正化のためであり設備の構造を変更するものではないため、これらの設備から構成される単一ユニットの大きさに変更はない。したがって、立体角法による複数ユニット評価では、当該ユニットの配置及び寸法に係る設計方針は既認可から変更はない。

建物	領域	室名	単一ユニット		設備・機器名称 機器名	複数ユニットに係る既認可の認可番号
			Unit No.			
第2加工棟	第2-2領域		2-2(1)	粉末缶リフター 粉末缶受台	粉末缶リフター ー注3 粉末缶受台 ー注3	原管研発第1312112号 (平成25年12月13日)
			2-2(2)	粉末缶台車	原料搬送設備 No.2 粉末缶台車注1	
			2-2(3)	粉末投入台	粉末投入台 ー注3	
			2-2(4)	粉末混合機	粉末混合機 No.1 ー注3	
			2-2(5)	大型供給瓶	大型供給瓶 ー注3	
			2-2(6)	粉末取出し台	粉末取出し台 ー注3	
			2-2(7)	粉末集塵機	粉末集塵機 (粉末混合機) ー注3	
			2-2(8)	グローブボックス	焙焼炉 No.1 グローブボックス No.1 注3	
			2-2(9)	焙焼炉	焙焼炉 No.1 焙焼炉注3	
			2-2(10)	運搬台車 (粉末)	運搬台車 No.2 ー注3	
			2-2(11)	計量設備架台	計量設備架台 No.1 ー注3	
			2-2(12)	スクラップ保管ラックC型	スクラップ保管ラックC型 No.1 ー注3	
			2-2(13)	スクラップ保管ラックD型	スクラップ保管ラックD型 No.1 ー注3	
			2-2(14)	粉末供給機	粉末供給機 ー注3	
			2-2(15)	粉末集塵機	粉末集塵機 (プレス) ー注3	
			2-2(16)	プレス ペレット搬送コンベア	プレス No.1 ー注3 ペレット搬送設備 No.1 ペレット搬送コンベア ペレット搬送コンベア部注3 ペレット搬送設備 No.1 ペレット搬送コンベア ペレット抜取検査装置部注3 ペレット搬送設備 No.1 ペレット搬送コンベア 抜取ペレット移載部注3 ペレット搬送設備 No.1 ペレット搬送コンベア 圧粉ペレット移載部注3	
			2-2(17)	ボート段積装置 ボート移載装置 ボート搬送装置	ペレット搬送設備 No.1 ボート段積装置 ボート搬送部注3 ペレット搬送設備 No.1 ボート段積装置 段積部注3 ペレット搬送設備 No.1 ボート段積装置 移載部注3	
			2-2(18)	連続焼結炉	連続焼結炉 No.1 ー注3	
			2-2(19)	センタレス研削盤・洗浄機 解体装置 ペレット供給機 運搬台車 ペレット乾燥機 ペレット搬送設備 No.1-2 ペレット移載装置 波板搬送装置 ペレット搬送設備 No.2	センタレス研削設備 No.1 センタレス研削部注3 センタレス研削設備 No.1 センタレス洗浄部注3 ペレット搬送装置 No.1 解体装置 解体部注3 センタレス研削設備 No.1 ペレット供給機注3 運搬台車 No.1 ー注3 ペレット乾燥機 No.1 ー注3 ペレット搬送設備 No.1-2 ペレット移載装置 ペレット搬送部注3 ペレット搬送設備 No.1-2 ペレット移載装置 ペレット移載部注3 ペレット搬送設備 No.1-2 ペレット移載装置 ペレット抜取検査部注3 ペレット搬送装置 No.1-2 波板搬送装置 外観検査装置部注3 ペレット搬送装置 No.1-2 波板搬送装置 波板搬入、搬出部注3 ペレット搬送装置 No.1-2 波板搬送装置 波板移載部注3 ペレット搬送装置 No.1-2 波板搬送装置 波板移載装置部注3 ペレット搬送設備 No.2 ー注3	
			2-2(20)	研磨屑回収装置	センタレス研削設備 No.1 研磨屑回収装置注3	
			2-2(21)	研磨屑乾燥機	センタレス研削設備 No.1 研磨屑乾燥機注3	
			2-2(22)	計量設備架台	計量設備架台 No.3 注3 ー	
			2-2(23)	ペレット一時保管台	ペレット一時保管台 No.1 注3 ー	
			2-2(24)	ペレット保管ラックC型	ペレット保管ラックC型 No.1 注3 ー	

建物	領域	室名	単一ユニット	設備・機器名称 機器名	複数ユニットに係る既認可の認可番号	
			Unit No.			
第2加工棟	第2-2領域		2-2(25)	粉末缶昇降リフト 粉末缶移載機	粉末缶搬送機 No.2-1 粉末缶昇降リフト — 粉末缶搬送機 No.2-1 粉末缶移載機 —	原管研発第1312112号 (平成25年12月13日)
			2-2(26)	粉末混合機 粉末搬送機(粉末搬送容器) 粉末投入機	粉末混合機 No.2-1 粉末混合機 — 粉末搬送機 No.2-1 粉末搬送容器 — 粉末混合機 No.2-1 粉末投入機 —	
			2-2(27)	粉末搬送機(粉末搬送容器) 供給瓶	粉末搬送機 No.2-1 粉末搬送容器 供給瓶 No.2-1 供給瓶	
			2-2(28)	プレス	プレス No.2-1 —	
			2-2(29)	研磨屑乾燥機	焙焼炉 No.2-1 研磨屑乾燥機	
			2-2(30)	破砕装置	焙焼炉 No.2-1 破砕装置	
			2-2(31)	粉末取扱フード	焙焼炉 No.2-1 粉末取扱フード	
			2-2(32)	粉末取扱機	焙焼炉 No.2-1 粉末取扱機	
			2-2(33)	焙焼炉	焙焼炉 No.2-1 焙焼炉	
			2-2(34)	計量設備架台	計量設備架台 No.4 —	
			2-2(35)	スクラップ保管ラックF型	スクラップ保管ラックF型 No.2-1 —	
			2-2(36)	スクラップ保管ラックD型	スクラップ保管ラックD型 No.2-1 —	
			2-2(37)	スクラップ保管ラックE型	スクラップ保管ラックE型 No.2-1 —	
			2-2(38)	圧粉ペレット搬送装置	焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部 焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部 焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット採取部	
			2-2(39)	ボート搬送装置	焼結炉搬送機 No.2-1 ボート搬送装置 ボート搬送装置部 焼結炉搬送機 No.2-1 ボート搬送装置 段積装置部	
			2-2(40)	有軌道搬送装置 連続焼結炉 焼結ボート置台	有軌道搬送装置 — 連続焼結炉 No.2-1 — 焼結ボート置台 焼結ボート置台部 焼結ボート置台 焼結ボート解体部	
			2-2(41)	ペレット移載機 SUSトレイ保管台 ペレット供給機	ペレット搬送設備 No.2-1 ペレット移載部 ペレット搬送設備 No.2-1 SUSトレイ搬送部 ペレット搬送設備 No.2-1 SUSトレイ保管台部 センタレス研削装置 No.2-1 ペレット供給機	
			2-2(42)	センタレス研削設備	センタレス研削装置 No.2-1 センタレス研削盤	
			2-2(43)	ペレット搬送装置 ペレット乾燥機 ペレット検査台 ペレット移載装置 波板移載装置	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No.1部 ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No.2部 ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット搬送装置 目視検査部 ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット移載装置 ペレット検査台部 ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット移載装置 ペレット移載部 ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット移載装置 ペレット採取部 ペレット搬送設備 No.2-2 波板移載装置 入庫前コンベア部 ペレット搬送設備 No.2-2 波板移載装置 波板移載部	
			2-2(44)	研磨屑回収装置 運搬台車	センタレス研削装置 No.2-1 研磨屑回収装置 焙焼炉 No.2-1 運搬台車 —	
			2-2(45)	研削液タンク	センタレス研削装置 No.2-1 研削液タンク	
			2-2(46)	運搬台車	スクラップ保管ラックF型運搬台車 —	
			2-2(47)	計量設備架台	計量設備架台 No.7 —	
			2-2(48)	ペレット保管ラックD型	ペレット保管ラックD型 No.2-1 —	

建物	領域	室名	単一ユニット	設備・機器名称 機器名	複数ユニットに係る既認可の認可番号
			Unit No.		
第2加工棟	第2-2領域		2-2(49) ペレット検査台 運搬台車	ペレット検査台 No. 1 — ペレット運搬台車 No. 3 —	原管研発第 1312112号 (平成25年 12月13日)
	第2-3領域		2-3(1) ペレット保管ラックB型	ペレット保管ラックB型 No. 1 — <sup>注1</sup> ペレット搬送設備 No. 3 ペレットスタッカクレーン <sup>注1</sup> ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1 ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2 ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター	— <sup>注2</sup>
	第2-4領域		2-4(1) ペレット搬送設備 No. 4 ペレット検査台 ペレット編成挿入機 燃料棒解体装置 燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒搬送設備 No. 8	ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター ペレット搬送設備 No. 4 ペレット保管箱受台 ペレット検査台 No. 2 — <sup>注1</sup> ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置上部 <sup>注1</sup> ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部 <sup>注1</sup> ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部 <sup>注1</sup> ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部 <sup>注1</sup> 燃料棒解体装置 No. 1 — <sup>注1</sup> 燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載(1)部 <sup>注1</sup> 燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア部 <sup>注1</sup> 燃料棒搬送設備 No. 1 除染コンベア部 <sup>注1</sup> 燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒トレイ移載部 <sup>注1</sup> 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1部 <sup>注1</sup> 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2部 <sup>注1</sup>	平成17・04・ 28原第6号 (平成17年 6月28日)
			2-4(2) 燃料棒トレイ置台 脱ガス装置	燃料棒トレイ置台 — <sup>注1</sup> 脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部 <sup>注1</sup> 脱ガス設備 No. 1 運搬台車 <sup>注1</sup>	
		2-4(3) 第二端栓溶接装置 燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒搬送設備 No. 9	第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1部 <sup>注1</sup> 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1部 <sup>注1</sup> 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2部 <sup>注1</sup> 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2部 <sup>注1</sup> 燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置(A) — <sup>注1</sup> 燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置(2) — <sup>注1</sup> 燃料棒搬送設備 No. 9 — <sup>注1</sup>		
		X線透過試験機 ヘリウムリーク試験機 燃料棒検査台 燃料棒搬送設備 No. 4 燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒搬送設備 No. 9	X線透過試験機 No. 1 — ヘリウムリーク試験機 No. 1 トレイ挿入部 ヘリウムリーク試験機 No. 1 ヘリウムリーク試験部 燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送(B)部 燃料棒検査台 No. 1 石定盤部 燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送(C)部 燃料棒搬送設備 No. 4 ストックコンベア(1)部 燃料棒搬送設備 No. 4 燃料棒移載(3)部 燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒移載(4)部 燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台(1)部 燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台(2)部 燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア(1)部 燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア(2)部 燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒移載(5)部 燃料棒搬送設備 No. 6 ストックコンベア(2)部 燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒移載(6)部 燃料棒搬送設備 No. 9 — <sup>注1</sup>		

建物	領域	室名	単一ユニット		設備・機器名称 機器名	複数ユニットに係る既認可の認可番号				
			Unit No.							
第2加工棟	第2-4領域		2-4(4)	ペレット一時保管台	ペレット一時保管台 一注1	平成17・04・28原第6号 (平成17年6月28日)				
			2-4(5)	ペレット検査装置	ペレット検査装置 No.5 一注1					
			2-4(6)	ペレット編成挿入機 燃料棒搬送設備 No.8	ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部注1 ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部注1 燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1部注1 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部注1					
			2-4(7)	燃料棒解体装置	燃料棒解体装置 No.2 一注1					
			2-4(8)	計量設備架台	計量設備架台 No.9 一注1					
			2-4(9)	計量設備架台	計量設備架台 No.10 一注1					
			2-4(10)	ペレット保管ラックE型	ペレット保管ラックE型 No.2-1 一注1					
			2-4(11)	ペレット保管ラックE型リフター	ペレット保管ラックE型リフター 一					
			2-4(12)	燃料棒挿入装置	組立機 No.1 燃料棒挿入装置(1) 一					
			2-4(13)	燃料棒挿入装置	組立機 No.2 燃料棒挿入装置(1) 一					
			2-4(14)	組立機	組立機 No.1 組立定盤部 組立機 No.1 スウェーピング部					
			2-4(15)	組立機	組立機 No.2 組立定盤部 組立機 No.2 スウェーピング部					
			2-4(16)	燃料集合体取扱機	燃料集合体取扱機 No.1 一					
			2-4(17)	堅型定盤	堅型定盤 No.1 一					
			2-4(18)	燃料集合体外観検査装置	燃料集合体外観検査装置 No.1 一					
			2-4(19)	立会検査定盤	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送(D)部 立会検査定盤 No.1 石定盤部 立会検査定盤 No.1 燃料棒移送(E)部					
			第216領域	第2-6領域(南側)			2-6(1)	燃料集合体保管ラックC型	燃料集合体保管ラックC型 No.1 一注1	平成17・04・28原第6号 (平成17年6月28日)
							2-6(2)	燃料集合体保管ラックD型	燃料集合体保管ラックD型 No.1 一注1	
				第2-6領域(北側)	2-6(3)		燃料集合体保管ラックC型	燃料集合体保管ラックC型 No.2 一注1		
第2-7領域			2-7(1)	分析設備全体	分析設備 粉末取扱フード No.1 分析設備 粉末取扱フード No.2 分析設備 粉末取扱フード No.3 分析設備 ドラフトチャンバ No.1 分析設備 ドラフトチャンバ No.2 分析設備 ドラフトチャンバ No.3	平成19・08・28原第3号 (平成19年10月1日)				
			2-7(2)	試料保管棚	分析試料保管棚 一					
			2-7(3)	実験設備全体	燃料開発設備 スクラップ処理装置 燃料開発設備 試料調整用フード 燃料開発設備 試料調整用フード No.1 燃料開発設備 試料調整用フード No.2 燃料開発設備 粉末取扱フード 燃料開発設備 プレス 燃料開発設備 加熱炉 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉					
			2-7(4)	試料保管棚	開発試料保管棚 一					

注1：第1次設工認、第4次設工認にて申請済み。

注2：第2-3領域は、独立した単一ユニットのみで構成するため、複数ユニット評価は不要。

注3：後半申請の施設。

(i) 単一ユニット相互間は核的に安全な配置であることを立体角法又は臨界計算により確認し、それぞれの単一ユニットをその結果に基づいて配置する。なお、立体角法とは、中性子相互作用を考慮した複数ユニットの未臨界性を単一ユニット間の立体角の総和を求めることにより確認する手法である。

複数ユニットの臨界安全は、各単一ユニットを次のいずれかの方法により核的に安全な配置とすることにより確保する。

(i) 立体角法による場合

(ii) 臨界計算による場合

(記載 No. 2-14)

○第2-2領域、第2-3領域、第2-4領域、第2-6領域及び第2-7領域の核的制限値を有する設備・機器

[4.2-F1][4.2-F2]

本申請に係る臨界安全管理上の各領域に対し、単一ユニット相互間が核的に安全な配置であること（複数ユニットの臨界安全）を、以下に示す方法で確認する。

核燃料物質の臨界防止に係る設計方針を付属書類1に示す。

領域	複数ユニットの臨界安全の評価方法
第2-1領域 <sup>*1</sup>	臨界計算
第2-2領域	立体角法
第2-3領域	(独立した単一ユニット) *
第2-4領域	立体角法
第2-5領域 <sup>*1</sup>	(独立した単一ユニット) *
第2-6領域	臨界計算
第2-7領域	臨界計算

\*独立した単一ユニットは、領域内に単一ユニットが一つだけ存在する設計であるため、領域内で単一ユニット相互間が核的に安全な配置であることを確認する対象にならないことを示す。

\*1 第1次設工認において申請済み。

臨界安全管理上の領域内に単一ユニットが2つ以上存在する場合における核的に安全な配置の設計については、設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、建物（第2加工棟）の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。

ここで、本申請の対象のうち、燃料集合体保管ラックC型No.2を設置する第2-6領域（北側）においては、1つの単一ユニットのみを配置する設計とする。この場合、当該領域内に単一ユニットが2つ以上存在しないことから複数ユニット評価は不要であるが、当該領域内に単一ユニットが2つ以上存在する場合と同様に、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定することで核的に安全な配置の設計を担保する。

(iii) 核的に安全な配置を定めるに当たって参考とする手引書、文献等は、公表された信頼度の十分高いものであり、また、使用する臨界計算コードは、実験値との対比がなされ、信頼度の十分高いことが立証されたものを用いる。

(ii) 立体角法により核的に安全な配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、立体角の総和 $\Omega$  (ステラジアン) が次式を満たすように各単一ユニットの配置を決定する。 $\Omega \leq 9-10 \times K_{eff}$  ここで、上式における $K_{eff}$  は、単一ユニットの中性子実効増倍係数であり、立体角法に適用できる $K_{eff}$  を0.8以下とする。臨界計算により核的制限値を設定した場合は最適な減速条件及び $+3\sigma$ を考慮した上で、単一ユニット間の中性子相互作用を最も厳しく取り扱うものとして反射体なしの中性子実効増倍係数とする。公表された信頼度の十分高い文献を参照して、形状寸法による核的制限値を設定した場合は0.8とし、質量による核的制限値を設定した場合は0.65とする。また、臨界計算により核的に安全な配置を定めるに当たっては、信頼性の高い臨界解析コードを用い、最適な減速条件及び水全反射の条件で中性子実効増倍係数 ( $K_{eff}+3\sigma$ ) が0.95以下となるように各単一ユニットの配置を決定する。

(i) 立体角法による場合

立体角法による単一ユニット間の相互作用は、TID-7016 Rev. 2により次の基準に従う。(a) 各単一ユニット間の面間距離は30 cm以上とする。(b) 単一ユニットの $K_{eff}$  は0.8以下とする。(c) 立体角の計算はTID-7016 Rev. 2の方法に従う。許容される立体角は6ステラジアンを超えないものとする。(d) 相互作用の評価に使用する単一ユニットの $K_{eff}$  は次により算出する。  
\*添5ニ(イ)第1表で定めた形状寸法制限値又は容積制限値が適用されている単一ユニットでは、 $K_{eff}$  は0.8<sup>(注)</sup>とする。  
\*添5ニ(イ)第2表で定めた質量制限値が適用されている単一ユニットでは、 $K_{eff}$  は0.65(注)とする。  
\* $K_{eff}$  を臨界計算により求める場合は、原則として最適な減速条件で反射体がない条件で求める。注. 10 CFR Part70 (1963年版)による。  
(e) (c)及び(d)で求めた立体角 $\Omega$ と $K_{eff}$ が、次式を満たすようにする。 $\Omega$  (ステラジアン)  $\leq (9-10 \times K_{eff})$  (TID-7016 Rev. 2 (4.9)式による。)

(記載 No. 2-15)

○第2-2領域、第2-4領域の核的制限値を有する設備・機器

[4.2-F1]

核的に安全な配置を定めるに当たって用いた立体角法は、TID-7016 Rev. 2\*を参考としており、公表された信頼度の十分高い評価手法である。

立体角法による単一ユニット間の相互作用は、TID-7016 Rev. 2により次の基準に従う。

(a) 各単一ユニット間の面間距離は30 cm以上とする。

(b) 各単一ユニットの $K_{eff}$  は0.8以下とする。

(c) 立体角の計算はTID-7016 Rev. 2の方法に従う。

許容される立体角は6ステラジアンを超えないものとする。

(d) 相互作用の評価に使用する単一ユニットの $K_{eff}$  は次により算出する。

\*添5ニ(イ)第1表で定めた形状寸法制限値又は容積制限値が適用されている単一ユニットでは、 $K_{eff}$  は0.8とする。

\*添5ニ(イ)第2表で定めた質量制限値が適用されている単一ユニットでは、 $K_{eff}$

は0.65とする。

\*Keff を臨界計算により求める場合は、原則として最適な減速条件で反射体がない条件で求める。

(10 CFR Part70 (1963年版)による。)

(e) (c)及び(d)で求めた立体角 $\Omega$ とKeffが、次式を満たすようにする。

$$\Omega \text{ (ステラジアン)} \leq (9-10 \times K_{\text{eff}})$$

(TID-7016 Rev.2 (4.9)式による。)

※: TID-7016 Rev.2 “Nuclear Safety Guide” J. T. Thomas (1978).

(iii) 核的に安全な配置を定めるに当たって参考とする手引書、文献等は、公表された信頼度の十分高いものであり、また、使用する臨界計算コードは、実験値との対比がなされ、信頼度の十分高いことが立証されたものを用いる。

(ii) 臨界計算による場合

単一ユニット間の相互作用を臨界計算により評価する場合には、検証された臨界計算コードを使用して、原則として最も効率の良い中性子減速条件を考慮した体系において、Keff を計算し、十分に未臨界 ( $K_{\text{eff}} + 3\sigma \leq 0.95$ ) となるようにする。

(記載 No. 2-16)

(iii) 核的に安全な配置を定めるに当たって参考とする手引書、文献等は、公表された信頼度の十分高いものであり、また、使用する臨界計算コードは、実験値との対比がなされ、信頼度の十分高いことが立証されたものを用いる。

(1) 参考文献 (i)～(xiii)

(2) 臨界計算コード KENO V. a モンテカルロ法による輸送計算コードであり、体系の中性子実効増倍係数を求めることができる。使用するライブラリは SCALE システムに付随する ENDF/B-V 44 群セットである。

(記載 No. 2-17)

(5) 核的制限値の変更

・最新知見の反映とウランの取扱いに則し適正化を図るため、第2加工棟第2-1混合室、第2-2混合室、第2-1ペレット室、第2-1燃料棒加工室及び第2-1組立室の核的制限値を変更する。最新知見の反映として、文献値に基づく形状寸法制限である直径制限値を変更する。実際のウランの取扱いに則し適正化を図るため、粉末缶リフター及び粉末缶受台に対する制限方法を容積制限から形状寸法制限に変更し、粉末缶昇降リフト及び粉末缶移載機に対する制限方法を質量制限から形状寸法制限に変更する。また、その他の変更として、臨界計算の計算結果について、臨界計算コード KENO IV 及び臨界計算コード KENO V. a (27 群ライブラリ) を用いて計算していたものを変更し、臨界計算コード KENO V. a (44 群ライブラリ) を用いて計算したものに統一する。なお、これに伴う計算モデル及び核的制限値に変更はない。

(記載 No. 23-34)

○第2-6領域、第2-7領域の核的制限値を有する設備・機器

[4.2-F2]

複数ユニットの臨界安全評価に使用した臨界計算コードは、単一ユニットの臨界安全評価と同じく KENO V.a コードであり、44 群ライブラリを組み合わせて用いた（付属書類1 参照）。KENO V.a コードと 44 群ライブラリの組合せは、（記載 No. 2-6）に示したとおり、実験値との対比をし、信頼度の十分高いことが立証されたものである。計算結果は最適減速条件下において十分に未臨界（ $K_{eff}+3\sigma$  が 0.95 以下）であることを確認している。

(iv)核的に安全な配置の維持については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。

(a)十分な強度を有するように床、壁又は屋根に固定する構造とすることで設備・機器の大きさ、配列及び間隔を維持し、設備・機器の供用開始前に実施する検査により設備・機器の大きさ、配列及び間隔を満足していることを確認する。

（記載 No. 2-18）

○第2-2領域、第2-3領域、第2-4領域、第2-6領域及び第2-7領域の核的制限値を有する設備・機器

[4.2-F1][4.2-F2]

第六条（地震による損傷の防止）の要求事項に対する説明により、設備・機器の大きさ、配列及び間隔を維持するよう、十分な強度を有するように床、壁又は屋根に固定する設計とする。

(iv)核的に安全な配置の維持については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。

(b)核的に隔離されている領域内でウランを移動する場合には、管理された所定の容器に入れるとともに、当該領域内の他の設備・機器との間に、核的に安全な配置を保持するように通路を定める。

（記載 No. 2-19）

加工施設におけるウランを取り扱う各工程において、設備・機器間の離隔距離が逸脱することがないように床等に固定する。

（記載No. 15-7）

粉末、ペレットや燃料棒を収納した所定の容器または燃料集合体を貯蔵施設から加工施設の各工程へ搬送する際などの容器等と設備間の離隔距離については、固定した軌道上を走行する台車に容器を積載すること又は定められた経路上で運搬台車を用いることにより、他設備との離隔をとる。

（記載No. 15-9）

○第2-2領域、第2-3領域、第2-4領域、第2-6領域及び第2-7領域の核的制限値を有する設備・機器

[4.2-F1][4.2-F2]

加工施設のウランを取り扱う各工程の設備・機器、粉末、ペレットを収納した所定の容器を貯蔵施設から加工施設の各工程へ搬送する設備・機器では、「単一ユニットの核的に安全な配置の確認に関する事項(記載 No. 2-14)」に示したとおり、単一ユニット相互間は核的に安全な配置であることを立体角法又は臨界計算により確認し、それぞれの単一ユニットをその結果に基づいて配置する。この配置について、「設備・機器の大きさ、配列及び間隔の維持に関する事項(記載 No. 2-18)」に示したとおり、設備・機器の供用開始前に実施する検査により設備・機器の大きさ、配列及び間隔を満足していることを確認することで、設備・機器間の離隔距離、固定した軌道上を走行する台車と他設備との離隔距離が逸脱することがないように設計する。

○焙焼炉 No. 2-1 運搬台車、スクラップ保管ラック F型運搬台車、ペレット運搬台車 No. 3  
[4.2-F1]

領域内におけるウランの移動の際には、核的に安全な配置を保持するように保安規定に基づいて通路を定めており、経路上を定められた運搬台車を用いて運搬することを保安規定に基づいて管理する。通路上における運搬が核的に安全であることを、付属書類 1 に示す。

なお、燃料棒運搬台車 No. 1 については取り扱う核燃料物質は燃料棒 1 本のみであり、枝管の取扱いにより単一ユニットとしては取り扱わず、核的に安全であるから運搬する通路は定めない。

(vii)核燃料物質を搬送する設備・機器において、搬送元及び搬送先の各々に単一ユニットとしての核的制限値を設定する場合には、それらをつなぐ搬送部の数と直径に応じた中性子相互作用(枝管の取扱い)を考慮することにより、複数ユニットとしての臨界防止上の影響の有無を評価し、搬送部と搬送元及び搬送先の配置を設定する。

(iv)枝管の取扱い 核燃料物質を搬送する設備・機器において、搬送元及び搬送先の各々に単一ユニットとしての核的制限値を設定する場合には、それらをつなぐ搬送部の数と直径に応じた中性子相互作用を考慮することにより、JAERI 1340 図 3.9 又は臨界計算に基づいて複数ユニットとしての臨界防止上の影響の有無を評価し、搬送部と搬送元及び搬送先の配置を設定する。

(記載 No. 2-22)

○センタレス研削装置 No. 2-1 配管、燃料棒運搬台車 No. 1

[4.2-F2]

核燃料物質を搬送する設備・機器において、搬送元及び搬送先の各々に単一ユニットとしての核的制限値を設定する場合には、それらをつなぐ搬送部の数と直径に応じた中性子相互作用(枝管の取扱い)を考慮することにより、JAERI 1340 図 3.9 又は臨界計

算に基づいて複数ユニットとしての臨界防止上の影響の有無を評価し、搬送部と搬送元及び搬送先の配置を設定する。なお、センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット乾燥機については、核燃料物質を取り扱う部位の寸法が搬送元である {2071} センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤の核的制限値（厚さ）の範囲内であり、核的制限値を設けず複数ユニットとして臨界防止上の影響はないことを確認している。

3 臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。

[適合性の説明]

本加工施設では、濃縮度 5 wt%を超えるウラン及びプルトニウムのいずれも取り扱わないため、該当しない。

(安全機能を有する施設の地盤)

第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

[適合性の説明]

安全機能を有する施設のうち、建物・構築物及び屋外に設置する設備・機器は、地盤の特性等を考慮した適切な基礎構造とし、必要に応じて地盤改良等を行い、自重及び通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても、当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設ける設計とする。

加工施設の建物・構築物は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計とする。

直接基礎の場合は、必要に応じて地盤改良等を行い、N値 10 以上（小規模の建物は、平板載荷試験により直接地盤の許容応力度を求める場合がある）の地盤に直接支持させ、杭基礎の場合はN値 30 以上の地盤に支持させる設計とする。

(記載 No. 6-1)

なお、敷地内の表層には沖積層及び盛土が一部存在するが、加工施設の建物は洪積層である大阪層群（泉南累層）に直接支持させる設計とし、万一沖積層が液状化したとしても建物が直接的な影響を受け沈下することがない設計とする。

本加工施設の地盤は、別添 3「ロ. 地盤」に示すとおり、敷地内の一部の表層には人工盛土及び沖積層が存在するが、これらの方には約 258 万年前の洪積層である大阪層群（泉南累層）が存在する。大阪層群（泉南累層）の粘土層は十分過圧密な状態であり、建物の重量が作用したとしても圧密が進行することはない。（別添 3 ロ(ハ) - 1）

また、別添 3「ニ. 地震」に示すとおり、大阪層群（泉南累層）の砂質土層は、地震が発生したとしても液状化の可能性はない。（別添 3 ニ(ニ) - 1）

以上より、加工施設の建物は安定した洪積層である大阪層群（泉南累層）に支持させることとする。

(記載 No. 6-2)

揺すり込み沈下は、人工盛土や、地階又は基礎工事等の地下工事完了後に建物周囲を埋め戻した部分等において、地震時の震動で締め固めが進行し沈下を生じる現象である。加工施設の建物は、洪積層である大阪層群（泉南累層）に支持させるため、建物本体が揺すり込みに伴い沈下することはない。

加工施設の建物周囲の埋め戻し部分又は人工盛土部分で支持しているものとしては、小屋類、浄化槽、空調室外機等があるが、第 2 加工棟の外壁に接して設置している可燃性ガスボンベを収納するボンベ置場は、外部火災の観点から第 1 高圧ガス貯蔵施設（液化アンモニアタンク）とともに高台に移設することで離隔距離を確保することから、揺すり込み沈下は加工施設の安全機能に影響を与えるものではない。

(記載 No. 6-3)

建物の基礎形式と支持層の深さの組み合わせについては、建物に常時作用する荷重（建物自重、収容する設備・機器の重量など）が作用した場合（長期荷重時）、及び、常時作用する荷重に加えて耐震重要度分類に応じて算出する地震力が作用した場合（短期荷重時）に、建物が地盤に及ぼす荷重から長期及び短期の接地圧を求め、それぞれ平成 13 年国土交通省告示第 1113 号（最終改正 平成 19 年第 1232 号）から求まる長期及び短期の地盤の許容応力度を超えることがない組合せを選択する。

（記載 No. 6-4）

建物・構築物は地盤の特性等を考慮した適切な基礎構造とし、必要に応じて地盤改良等を行い、自重及び通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても、当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設ける設計とする。

#### ○第 1 廃棄物貯蔵棟

[5. 1-B1]

第 1 廃棄物貯蔵棟は自重及び通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても第 1 廃棄物貯蔵棟を十分に支持することができる地盤（支持層）が、比較的深い場所にあるため、基礎構造は杭基礎とし、洪積層で N 値 30 以上の地盤で支持する設計とする。

第 1 廃棄物貯蔵棟の 1 階の床は 1-2 通り間/C-D 通り間を除いて土間コンクリートを採用しているが、土間コンクリートを支持する表層地盤は平板載荷試験において、土間コンクリートの自重と 1 階の積載荷重を十分に支持することができることを確認している。

第 1 廃棄物貯蔵棟は耐震重要度分類第 2 類とする。

#### ○第 3 廃棄物貯蔵棟

[5. 1-B1]

第 3 廃棄物貯蔵棟は自重及び通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても第 3 廃棄物貯蔵棟を十分に支持することができる地盤（支持層）が、比較的深い場所にあるため、基礎構造は杭基礎とし、洪積層で N 値 30 以上の地盤で支持する設計とする。

第 3 廃棄物貯蔵棟の 1 階の床は土間コンクリートを採用しているが、土間コンクリートを支持する表層地盤は平板載荷試験において、土間コンクリートの自重と 1 階の積載荷重を十分に支持することができることを確認している。

第 3 廃棄物貯蔵棟は耐震重要度分類第 3 類とする。

#### ○発電機・ポンプ棟

[5. 1-B1]

発電機・ポンプ棟は平屋建ての小規模な建築物であり、自重が軽いことから、通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても発電機・ポンプ棟を十分に支持することができる地盤（支持層）が地表面近くにある。このため、基礎構造は直接基礎とし、洪積層で N 値 10 以上の地盤で支持する設計とする。発電機棟は直接基礎のうち布基礎を採用し、ポンプ棟は地下に消火栓用の消火水槽等を設けるためにべた基礎を採用する。

発電機棟の1階の床は土間コンクリートを採用しているが、土間コンクリートを支持する表層地盤は平板載荷試験において、土間コンクリートの自重と1階の積載荷重を十分支持することができることを確認している。

発電機棟とポンプ棟は、建築基準法第二十条及び同施行令第三十六条の四の規定に基づき、地上部分にエキスパンションジョイントを設け、地震時の波及的影響を防止することで、構造的に別構造とし、発電機棟を耐震重要度分類第2類、ポンプ棟を第3類とする。

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟の地盤に係る設計方針を付属書類2に示す。

○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3

[5.1-B1]

遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3は独立構造とし、通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 No. 3を十分に支持することができる地盤（支持層）が地表面近くにあるため、基礎構造は直接基礎（べた基礎）とし、洪積層でN値10以上の地盤で支持する設計とする。

遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3は耐震重要度分類第1類とする。

○緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁、W3防護壁）

[5.1-B1]

緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁及びW3防護壁）は独立構造とし、通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においてもW1防護壁、W3防護壁を十分に支持することができる地盤（支持層）が地表面近くにあるため、基礎構造は直接基礎（べた基礎）とし、洪積層でN値10以上の地盤で支持する設計とする。

緊急設備 防護壁（W1防護壁）は第1廃棄物貯蔵棟と同じ耐震重要度分類第2類とし、緊急設備 防護壁（W3防護壁）は第3廃棄物貯蔵棟と同じ耐震重要度分類第3類とする。

○緊急設備 堰、密閉構造扉（第1廃棄物貯蔵棟）

[5.1-B1]

安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟に設置する。

設備・機器は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された建物に設置するか、十分な支持力のある地盤に設置又は埋設する。

○設備・機器(可搬式設備を除く)

[5.1-F1]

安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟、

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟又は発電機・ポンプ棟に設置するか、十分な支持力のある地盤に設置又は埋設する。なお、発電機・ポンプ棟に設置する非常用電源設備 No.1 非常用発電機については、本体を建物から独立した基礎に設置し、重油タンクを建物の土間コンクリートに設置及び壁面に固定する。

設備に独立の基礎を設ける場合には、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計とする。独立の基礎を設ける設備について、設置場所とともに次表に示す。

設備・機器名称 機器名	設置場所
緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)	屋外
非常用電源設備 No.1 非常用発電機	発電機・ポンプ棟 発電機室
非常用電源設備 No.2 非常用発電機	屋外
非常用電源設備 A 非常用発電機	屋外

(地震による損傷の防止)

第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

[適合性の説明]

安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失に起因する放射線の公衆への影響の程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、クラス（以下「耐震重要度分類」という。）に分類し、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても十分に耐えることができる設計とする。

安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失に起因する放射線の公衆への影響の程度に応じて耐震重要度分類に分類し、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても十分に耐えることができる設計とする。

(記載 No. 7-1)

安全機能を有する施設の耐震設計は、以下に示すとおり、耐震重要度分類に応じて算定した地震力に十分に耐える設計とすることで、事業許可基準規則に適合する構造とする。〈p. 12〉

安全機能を有する施設は、以下に示す第1類、第2類及び第3類の耐震重要度分類に分類する。

(i) 第1類

ウラン粉末を取り扱う設備・機器及びウラン粉末を閉じ込めるための設備・機器並びに臨界安全上の核的制限値を有する設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であって、その機能を失うことによる影響の大きい設備・機器をいう。なお、これらの設備・機器を収納する建物・構築物を含む。

・最小臨界質量以上のウランを取り扱う設備・機器 ・最小臨界質量未満のウランを取り扱う設備・機器であって、変形、破損等により最小臨界質量以上のウランが集合する可能性のある設備・機器

(ii) 第2類

ウラン粉末を取り扱う設備・機器及びウラン粉末を閉じ込めるための設備・機器並びに臨界安全上の核的制限値を有する設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であり、最小臨界質量未満のウランを取り扱う設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であって、その機能を失うことによる影響が小さいもの及び熱的制限値を有する設備・機器の他、非常用電源設備、放射線管理施設等であって、その機能を失うことによりウラン加工施設の安全性が著しく損なわれるおそれがあるものをいう。なお、これらの設備・機器を収納する建物・構築物を含む。

(iii) 第3類

第1類に属する施設及び第2類に属する施設以外の一般産業施設と同等の安全性が要求される施設をいう。

安全機能を有する施設は、以下に示す第1類、第2類及び第3類の耐震重要度分類に分類する。

(1) 第1類

ウラン粉末を取り扱う設備・機器及びウラン粉末を閉じ込めるための設備・機器並びに臨界安全上の核的制限値を有する設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であって、その機能を失うことによる影響の大きい設備・機器をいう。なお、これらの設備・機器を収納する建物・構築物を含む。・最小臨界質量以上のウランを取り扱う設備・機器・最小臨界質量未満のウランを取り扱う設備・機器であっても、変形、破損等により最小臨界質量以上のウランが集合する可能性のある設備・機器

(2) 第2類

ウラン粉末を取り扱う設備・機器及びウラン粉末を閉じ込めるための設備・機器並びに臨界安全上の核的制限値を有する設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であり、最小臨界質量未満のウランを取り扱う設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であって、その機能を失うことによる影響が小さいもの及び熱的制限値を有する設備・機器の他、非常用電源設備、放射線管理施設等であって、その機能を失うことによりウラン加工施設の安全性が著しく損なわれるおそれがあるものをいう。なお、これらの設備・機器を収納する建物・構築物を含む。

(3) 第3類

第1類に属する施設及び第2類に属する施設以外の一般産業施設と同等の安全性が要求される施設をいう。

(記載 No. 7-2)

・上位の耐震重要度分類に属するものは、下位の耐震重要度分類に属するものの破損によって波及的破損が生じない設計とする。

(記載 No. 7-4)

○全ての安全機能を有する施設(可搬式設備を除く)

[6.1-B1][6.1-F1]

安全機能を有する施設は、耐震重要度分類を設定し、耐震重要度分類に応じて算定した地震力に十分に耐える設計とする。また、上位の耐震重要度分類に属するものは、下位の耐震重要度分類に属するものの破損によって波及的破損が生じない設計とする。

・建物・構築物の耐震設計法については、各耐震重要度分類とも原則として静的設計法を基本とし、かつ建築基準法等関係法令によるものとする。

(記載 No. 7-3)

(a) 建物・構築物については、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

・静的地震力は、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(以下「事業許可基準規則解釈」という。)別記3のとおり、建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数  $C_i$  に、当該部分が支える重量を乗じ、更に耐震重要度に応じて下記に示す割り増し係数を乗じて算定する。ここで、地震層せん断力係数  $C_i$  は、標準せん断力係数  $C_0$ 、建物・

構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。

安全機能を有する施設である建物・構築物は、以下に示す耐震設計を行うことで、地震力に十分耐えることができるものとする。熊取事業所の加工施設（建物・構築物）配置図を添5ロ(イ)の第1図に示す。

添5ロ(イ)の第1図 加工施設の管理区域図

(a) 一次設計

建物・構築物は各重要度分類ともに一次設計を行う。一次設計では、建築基準法施行令第88条に規定する標準せん断力係数  $C_0$  を0.2として、地震地域係数  $Z$  (大阪府の場合1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す  $A_i$ 、建物・構築物の振動特性と地盤の種類を考慮して算出する  $R_t$  から求めた地震層せん断力係数  $C_i$  に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに下記に示す耐震重要度に応じた割り増し係数を乗じて静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

本加工施設における建物・構築物の重要度分類を添5ホ(ハ)の第1表及び添5ホ(ハ)の第2表に示す。一次設計において、第1類、第2類及び第3類の建物・構築物が、各々、 $1.5C_i$ 、 $1.25C_i$  及び  $1.0C_i$  ( $C_i$  は  $C_0$  を0.2として求める) に対して許容応力度を許容限界とし、また、二次設計において、第1類、第2類及び第3類の建物が、各々、 $Q_u/Q_{un} > 1.5$ 、 $Q_u/Q_{un} > 1.25$ 、及び  $Q_u/Q_{un} > 1.0$  となるように設計する。このうち、第2加工棟及び第1-3貯蔵棟は、ウラン粉末を取り扱う施設又は貯蔵施設を内包する第1類の建物であり、鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC) 又は鉄筋コンクリート造 (RC) とする。

添5ホ(ハ)の第1表 建物の重要度分類 添5ホ(ハ)の第2表 構築物の重要度分類

(記載 No. 7-6)

保有水平耐力の算定においては、建築基準法施行令第82条の3に規定する構造計算により安全性を確認する。また、必要保有水平耐力については、同条第2号に規定する式で計算した数値に下記に示す割り増し係数を乗じた値とする。

【割り増し係数】

第1類 1.5 以上

第2類 1.25 以上

第3類 1.0 以上

安全機能を有する施設である建物・構築物は、以下に示す耐震設計を行うことで、地震力に十分耐えることができるものとする。熊取事業所の加工施設（建物・構築物）配置図を添5ロ(イ)の第1図に示す。

添5ロ(イ)の第1図 加工施設の管理区域図

(b) 二次設計

建築基準法施行令第82条の3に規定する保有水平耐力の確認を行う。この際、標準せん断力係数  $C_0$  は1.0として、建物の減衰性及び変形能力による地震エネルギー吸収能力に応じて定める構造特性係数  $D_s$  と剛性率・偏心率に応じて定める形状特性係数  $F_{es}$  を乗じて求める必要保有水平耐力  $Q_{un}$  に、下記に示す耐震重要度に応じた割り増し係数を乗じた値に対し、建物の保有水平耐力  $Q_u$  が上回る設計とする。

【割り増し係数】

第1類 1.5 以上

第2類 1.25 以上

第3類 1.0 以上

本加工施設における建物・構築物の重要度分類を添5ホ(ハ)の第1表及び添5ホ(ハ)の第2表に示す。一次設計において、第1類、第2類及び第3類の建物・構築物が、各々、 $1.5C_i$ 、 $1.25C_i$  及び  $1.0C_i$  ( $C_i$  は  $C_o$  を 0.2 として求める) に対して許容応力度を許容限界とし、また、二次設計において、第1類、第2類及び第3類の建物が、各々、 $Q_u/Q_{un} > 1.5$ 、 $Q_u/Q_{un} > 1.25$ 、及び  $Q_u/Q_{un} > 1.0$  となるように設計する。

このうち、第2加工棟及び第1-3貯蔵棟は、ウラン粉末を取り扱う施設又は貯蔵施設を内包する第1類の建物であり、鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC) 又は鉄筋コンクリート造 (RC) とする。

添5ホ(ハ)の第1表 建物の重要度分類 添5ホ(ハ)の第2表 構築物の重要度分類

(記載 No. 7-7)

上位の耐震重要度分類の建物・構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合には、上位の耐震重要度分類の設計法によるものとする。

上位の分類の建物・構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合には、上位分類の設計法による。

(記載 No. 7-5)

既設の建物・構築物については、上記の方法で評価を実施し、必要に応じて耐震補強工事を実施する。

(記載 No. 7-9)

○第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟

[6.1-B1]

第1廃棄物貯蔵棟は耐震重要度分類第2類、第3廃棄物貯蔵棟は耐震重要度分類第3類として設計を行う。

発電機棟とポンプ棟は、建築基準法第二十条及び同施行令第三十六条の四の規定に基づき、地上部分にエキスパンションジョイントを設け、地震時の波及的影響を防止することで、構造的に別構造とし、発電機棟を耐震重要度分類第2類、ポンプ棟を第3類として設計を行う。

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟の耐震に係る設計方針を付属書類2に示す。

○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3

[6.1-B1]

遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 は耐震重要度分類第1類として設計を行う。遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の耐震に係る設計方針を付属書類2に示す。

○緊急設備 防護壁又は防護柵（第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟）、緊急設備 堰、密閉構造扉（第1廃棄物貯蔵棟）

[6.1-B1]

緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁）及び緊急設備 堰、密閉構造扉は第1廃棄物貯蔵棟と同じ耐震重要度分類第2類とし、緊急設備 防護壁又は防護柵（W3防護壁）は第3廃棄物貯蔵棟と同じ耐震重要度分類第3類とし設計を行う。

緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁）、緊急設備 防護壁又は防護柵（W3防護壁）及び緊急設備 堰、密閉構造扉の耐震に係る設計方針を付属書類2に示す。

<p>設備・機器の耐震設計法については、原則として静的設計法を基本とする。</p> <p>設備・機器の耐震設計法は基本的に静的設計法とし、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した設計とする。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 7-10）</p>
<p>上位の耐震重要度分類に属するものは、下位の耐震重要度分類に属するものの破損によって波及的破損が生じない設計とする。</p> <p>なお、上位の分類に属するものは、下位の分類に属するものの破損によって波及的破損が生じないようにする。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 7-11）</p>
<p>設備・機器の設計に当たっては剛構造となることを基本とする。この場合、当該設備・機器の一次固有振動数が 20 Hz 以上の場合を剛構造とする。</p> <p>また、一次固有振動数が 20 Hz 以上となる設備・機器（以下「剛構造の設備・機器」という。）と 20 Hz 未満で剛構造とならない設備・機器（以下「柔構造の設備・機器」という。）に分類して設計を行う。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 7-13）</p>
<p>(b) 設備・機器については、常時作用している荷重と一次設計に用いる静的地震力（以下「一次地震力」という。）を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等の応力を許容限界とする。</p> <p>・剛構造の場合、各耐震重要度分類ともに一次設計を行う。この一次設計に係る一次地震力は、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に、耐震重要度に応じて上記に示す割り増し係数を乗じたものに 20%増しして算定するものとする。ここで「一次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とする設計をいう。</p> <p>剛構造の設備・機器は、各重要度分類ともに一次設計を行う。一次地震力は <math>C_0</math> を 0.2 とし求めた当該設備・機器の設置階の地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に、当該設備・機器の重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数を乗じたものを 20%増しして求める。常時作用している荷重と一次地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の主架構が弾性範囲にとどまる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 7-14）</p>

また、第1類の設備・機器については、常時作用している荷重と二次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計とする。

・剛構造の第1類については、一次設計に加え、二次設計を行う。この二次設計に係る二次地震力は、一次地震力に1.5以上を乗じたものとする。ここで「二次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力を上回る二次地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計をいう。

剛構造の設備・機器のうち、耐震重要度分類第1類の設備・機器は二次設計を行う。二次地震力は、一次地震力に1.5以上を乗じたものとし、常時作用している荷重と二次地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の主架構が弾性範囲にとどまる設計とする。

(記載 No. 7-15)

(b) 設備・機器については、常時作用している荷重と一次設計に用いる静的地震力（以下「一次地震力」という。）を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等の応力を許容限界とする。

・剛構造とならない設備については、動的解析等適切な方法により設計する。具体的には（一財）日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」の局部震度法による水平震度を用いて地震力を算出し、常時作用する荷重と局部震度法による地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とする設計とする。

柔構造の設備・機器は、（一財）日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」の局部震度法（添5ホ(ハ)の第3表）における水平震度を用いた地震力を算出し、常時作用する荷重と局部震度法による地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して弾性範囲にとどまる設計とする。

添5ホ(ハ)の第3表 局部震度法における設計用水平震度

(記載 No. 7-16)

第1種管理区域の火災区域境界を貫通する気体廃棄設備のダクトについては、ウラン粉末の漏えいを防止するため、貫通部に防火ダンパーを設け、防火ダンパーの耐震重要度分類は当該第1種管理区域を収納する建物と同じとする。

(記載 No. 7-19)

気体廃棄設備のうち、高性能エアフィルタ、排風機及び高性能エアフィルタと排風機間のダクトについては、その機能を失うことにより環境に対する影響を与えるおそれがあることから、耐震重要度分類第2類の耐震性を確保する設計とする。

(記載 No. 7-20)

防火ダンパー、高性能エアフィルタ、排風機及び高性能エアフィルタと排風機間のダクト以外の気体廃棄設備は、耐震重要度分類第3類の耐震性を確保する設計とする。

(記載 No. 7-21)

(8) 主要な構造の変更

- ・火災及び地震対策のため、火災区域を貫通するダクトの防火ダンパーは、耐震裕度向上等の改造を行う。

(記載 No. 23-16)

○設備・機器

[6.1-F1]

設備・機器の耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した設計とする。設備・機器の耐震に係る設計方針を附属書類 3-1、附属書類 3-2、附属書類 3-3 に示す。

2 耐震重要施設（事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

[適合性の説明]

本加工施設には、耐震重要施設（Sクラスに属する施設）はないため、該当しない。

3 耐震重要施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

[適合性の説明]

本加工施設には、耐震重要施設（Sクラスに属する施設）はないため、該当しない。

(津波による損傷の防止)

第七条 安全機能を有する施設は、基準津波（事業許可基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第二十八条において同じ。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

[適合性の説明]

本加工施設は、安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して、安全機能が損なわれることのない設計とする。事業許可基準規則解釈に基づき、基準津波として、本加工施設地域の沿岸における過去の津波に関する調査、公的機関が実施したシミュレーションの結果及び最新の科学的技術的知見を踏まえ、加工施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波を選定した。この基準津波の最大遡上高さ海拔6 mに対し、本加工施設は海拔約48 mである。このように、本加工施設は、遡上波が到達しない十分な高さの場所に立地しているため、安全機能が損なわれることはない。

本加工施設は、基準津波に対して、安全機能が損なわれることのない設計とする。基準津波として、本加工施設地域の沿岸における過去の津波に関する調査、公的機関が実施したシミュレーションの結果、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、最も影響の大きいものを選定する。(1) 大阪湾周辺における既往の津波の被害記録

添3へ(イ)の第1表に日本被害津波総覧<sup>[1]</sup>による南海トラフ沿いの巨大地震津波による大阪湾周辺における津波高さを示す。既往の津波の被害記録から、大阪湾で最大3 mの津波が発生している。(2) 公的機関等による津波予測 大阪湾周辺に大きな影響を及ぼすおそれのある津波を引き起こす地震として、海洋型地震（南海トラフ）と内陸型地震（大阪湾断層帯）が挙げられる。以下に、それぞれの地震が発生した場合の公的機関等による津波予測評価を示す。

(i) 海洋型地震（南海トラフ） 大阪府は、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」<sup>[2]</sup>が公表した11ケースから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられる4つのケースを選定し、ケースごとに防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、厳しい条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を評価し、平成25年8月20日に「津波浸水想定について」として評価結果等<sup>[3]</sup>を公表している。これによる津波浸水想定図を添5へ(ロ)の第1図(1)、本加工施設に最も近い湾岸である二色浜から泉佐野港近辺の拡大図を添5へ(ロ)の第1図(2)に示す。本加工施設に最も近い二色浜で3.5 m未満の高さの津波が予測されている。また、津波の浸水範囲は、海拔5 m以下の低地に限られており、遡上波の影響はほとんど見られない。

(ii) 内陸型地震（大阪湾断層帯） 河田ら<sup>[4]</sup>は、大阪湾断層帯の地震による津波の特性を解析し、添5へ(ロ)の第2図に示す最大津波高さを予測している。これによると、本加工施設の関西国際空港に近い大阪湾沿岸で5~6 mの津波と予測している。また、内閣府中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」<sup>[5]</sup>で、平成18年12月7日に大阪湾断層帯による地震が発生した場合の津波予測結果が報告されている。この大阪湾周辺の津波予測結果を添5へ(ロ)の第3図に示す。これによると、本加工施設に最も近い湾岸である泉佐野港近辺で最大3~5 mの津波になるとしている。以上(1)及び(2)の結果より、最大遡上高さ海拔6 mの津波を基準津波とする。

本加工施設から大阪湾及び二級河川佐野川水系の雨山川までの距離は、それぞれ約5 km及

び約 250 m である。基準津波の高さは海拔 6 m であるが、その津波が、佐野川河口からそのままの高さで遡上することを想定しても、本加工施設は海拔約 48 m で、十分に高い位置に立地する。よって、津波が本加工施設に到達することはなく、本加工施設が津波により安全機能を損なうことはない。

添 3 へ(イ)の第 1 表 日本被害津波総覧による南海トラフ沿いの巨大地震津波による大阪湾周辺における津波高さ

添 5 へ(ロ)の第 1 図(1)、(2) 南海トラフの巨大地震の津波浸水想定

添 5 へ(ロ)の第 2 図、第 3 図 大阪湾断層帯地震の津波高さ予測

加工事業変更許可申請書に示したとおり、本加工施設の敷地は海拔約 48 m にあり、基準津波の最大遡上高さ 6 m と比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認した。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

加工施設の安全設計において考慮すべき地震及び津波を除く自然現象、及び敷地内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なうおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く）によって、加工施設の安全機能が損なわれることのないように設計する。過去の記録、現地調査の結果、最近の文献等を参考に、想定される外的事象を網羅的に収集する。そのうち、本加工施設の敷地及び敷地周辺の自然環境を基に、発生する可能性があり、かつ本加工施設の安全機能に影響する可能性のある事象を以下のとおり選定した。

（自然現象）・竜巻・落雷・極低温（凍結）・火山活動（降下火砕物）・積雪・生物学的事象（人為事象）・航空機落下・森林火災・近隣工場等の火災・爆発・交通事故による火災・爆発・航空機落下火災・電磁的障害・交通事故（自動車）・森林火災 これらの事象に対する安全設計を以下に示す。なお、森林火災は、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発、航空機落下火災とともに外部火災に含めて評価する。

加工施設の安全設計において考慮すべき地震及び津波を除く自然現象及び敷地内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なうおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）を選定し、それら外的事象によって加工施設の安全機能が損なわれることのないように設計する。過去の災害記録、現地調査の結果及び最近の文献等を参考に、想定される外的事象を網羅的に収集する。そのうち、本加工施設の安全設計において考慮すべき外的事象を選定し、更にそれら自然現象の重畳を考慮する必要の有無を検討する。

(1) 外的事象の抽出 国内で一般に発生し得る事象に加え、国内外の基準等で示されている事象を網羅的に収集する。このために、国内における規制（資料 a）で取り上げている事象、学識経験者による検討（資料 b 及び c）、国外の規制として米国原子力規制委員会のガイド（資料 d）、IAEA が定めた PRA のガイド（資料 e）及び核燃料施設に関する基準（資料 f）に取り上げている事象を抽出する。

(2) 安全設計において考慮すべき外的事象 上記(1)で収集した外的事象から、検討すべき外的事象を抽出する際に除外する基準を以下のように設定する。

基準 1：発生の頻度が小さいことが明らかな事象

基準 2：施設周辺では発生しない事象

基準 3：ハザードの進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知し、ハザードを排除できる事象。

基準 4：加工施設の設計上、考慮された事象と比べて、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又は加工施設の安全性が損なわれることがない。

基準 5：影響が他の事象に包含される。

その結果を、自然現象及び人為事象について、それぞれ添 5 ト (イ) の第 1 表と添 5 ト (イ) の第 2 表に示す。選定した外的事象は次のとおりである。自然現象・竜巻・落雷・極低温（凍結）・火山活動（降下火砕物）・積雪・生物学的事象・森林火災 人為事象・航空機落下・森林火災・

近隣工場等の火災・爆発・交通事故による火災・爆発・航空機落下火災・電磁的障害・交通事故（自動車）

安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）によって、加工施設の安全機能を損なうことのない設計とする。

添5ト(イ)の第1表 設計上考慮する自然現象

添5ト(イ)の第2表 設計上考慮する人為事象の選定

(記載 No. 9-1)

加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る個々の自然現象として、竜巻、落雷、極低温（凍結）、火山活動（降下火砕物）、積雪、生物学的事象、森林火災の7事象を抽出している。

### (1) 竜巻

想定する竜巻の規模を設定するに当たっては、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」を参考にする。また、「核燃料施設等における竜巻・外部火災の影響による損傷の防止に関する影響評価に係る審査ガイド」に基づき、当加工施設の閉じ込めの機能の喪失を想定した場合のリスクの程度に鑑み、敷地及びその周辺における過去の記録を勘案し、適切な規模の竜巻を想定する。ハザード曲線の作成においては、本加工施設が立地する地域と類似性のある地域を選定し、竜巻検討地域で過去に発生した竜巻データは気象庁「竜巻等の突風データベース」から収集した。観測データに対して、竜巻の最大風速、被害幅及び被害長さの確率密度分布とそれぞれの相関係数から、1つの竜巻による被害面積の期待値を算出し、超過確率分布を求めることにより、竜巻最大風速のハザード曲線を作成した。このハザード曲線から年超過確率  $10^{-4}$  に相当する風速を求め、さらに保守性を考慮し最大風速を設定する。ハザード曲線を評価した結果、年超過確率  $10^{-4}$  に相当する風速は 23 m/s であり、これは藤田スケールの F0（風速 17～32 m/s）に当たる。これに対し、保守的に、藤田スケールを1ランク上げ F1 の竜巻（風速 33～49 m/s）の最大風速 49 m/s を想定する竜巻の規模に設定し、この設計竜巻に対し安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とする。すなわち、設計竜巻による風荷重あるいは気圧低下により安全機能を有する施設を内包する建物が損傷せず、また飛来物が建物を貫通しない設計とする。

安全設計において想定する竜巻の最大風速を設定する。竜巻の最大風速の設定には、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」（以下「竜巻ガイド」という。）を参考に算定した竜巻最大風速のハザード曲線を用いる。このハザード曲線の作成においては、(2)に示すように、竜巻影響エリアを直径 170 m の円とする。また、以下のとおり過去の竜巻の記録を反映している。

- ・ 竜巻検討地域は、気象条件の類似性の観点及び局所的な立地条件の観点から検討を行い、本加工施設が立地する地域と類似性のある地域を選定し、熊取事業所を中心とする半径 180 km 圏内の大阪湾から瀬戸内海及び太平洋側の海岸線から海側 5 km、陸側 5 km の範囲（面積：約 17,900 km<sup>2</sup>）とした（添5ト(ロ)の第1図）。
- ・ 竜巻検討地域で過去に発生した竜巻データは、1961年から2012年6月までの51.5年間を対象とし、気象庁「竜巻等の突風データベース」から収集した。

上記の観測データに対して、竜巻の最大風速、被害幅及び被害長さの確率分布とそれぞれの相関係数を算出し、1つの竜巻による被害面積の期待値を算出することにより、超過確率分布を求める。算定した竜巻最大風速のハザード曲線を添5ト(ロ)の第2図に示す。

ハザード曲線の作成の詳細を、別添5ト(ロ)－1に示す。ハザード曲線から年超過確率 $10^{-4}$ に相当する風速を求め、さらに保守性を考慮し最大風速を設定する。年超過確率 $10^{-4}$ に相当する風速は23 m/sであり、これは藤田スケールのF0(風速17～32 m/s)に当たる。これに対し、保守的に、藤田スケールを1ランク上げF1の竜巻(風速33～49 m/s)の最大風速49 m/sを想定する竜巻の規模に設定し、この設計竜巻に対し安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とする。

また、本加工施設の立地地域周辺の地形を考慮し、地形起伏と地表面粗度の観点で、基準竜巻の最大風速の割り増しを次のように検討した。

地形起伏：竜巻が上り斜面を移動する際には風速は弱まり、下り斜面を移動する際には風速が強まると考えられる。本加工施設は、南側から北側にかけてなだらかな下り斜面となっているが、傾斜は小さいため竜巻の増幅の可能性はない。

地表面粗度：地表面粗度が大きい場合、地表面との摩擦によって竜巻エネルギーが低下し、最大風速が低下することが考えられる。本加工施設周辺は主に住宅地であり地表面粗度が大きくなることから、旋回流を減衰させる効果があると考えられるため、竜巻の増幅の可能性はない。

以上より、最大風速の割り増しを考慮する必要はないと判断した。

添5ト(ロ)の第1図 本加工施設を中心とした半径180 km圏内の地域と竜巻検討地域

添5ト(ロ)の第2図 最大風速のハザード曲線

(記載 No. 9-3)

想定する設計竜巻の規模に対する防護設計を検討するため、竜巻ガイドを参考に竜巻影響評価を行い、その結果を踏まえ、F1 竜巻に対して建物の壁及び屋根が損傷することがなく、施設の安全機能を喪失することがない設計とする。具体的に以下の安全設計を行う。

(b) 敷地外からの飛来物による貫通を防止するため、以下の措置を講じる。

- ・第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟並びに第3廃棄物貯蔵棟の敷地外に面した外扉に防護壁又は防護柵を設置する。

(記載 No. 9-5)

想定する設計竜巻の規模に対する防護設計を検討するため、竜巻ガイドを参考に竜巻影響評価を行い、その結果を踏まえ、F1 竜巻に対して建物の壁及び屋根が損傷することがなく、施設の安全機能を喪失することがない設計とする。具体的に以下の安全設計を行う。

(c) 風荷重による外扉の損傷を防止するため、以下の措置を講じる。

- ・第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第1加工棟の外扉については、扉及び留め具の補強を行う。また、第1－3貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の外扉については、風荷重に耐える設計とする。

(記載 No. 9-9、No. 23-24)

想定する設計竜巻の規模に対する防護設計を検討するため、竜巻ガイドを参考に竜巻影響評価を行い、その結果を踏まえ、F1 竜巻に対して建物の壁及び屋根が損傷することがなく、施設の安全機能を喪失することがない設計とする。

具体的に以下の安全設計を行う。

- (d) 発電機・ポンプ棟は核燃料物質等を有していないが、安全機能を有する施設を収納する建物として上記(c)対策を行う。

(記載 No. 9-11)

(8) 主要な構造の変更

- ・竜巻対策のため、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟の敷地外に面した外扉に防護壁及び防護柵を設置する。

(記載 No. 23-20)

加工施設の建物内の設備・機器は建物により竜巻の影響から防護する。

- 第1廃棄物貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W1 防護壁)
- 第3廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W3 防護壁)

[8.1-B2]

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟は、設計竜巻 (F1、最大風速 49 m/s) による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する設計とする。また、局部評価として、建物の外壁、屋根及び外部扉は、単位面積当たりの短期許容荷重が F1 竜巻の風圧力を上回る設計とする。なお、外部扉については、扉一式を F1 竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載している「留め具の補強」を実施する扉はない。

F1 竜巻発生時に飛来物が到達する可能性のある屋根及び外壁は、貫通限界厚さ以上の厚さを確保し、外部扉については飛来物の衝突を防止するために、第1廃棄物貯蔵棟東側に {8055} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W1 防護壁) を、第3廃棄物貯蔵棟北側に {8057} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W3 防護壁) を設ける。W1 防護壁及びW3 防護壁は単位面積当たりの短期許容荷重が F1 竜巻の風圧力を上回る設計とするとともに、F1 竜巻による飛来物の貫通限界厚さ以上の厚さを確保する。

竜巻による損傷の防止に係る設計方針を付属書類4に示す。

○発電機・ポンプ棟

[8.1-B2]

発電機・ポンプ棟は、設計竜巻 (F1、最大風速 49 m/s) による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する設計とする。また、局部評価として、建物の外壁、屋根及び外部扉は、単位面積当たりの短期許容荷重が F1 竜巻の風圧力を上回る設計とする。なお、外部扉については、扉一式を F1 竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載している「留め具の補強」を実施する扉はない。

F1 竜巻発生時に飛来物が到達する可能性のある屋根及び外壁は、貫通限界厚さ以上の厚さを確保する。発電機・ポンプ棟には F1 竜巻飛来物が到達する可能性のある外部扉がないため、防護壁は設けない。

竜巻による損傷の防止に係る設計方針を付属書類 4 に示す。

○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3

[8. 1-B2]

遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 は単位面積当たりの短期許容荷重が設計竜巻 (F1、最大風速 49 m/s) による風圧力を上回る設計とする。また、F1 竜巻に対してその形状と重量から、飛来物とならない設計とする。

竜巻による損傷の防止に係る設計方針を付属書類 4 に示す。

○屋外に設置する連続焼結炉、加熱炉、小型雰囲気可変炉及び焼却炉の付帯設備

(自動窒素ガス切替機構、可燃性ガス配管、緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス、プロパンガス、水素ガス、都市ガス)、緊急設備 手動閉止弁 (アンモニア分解ガス、プロパンガス)、緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水))

[8. 1-F3]

F1 竜巻に対して損傷を防止するため、F1 竜巻における標準支持間隔以下で弁及び配管を一体で第 2 加工棟の壁面に支持構造物により固定する。

屋外に設置する自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) のボンベ架台、減圧装置については F1 竜巻に対しておける水平荷重及び浮上り荷重により損傷しないように第 2 加工棟壁面にアンカーボルトで固定する。

これらの設備・機器の竜巻による損傷の防止に係る設計方針を付属書類 4 に示す。

なお、可燃性ガス配管は屋外に設置する緊急遮断弁から可燃性ガスを取り扱う設備・機器までを本設工認申請の範囲とし、緊急遮断弁より上流側の配管については安全機能を有する施設とはしていないが、当該箇所が破損した場合であっても可燃性ガスが滞留して爆発限界濃度に達することはないため、加工施設の安全性を損なわない。

○屋外に設置する感震計

竜巻及び竜巻に伴う飛来物により損傷を受けとしても、フェールセーフ機能により、自動的に緊急遮断弁を閉止するため、可燃性ガスを取り扱う設備・機器の火災・爆発の発生防止に係る安全機能は維持され、加工施設の安全性を損なわない。

○非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機

[8. 1-F3]

非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機は、F1 竜巻の竜巻荷重によって発生する応力に対して部材及びアンカーボルトが弾性範囲内にとどまる設計とする。

浮き上がり荷重に対してアンカーボルトで据え付けることで設備・機器の固定が失われない設計とする。

設備又は架台が飛来物とならないよう、コンクリート基礎へアンカーボルトにより固定する。竜巻による損傷の防止に係る設計方針を付属書類 4 に示す。

○上記以外の屋外に設置する設備・機器

屋外に設置する設備・機器は、竜巻及び竜巻に伴う飛来物により損傷を受けたとしても、安全機能を有する施設を内包する建物の閉じ込め機能には影響がなく、安全性を損なわない。

なお、これらの設備・機器は、質量が小さく建物に損傷を与える飛来物とはならない。

(2) 落雷

建築基準法及び消防法等に基づき避雷針を設置し、落雷の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。

(記載 No. 9-18)

本申請対象の建物・構築物及び設備・機器は、高さ 20 m を超えておらず建築基準法第三十三条の規定より、避雷設備の設置を必要としない。

また、本申請対象の建物・構築物及び設備・機器は、指定数量の 10 倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、消防法の危険物の規制に関する政令第十条第 1 項第十四号の規定より、避雷設備の設置を必要としない。

(3) 極低温（凍結）

過去に記録された最低気温 $-7.5^{\circ}\text{C}$ （大阪管区気象台 1945 年 1 月 28 日）を踏まえ、必要に応じて、安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。

(記載 No. 9-19)

本申請対象のうち、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋内消火栓、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機、緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）、緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）、緊急設備 緊急遮断弁（プロパンガス）、緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）、緊急設備 感震計、緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）以外の施設は、極低温（凍結）により安全機能を損なうおそれはない。

○消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋内消火栓

[8. 1-F2]

消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋内消火栓の安全機能を維持するために消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋内消火栓を構成する屋外消火栓配管のうち地上露出部に断熱材を設置する。埋設部分は、公共建築工事標準仕様書に従って地中埋設深さを車両道路では管の上端より 600 mm 以上、それ以外は 300 mm 以上とし、安全機能を維持する。なお、熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。

○非常用電源設備 No.2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機

[8.1-F2]

屋外に設置する非常用電源設備 No.2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機で使用する冷却水には、JIS K 2234 に定める不凍液を混合する。また、屋外設置の発電機には、不凍液の混合に加えて発電機内のヒータで冷却水の保温を行うため、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する。

○緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）、緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）、緊急設備 緊急遮断弁（プロパンガス）、緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）、緊急設備 感震計、緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）

[8.1-F2]

屋外に設置する緊急設備 緊急遮断弁、緊急設備 感震計は大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する機器を設置する。

○可燃性ガス配管、自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）（窒素ガス配管）

屋外に設置する可燃性ガス配管の内部流体（アンモニア分解ガス（容積比で概ね水素75%、窒素25%の混合ガス）、水素ガス、窒素ガス、プロパンガス、都市ガス）は、外気温では凍結しないため凍結防止対策設計は不要である。

#### (4) 火山活動（降下火砕物）

「原子力発電所の火山影響評価ガイド」（以下「火山ガイド」という。）に基づき、本加工施設の敷地から半径 160 km の範囲の第四紀火山について文献調査を行い、完新世の活動の有無、将来の活動可能性より、本加工施設に影響を及ぼし得る火山として3火山（神鍋火山群、美方火山群、扇ノ山）を抽出し、本加工施設に影響を及ぼし得る火山として影響を評価した。これらの3火山に対して、火山活動の規模及びその火山事象の影響評価を実施し、本加工施設に影響を及ぼしうる火山と敷地の位置関係より、敷地まで十分に隔離距離があることから、火砕物密度流、溶岩流、岩屑なだれ、地すべり、斜面崩壊等について、本加工施設に影響を及ぼす可能性は十分に小さいことから、本加工施設の安全性に影響を与える可能性がある事象として降下火砕物を選定した。

過去の記録として、気象庁のデータ（日本活火山総覧（第4版）気象庁発行）をもとに、「有史以降の火山活動」の欄から敷地周辺に影響のあった火山を抽出したが、日本活火山総覧（第4版）及び日本活火山総覧（第4版）追補版（気象庁発行）の全111活火山を対象に、「有史以降の火山活動」の項を調査した。気象庁発足以前については、敷地及びその周辺（大阪平野）で降下火砕物が確認されており、そのうち、影響が広範囲に及ぶと考えられる VEI4 以上の大規模な噴火を伴うものは、以下の1つの火山活動である。

1914年桜島噴火（VEI5）：「降灰は仙台に達する」の記述あり

なお、VEI は降下火砕物の量から規模を推定する指標（火山爆発指数）で、VEI4 で大規模な爆発、VEI5 以上で非常に大規模な爆発と定義される。本加工施設に火山灰が降下し堆積するような噴火は、火砕物が大量に放出するような大規模な噴火が生じた場合であるため、調査対

象を VEI4 以上とした。また気象庁発足後については、敷地及びその周辺（大阪平野）で降灰が確認された火山活動を抽出したが、該当する火山活動はなかった。

以上のように、過去の記録を調査した結果、桜島の噴火が抽出されたが、降灰量を調査した結果、本加工施設までの距離が離れているため、敷地及びその周辺における降下火砕物の層厚は極微量だったこと、大阪府及び熊取町において火山に対する災害対策計画は策定されていないことから、施設の設計上、降下火砕物の影響は考慮しない。

また、第四紀火山の降下火砕物に係る文献調査の結果、①鬼界アカホヤ火山灰、②鬱陵隠岐火山灰、③始良 Tn 火山灰、④阿蘇 4 火山灰、⑤鬼界-葛原火山灰、⑥阿多火山灰、⑦加久藤火山灰の堆積があることがわかった。これらの火山のうち、鬱陵以外のカルデラについては、運用期間中に巨大噴火が発生する可能性はないことを確認した。

また、鬱陵は完新世において VEI6 クラスの鬱陵隠岐の巨大噴火があり、隠岐鬱陵以降に少なくとも 3 回の噴火があったが、それらの噴火規模は不明であることから、運用期間中の噴火規模として既往最大の鬱陵隠岐の噴火規模（12.22 km<sup>3</sup>）を想定しても、本加工施設周辺での降下火砕物の層厚は 2 cm 以下であったとされている。このことから本加工施設での降下火砕物堆積厚さを 2 cm と想定した。核燃料物質を内包する施設は、降雨及び積雪等により水を吸収し重くなった状態である湿潤密度 1.5 g/cm<sup>3</sup>にある降下火砕物の堆積厚さ 12 cm に耐える耐荷重があるため、降下火砕物による影響はない。

本加工施設の建物の、降下火砕物の許容堆積厚さを添 5 ト(ホ)の第 5 表に示す。本加工施設の屋根は、降下火砕物の堆積厚 12 cm を許容できる設計（降下火砕物の密度は湿潤状態を想定して 1.5 g/cm<sup>3</sup>とした。）であるが、安全側に気中の降下火砕物の状態を踏まえて降下火砕物の堆積が認められれば除去する措置を講じる。

添 5 ト(ホ)の第 5 表 降下火砕物の許容堆積厚さ

(記載 No. 9-20)

地震、津波、竜巻以外の外的事象として、火山事象について、火山ガイドに基づき、本加工施設の敷地から半径 160 km の範囲の第四紀火山について文献調査を行って 10 火山を抽出した。これら 10 火山に対して、完新世の活動の有無及び検討対象火山の過去の活動の検討によって、本加工施設に影響を及ぼし得る火山として、神鍋火山群、美方火山群及び扇ノ山を抽出した。これらの 3 火山に対して、火山活動の規模及びその火山事象の影響評価を実施し、本加工施設に影響を及ぼし得る火山と敷地の位置関係より、敷地までに十分に離隔距離があることから、火災物密度流、溶岩流、岩層なだれ、地すべり、斜面崩壊等について、本加工施設に影響を及ぼす可能性は十分に小さい。また、地理的領域外の第四紀火山からの降下火砕物の文献を調査し、本加工施設周辺で確認されている降下火砕物を調査した。町田・新井（2003）新編火山灰アトラスに記載された火山灰の層厚コンター図から、本加工施設に降灰した降下火砕物は、①鬼界アカホヤ火山灰、②鬱陵隠岐火山灰、③始良 Tn 火山灰、④阿蘇 4 火山灰、⑤鬼界-葛原火山灰、⑥阿多火山灰、⑦加久藤火山灰があった。これらの火山のうち、鬱陵以外のカルデラについては、運用期間中に巨大噴火が発生する可能性はないことを確認した。また、鬱陵は完新世において VEI6 クラスの鬱陵隠岐の巨大噴火があり、隠岐鬱陵以降に少なくとも 3 回の噴火があったが、それらの噴火規模は不明であることから、運用期間中の噴火規模として既往最大の鬱陵隠岐の噴火規模（12.22 km<sup>3</sup>）を想定しても、本加工施設周辺での降下火砕物の層厚は 2 cm 以下であったとされている。本加工施設で核燃料物質を内包する施設

は、降雨及び積雪等により水を吸収し重くなった状態である湿潤密度  $1.5 \text{ g/cm}^3$  にある降下火砕物の厚さ  $12 \text{ cm}$  の許容堆積厚さがある(添5ヌ(ハ)の第1表)が、降下火砕物が降下したときの対策として、建物に降下火砕物の堆積が認められれば、降下火砕物を除去する措置を講じることとする。ここでは、降下火砕物の除去作業が実施できないことを想定し、降下火砕物の堆積による影響について評価した。なお、地震、津波、竜巻、火山以外の外的事象として、凍結、降水、積雪、生物学的事象、洪水、落雷、交通事故、外部火災、電磁的障害があるが、これらによる施設の損傷の程度は、いずれも地震の損傷の程度に包含される。

(記載 No. 1-17)

○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟

[8. 1-B3]

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟は、加工事業変更許可申請書に示したとおり、屋根を湿潤密度  $1.5 \text{ g/cm}^3$  とした降下火砕物の厚さ  $12 \text{ cm}$  分の重量に耐える実耐力を有する設計とする。

降下火砕物に係る設計方針を付属書類5に示す。

また、降下火砕物が観測された場合の降下火砕物の除去等の措置は、保安規定に定める。

○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3

遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 は屋根がないため、降下火砕物の堆積は安全機能に影響しない。

○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟内に設置する設備・機器

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟内に設置する設備・機器は、建物により降下火砕物の影響から防護する。

○屋外に設置する連続焼結炉、加熱炉、小型雰囲気可変炉及び焼却炉の付帯設備

(自動窒素ガス切替機構、可燃性ガス配管、緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス、プロパンガス、水素ガス、都市ガス)、緊急設備 手動閉止弁 (アンモニア分解ガス、プロパンガス)、緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水))

[8. 1-F1]

降下火砕物の影響を受けないよう、降下火砕物が堆積しにくい形状とする又は受圧面積が小さい形状とする。

なお、可燃性ガス配管は屋外に設置する緊急遮断弁から可燃性ガスを取り扱う設備・機器までを本設工認申請の範囲とし、緊急遮断弁より上流側の配管については安全機能を有する施設とはしていないが、当該箇所が破損した場合であっても可燃性ガスが滞留して爆発限界濃度に達することはないため、加工施設の安全性を損なわない。

○屋外に設置する感震計

降下火砕物により損傷を受けとしても、フェールセーフ機能により、自動的に緊急遮

断弁を閉止するため、可燃性ガスを取り扱う設備・機器の火災・爆発の発生防止に係る安全機能は維持され、加工施設の安全性を損なわない。

○上記以外の屋外に設置する設備・機器

屋外に設置する設備・機器は、降下火砕物により損傷を受けたとしても核燃料物質を内包する施設には影響を与えない。

また、作業員が屋根に上るための梯子等の構造を、地震力に対して十分な強度をもって設置するとともに、必要な防護具や資機材を常備する。

(iv) 防護対策

- ・降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて除去等の措置を講じる。この措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとし、作業に必要な防護具や資機材を常備する。
- ・この作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。

(記載 No. 9-22)

○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟のうち発電機棟の部分  
[99-B1]

積雪及び降下火砕物の除去のため、第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機棟には屋根に上るための梯子を設置し、当該梯子は耐震重要度分類第3類相当で固定する。図ト-W1 建-1 4、図ト-W3 建-1 3、図リ-建-1-1 2に示すとおり第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機棟は屋根に上ることができる設計とする。なお、発電機棟のPR階の屋根には、可搬式の梯子を用いて上る。

○発電機・ポンプ棟のうちポンプ棟の部分

ポンプ棟の屋根には、可搬式の梯子を用いて上る。

(5) 積雪

本加工施設の建物は、「大阪府建築基準法施行細則」に定める29 cm及び過去の最深積雪18 cm (大阪管区気象台1907年2月11日) よりも深い積雪に対して十分に耐える設計とする。

(記載 No. 9-25)

○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟  
[8.1-B4]

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟は、大阪府建築基準法施行細則に定める29 cmの積雪に耐えられる設計とする。

積雪に係る設計方針を付属書類5に示す。また、これを超える積雪が生じるおそれがある場合における除雪等の措置は、保安規定に定める。

○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3

遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 は屋根がないため、積雪は安全機能に影響しない。

○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟内に設置する設備・機器

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟内に設置する設備・機器は、建物により積雪の影響から防護する。

○屋外に設置する連続焼結炉、加熱炉、小型雰囲気可変炉及び焼却炉の付帯設備

(自動窒素ガス切替機構、可燃性ガス配管、緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス、プロパンガス、水素ガス、都市ガス)、緊急設備 手動閉止弁 (アンモニア分解ガス、プロパンガス)、緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水))

[8.1-F1]

積雪の影響を受けないよう、雪が堆積しにくい形状とする又は受圧面積が小さい形状とする。

なお、可燃性ガス配管は屋外に設置する緊急遮断弁から可燃性ガスを取り扱う設備・機器までを本設工認申請の範囲とし、緊急遮断弁より上流側の配管については安全機能を有する施設とはしていないが、当該箇所が破損した場合であっても可燃性ガスが滞留して爆発限界濃度に達することはないため、加工施設の安全性を損なわない。

○屋外に設置する感震計

積雪により損傷を受けとしても、フェールセーフ機能により、自動的に緊急遮断弁を閉止するため、可燃性ガスを取り扱う設備・機器の火災・爆発の発生防止に係る安全機能は維持され、加工施設の安全性を損なわない。

○上記以外の屋外に設置する設備・機器

屋外に設置する設備・機器は、積雪により損傷を受けたとしても核燃料物質を内包する施設には影響を与えない。

(6) 生物学的事象

換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とする。給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。

(記載 No. 9-28)

○第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟の気体廃棄設備

[8.1-F4]

第2加工棟の第1種管理区域の換気のため、給気口を設けて気体廃棄設備 No. 1 を接続する。気体廃棄設備 No. 1 の給気口にはフィルタを設けることにより枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とする。また、第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の換気のため、給気口を設けて気体廃棄設備 No. 2 を接続する。気体廃棄設備 No. 2 の給気口にはフィルタを設けることにより枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とする。

保安規定に基づき、給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万一給気口のフィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合は、フィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさないようにする。

(7) 森林火災

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」及び「核燃料施設等における竜巻・外部火災の影響による損傷の防止に関する影響評価に係る審査ガイド」を参考にして、想定する外部火災（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発及び航空機落下火災）に対して、核燃料物質又は核燃料物質により汚染された物を取り扱う設備・機器、及びそれらを収納する建物が安全機能を損なうことがないよう以下の設計とする。

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」（以下「外部火災ガイド」という。）及び「核燃料施設等における竜巻・外部火災の影響による損傷の防止に関する影響評価に係る審査ガイド」（以下「竜巻・外部火災影響評価ガイド」という。）を参考にして、想定する外部火災（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発及び航空機落下火災）に対して、核燃料物質又は核燃料物質により汚染された物を取り扱う設備・機器及びそれらを収納する建物が、大きな損傷を受けることがないよう以下の設計とする。

(記載 No. 9-29)

加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃材料で造り、耐火性の高い設計とする。

(a) 加工施設の建物は、主要構造部を建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃材料で造り、耐火性の高い設計とすることで、火災の発生を防止する設計とする。

(記載 No. 9-30)

加工施設の建物は、火災に対して危険距離以上及び爆発に対して危険限界距離以上の離隔距離を確保する設計とする。

(b) 想定火災源に対して、その影響を受けないための離隔距離が危険距離<sup>\*1</sup>以上確保する設

計とする。

※1 延焼防止に必要な距離。

(記載 No. 9-31)

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟内の設備・機器は、建物により森林火災の影響を防護する。

○第1 廃棄物貯蔵棟（第1 廃棄物貯蔵棟 緊急設備 防護壁又は防護柵（W1 防護壁）含む。）、第3 廃棄物貯蔵棟（第3 廃棄物貯蔵棟 緊急設備 防護壁又は防護柵（W3 防護壁）含む。）

[8.1-B5]

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟は建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃材料で造り、耐火性の高い設計とするとともに、想定する森林火災に対する離隔距離が、危険距離以上となる設計とする。第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟の森林火災に係る設計方針を付属書類6に示す。

○発電機・ポンプ棟、遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 No. 3

発電機・ポンプ棟、遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 No. 3 は、森林火災により損傷を受けた場合においても、核燃料物質等を取り扱う設備・機器を収納する建物の安全性を損なわない。

○屋外に設置する連続焼結炉、加熱炉、小型雰囲気可変炉及び焼却炉の付帯設備

（自動窒素ガス切替機構、可燃性ガス配管、緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス、プロパンガス、水素ガス、都市ガス）、緊急設備 手動閉止弁（アンモニア分解ガス、プロパンガス）、緊急設備 緊急遮断弁（冷却水））

当該設備の設置位置である建物外壁面は、敷地内外で想定される火災に対する危険距離以上の離隔距離が確保された位置にあるため、森林火災による影響を受けない。

なお、可燃性ガス配管は屋外に設置する緊急遮断弁から可燃性ガスを取り扱う設備・機器までを本設工認申請の範囲とし、緊急遮断弁より上流側の配管については安全機能を有する施設とはしていないが、当該箇所が破損した場合であっても可燃性ガスが滞留して爆発限界濃度に達することはないため、加工施設の安全性を損なわない。

○屋外に設置する感震計

森林火災により損傷を受けとしても、フェールセーフ機能により、自動的に緊急遮断弁を閉止するため、可燃性ガスを取り扱う設備・機器の火災・爆発の発生防止に係る安全機能は維持され、加工施設の安全性を損なわない。

○上記以外の屋外に設置する設備・機器

屋外に設置する設備・機器は、森林火災により損傷を受けた場合においても、核燃料物質等を取り扱う設備・機器を収納する建物の安全性を損なわない。

2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

加工施設の安全設計において考慮すべき地震及び津波を除く自然現象、及び敷地内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なうおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）によって、加工施設の安全機能が損なわれることのないように設計する。

過去の記録、現地調査の結果、最近の文献等を参考に、想定される外的事象を網羅的に収集する。そのうち、本加工施設の敷地及び敷地周辺の自然環境を基に、発生する可能性があり、かつ本加工施設の安全機能に影響する可能性のある事象を以下のとおり選定した。

（自然現象）

- ・竜巻
- ・落雷
- ・極低温（凍結）
- ・火山活動（降下火砕物）
- ・積雪・生物学的事象

（人為事象）

- ・航空機落下
- ・森林火災・近隣工場等の火災・爆発
- ・交通事故による火災・爆発
- ・航空機落下火災
- ・電磁的障害
- ・交通事故（自動車）
- ・森林火災

これらの事象に対する安全設計を以下に示す。なお、森林火災は、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発、航空機落下火災とともに外部火災に含めて評価する。

加工施設の安全設計において考慮すべき地震及び津波を除く自然現象及び敷地内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なうおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）を選定し、それら外的事象によって加工施設の安全機能が損なわれることのないように設計する。

過去の災害記録、現地調査の結果及び最近の文献等を参考に、想定される外的事象を網羅的に収集する。そのうち、本加工施設の安全設計において考慮すべき外的事象を選定し、更にそれら自然現象の重畳を考慮する必要の有無を検討する。

(1) 外的事象の抽出

国内で一般に発生し得る事象に加え、国内外の基準等で示されている事象を網羅的に収集する。このために、国内における規制（資料 a）で取り上げている事象、学識経験者による検

討（資料 b 及び c）、国外の規制として米国原子力規制委員会のガイド（資料 d）、IAEA が定めた PRA のガイド（資料 e）及び核燃料施設に関する基準（資料 f）に取り上げている事象を抽出する。

(2) 安全設計において考慮すべき外的事象

上記(1)で収集した外的事象から、検討すべき外的事象を抽出する際に除外する基準を以下のように設定する。

基準 1：発生の頻度が小さいことが明らかな事象

基準 2：施設周辺では発生しない事象

基準 3：ハザードの進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知し、ハザードを排除できる事象。

基準 4：加工施設の設計上、考慮された事象と比べて、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又は加工施設の安全性が損なわれることがない。

基準 5：影響が他の事象に包含される。

その結果を、自然現象及び人為事象について、それぞれ添 5 ト(イ)の第 1 表と添 5 ト(イ)の第 2 表に示す。選定した外的事象は次のとおりである。

自然現象

- ・竜巻・落雷
- ・極低温（凍結）
- ・火山活動（降下火砕物）
- ・積雪・生物学的事象
- ・森林火災

人為事象

- ・航空機落下
- ・森林火災
- ・近隣工場等の火災・爆発
- ・交通事故による火災・爆発
- ・航空機落下火災
- ・電磁的障害
- ・交通事故（自動車）

安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）によつて、加工施設の安全機能を損なうことのない設計とする。

添 5 ト(イ)の第 1 表 設計上考慮する自然現象

添 5 ト(イ)の第 2 表 設計上考慮する人為事象の選定

(記載 No. 9-1)

加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る人為事象として、航空機落下、森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発、航空機落下火災、電磁的障害、交通事故（自動車）の 7 事象を抽出している。このうち、航空機落下については、第八条第 3 項への適合性で説明する。

(1) 森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発、航空機落下火災

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」及び「核燃料施設等における竜巻・外部火災の影響による損傷の防止に関する影響評価に係る審査ガイド」を参考にして、想定する外部火災（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発及び航空機落下火災）に対して、核燃料物質又は核燃料物質により汚染された物を取り扱う設備・機器、及びそれらを収納する建物が安全機能を損なうことがないよう以下の設計とする。

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」（以下「外部火災ガイド」という。）及び「核燃料施設等における竜巻・外部火災の影響による損傷の防止に関する影響評価に係る審査ガイド」（以下「竜巻・外部火災影響評価ガイド」という。）を参考にして、想定する外部火災（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発及び航空機落下火災）に対して、核燃料物質又は核燃料物質により汚染された物を取り扱う設備・機器及びそれらを収納する建物が、大きな損傷を受けることがないよう以下の設計とする。

（記載 No. 9-29）

加工施設の建物は、火災に対して危険距離以上及び爆発に対して危険限界距離以上の離隔距離を確保する設計とする。

(b) 想定火災源に対して、その影響を受けないための離隔距離が危険距離<sup>※1</sup>以上確保する設計とする。

※1 延焼防止に必要な距離。

（記載 No. 9-31）

加工施設の建物は、火災に対して危険距離以上及び爆発に対して危険限界距離以上の離隔距離を確保する設計とする。離隔距離を確保できない場合は、一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する又は建物外壁の鉄筋コンクリートを増し打ちすることにより、建物外壁が受ける圧力の衝撃を緩和する。

(c) 想定爆発源に対して、その影響を受けないための離隔距離が危険限界距離<sup>※2</sup>以上確保する設計とする。離隔距離を確保できない場合は、一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する又は建物外壁の鉄筋コンクリートを増し打ちすることにより、建物外壁が受ける圧力の衝撃を緩和する。

※2 ガス爆発の爆風圧が 0.01 MPa 以下になる距離。

（記載 No. 9-32）

敷地外の半径 10 km 圏内には石油コンビナート等が立地しており、また、敷地周辺の道路には燃料輸送車両が走行する。

防護対象施設である第2加工棟、第1-3貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟が、想定爆発源に対する離隔距離が危険限界距離以上確保していることを評価するとともに、これらの建物の外壁への爆風圧の影響を評価する。防護対象施設と想定爆発源の位置関係を添5リ(i)の第5図～添5リ(i)の第8図に示す。

④ 石油コンビナート等

加工施設に最も近いコンビナートの関西国際空港地区には、高圧ガスの貯蔵はないため、爆発は想定されない。また、ガス事業法又は高圧ガス保安法の規則を受ける高圧ガス貯蔵施設を調査した結果、敷地周辺に貯蔵されている高圧ガスはないため、敷地外における高圧ガスの爆発の影響は、敷地から最も近い敷地南側道路におけるタンクローリー（プロパンガス）の評価

で包含できる。

#### ㊸ 燃料輸送車両

【第2加工棟】防護対象施設の第2加工棟については、明らかに想定爆発源に対する隔離距離を確保できない位置にあり、影響があることが確認できたため、以下の対策を講じることにより、防護対象施設の外壁が損傷を受けないようにする。燃料輸送車両の爆発による離隔距離の評価結果を添5リ(イ)の第15表に示す。防護対象施設の第2加工棟については、別添5リ(イ)－9に示す評価結果より、外壁を10 cm以上増し打ちすることで、爆風圧が既存の外壁に影響を及ぼさないことを確認した。したがって、第2加工棟の南側面について、外壁を厚さ10 cm以上増し打ちする安全対策や外扉等の補強を実施することで、爆風圧が施設に影響を及ぼさない設計とする。

【第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第1加工棟】防護対象施設の第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟については、添5リ(イ)の第15表に示す評価結果より影響があることが確認できたが、爆風圧が12～19 kPaであり、爆風圧が相対的に低く、かつ内包する核燃料物質が少なくリスクが低いと考えられ、一般高圧ガス保安規則の第一種保安物件（学校、病院、劇場等）に対する第一種設備距離（10 t未満の貯蔵設備の場合、17 mの保安距離をとることで事故が発生した場合の危害を防止している）の2倍以上の離隔距離を確保しているため、爆風圧が施設に影響を及ぼさない。

#### ㊹ 必要となる対策

前項の影響評価より、第2加工棟の南側面が損傷を受けないようにするため、外壁を厚さ10 cm以上増し打ちする安全対策や外扉等の補強を実施する対策を講じる。ただし、10 cm以上増し打ちする外壁は、既存の建物の構造を考慮するものとする。

前項の対策を講じることにより、想定爆発源が防護対象施設に影響を及ぼすことはない。添5リ(イ)の第15表 敷地外の燃料輸送車両の爆発による離隔距離の評価結果

(記載 No. 9-38)

#### ㊺ 高圧ガス貯蔵施設

水素ガス、プロパンガス及びPRガス（メタンガス）を貯蔵するボンベ置場については、防護対象施設の第2加工棟に対して、明らかに爆発源に対する離隔距離を確保できない位置にあるため、離隔距離を確保できる位置に移設する。敷地内のボンベ置場における可燃性ガスボンベ及び第1高圧ガス貯蔵施設における液化アンモニアタンクによる防護対象施設に対する危険限界距離の評価結果を添5リ(イ)の第18表に示す。爆発源から防護対象施設までの離隔距離は、いずれも危険限界距離以上確保する結果となった。

したがって、防護対象施設の外壁には影響を及ぼさない。

#### ㊻ 燃料輸送車両

爆発を想定する燃料輸送車両は、水素ガス、プロパンガス及びPRガス（メタンガス）を貯蔵するボンベ置場にボンベを搬送する運搬車両及び第1高圧ガス貯蔵施設の液化アンモニアタンクに液化アンモニアを供給するタンクローリーとする。これらの燃料輸送車両が敷地内走行中に爆発した場合、爆発位置は明らかに防護対象施設に対する離隔距離を確保できないため、離隔距離を確保できる位置に移設する。敷地内の運搬経路での燃料輸送車両の爆発による防護対象施設に対する危険限界距離の評価結果を添5リ(イ)の第19表に示す。爆発源から防護対象施設までの離隔距離は、いずれも危険限界距離以上確保する結果となった。

したがって、防護対象施設の外壁には影響を及ぼさない。

◎ 必要となる対策

① 燃料輸送車両

添5リ(イ)の第6図に示すように、第1高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置場(1)は敷地西方に移設する。

前項の対策を講じることにより、想定爆発源が防護対象施設に影響を及ぼすことはない。

添5リ(イ)の第18表 敷地内の高圧ガス貯蔵施設の爆発による危険限界距離の評価結果

添5リ(イ)の第19表 敷地内の燃料輸送車両の爆発による危険限界距離の評価結果

添5リ(イ)の第6図 燃料輸送車両の敷地内走行経路

(記載 No. 9-41)

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟内の設備・機器は、建物により森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発による影響を防護する。また、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟は、航空機落下火災の影響評価の対象でない。

○第1廃棄物貯蔵棟(第1廃棄物貯蔵棟 緊急設備 防護壁又は防護柵(W1防護壁)含む。)、第3廃棄物貯蔵棟(第3廃棄物貯蔵棟 緊急設備 防護壁又は防護柵(W3防護壁)含む。)

[8.2-B2]

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟は想定する火災源に対し、その影響を受けないように、火災源との離隔距離が、危険距離以上となる設計とする。

また、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟は想定する爆発源に対する離隔距離が、危険限界距離以上となる又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離となる設計とする。

加工事業変更許可申請書に示したとおり、加工施設外の火災・爆発及び敷地内危険物施設の火災・爆発に対し、加工施設敷地内におけるボンベ置場(1)及び第1高圧ガス貯蔵施設(アンモニアタンク)の移設や燃料輸送車両の構内通行ルート及び駐車位置の制限を行うことにより、安全性を確保する。敷地内の危険物施設のうち移設を予定していたボンベ置場(1)及び第1高圧ガス貯蔵施設(アンモニアタンク)の詳細な設置位置を確定したことから、影響評価を見直した。森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発に係る設計方針を付属書類6に示す。

加工事業変更許可申請書から外部火災影響評価結果を一部変更したが、加工事業変更許可申請書に記載した外部火災の影響を受けない設計とする基本方針に変更はない。

○発電機・ポンプ棟、遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 No. 3

発電機・ポンプ棟、遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 No. 3 は、森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発、航空機落下火災により損傷を受けた場合においても核燃料物質等を取り扱う設備・機器を収納する建物の安全性を損なわない。